

山梨県公報

号外第二十六号

令和五年

四月二十七日

木曜日

目次

監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人關野孝から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年四月二十七日

山梨県監査委員	小林 厚
同	小泉 久司
同	土橋 亨
同	水岸 富美男

包括外部監査結果報告書

令和5年3月24日

山梨県監査委員 殿

包括外部監査人 關野 孝

I. 外部監査の概要

1 外部監査の種類

本外部監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により監査を実施した。

2 選定した特定の事件（テーマ）

2.1 外部監査のテーマ

税外債権の管理に関する財務事務の執行について

2.2 外部監査対象期間

令和3年度及び必要に応じて遡及する年度並びに一部は令和4年度

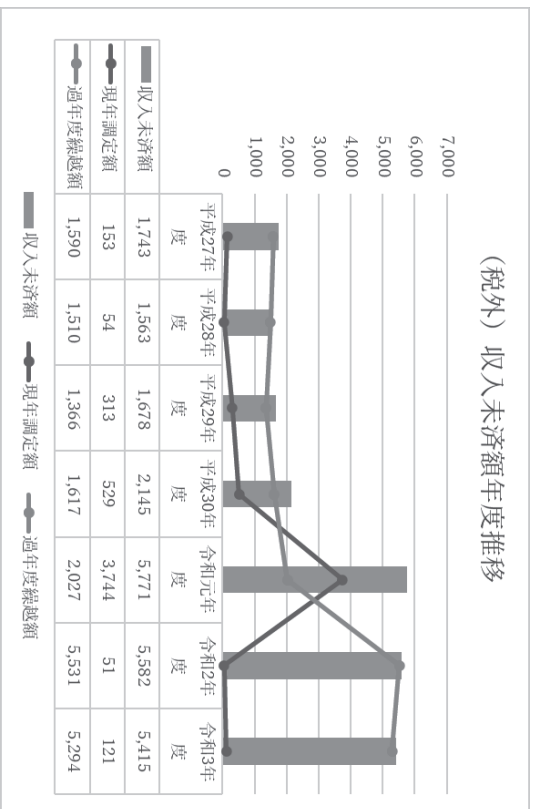
3 テーマ選定の理由

3.1 収入未済額の推移状況

平成27年度から直近年度である令和3年度までの収入未済額（税外債権額）の推移は以下のとおりである。

(税外) 収入未済額年度推移

(単位：百万円)



※1 出典：県提出データより監査人集計加工

2 収入未済額＝現年査定額＋繰越額

(なお、端数処理の関係で合計額が必ずしも一致しない。)

3 現年査定額とは、調定を実施した年度に収入されず翌年度に繰り越された債権額(現年度発生)の債権

4 過年度繰越額とは、現年度よりも前の年度に調定がなされ未収となったままである債権(1年超滞留している債権)

上記推移表のとおり、税債権を除く収入未済額は令和元年度において、前年(平成30年度)の21億円から57億円と大きく増加しており、令和2年度以降も55億円前後で高止まりしたままとなっている。令和元年度において大きく増加した理由としては、主として県東地域の公正入札違約金(「3.1.11. 県土整備部 県土整備総務課」参照)及び北杜市内の産業廃棄物不適正処理事案に係る行政代執行費用(「3.1.12. 環境・エネルギー部 環境整備課」参照)であり、いずれも非経常的な要因に発生した債権である。

上記の収入未済額年度推移グラフより、以下の状況が読み取れ、県の債権管理において、特に長期滞留債権の管理が重要であると考えられる。

- ・(主に公正入札違約金の発生により多額の現年査定額が発生した平成30年度及び令和元年度を除くと)各年度の収入未済額占める現年査定額の割合は、極めて低く、毎年度新規で多額の滞留債権が発生している状況にはないこと。

- ・収入未済額のうち大部分が過年度からの長期滞留債権であること。

3.2. 債権管理の重要性

他方、県の債権管理業務の面では、令和3年度の所属引収入未済額明細表(「6.7」)のとおり、58もの所属に債権が存在しており、債権の管理は所属ごとに実施している。後述するように、県では債権回収及び処理マニュアルを定めるなど、組織的に適正な債権管理が担保されるように一定の施策を講じているが、このように実際の債権管理業務について多数の部署及びその人員が介在していることから、適切な債権管理業務の品質管理水準の維持が重要であると判断した。

山梨県が公表している「山梨県財政の中期見通し」(令和4年2月8日山梨県総務部財政課)によると、高齢化の進展に伴う介護保険関係経費、高齢者医療費の増加などにより社会保障関係系費は今後も増加していく見通しであり、また現在検討されている、少人数教育の拡充を進めていくうえでも、健全な財政基盤は重要であると考えられる。このためにも、債権の不良債権化を防ぎ、財政基盤の健全化維持を図ることは重要であると判断した。

以上より、税外債権の管理に関する財務事務の執行を監査テーマとする意義は極めて高いものと考えられる。

4 外部監査の監査方法

4.1. 監査の対象

以下のとおり、原則として令和3年度末において、税債権を除いた収入未済額(債権)を有する所属及び債権管理に係る所属を対象とする。

No	課名等
1	県民生活部 私学・科学振興課
2	県民生活部 富士・東部地域県民センター
3	総務部 人事課
4	総務部 職員厚生課
5	総務部 資産活用課
6	福祉保健部 福祉保健総務課
7	福祉保健部 健康長寿推進課
8	福祉保健部 障害福祉課
9	福祉保健部 医務課
10	福祉保健部 健康増進課
11	福祉保健部 中北保健福祉事務所
12	福祉保健部 岐阜保健福祉事務所
13	福祉保健部 岐阜保健福祉事務所
14	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
15	福祉保健部 あげほの医療福祉センター
16	子育て支援局 子ども福祉課
17	子育て支援局 甲陽学園
18	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜
19	林政部 森林整備課
20	林政部 林業振興課
21	林政部 県有林課
22	林政部 中北林務環境事務所
23	林政部 岐阜林務環境事務所
24	林政部 岐阜林務環境事務所
25	林政部 富士・東部林務環境事務所
26	環境・エネルギー部 環境整備課
27	産業労働部 産業振興課
28	産業労働部 労政雇用課
29	産業労働部 成長産業推進課
30	産業労働部 産業技術短期大学校
31	観光文化部 考古博物館
32	農政部 農業技術課
33	農政部 樹心課
34	農政部 中北農務事務所
35	農政部 岐阜農務事務所
36	農政部 畜産鶏農技術センター
37	県土整備部 県土整備総務課
38	県土整備部 道路整備課
39	県土整備部 道路管理課
40	県土整備部 治水課
41	県土整備部 都市計画課
42	県土整備部 建築住宅課 住宅対策室
43	県土整備部 中北建設事務所 (東北支所を含む)
44	県土整備部 岐阜建設事務所
45	県土整備部 岐阜建設事務所 (身延支所を含む)
46	県土整備部 富士・東部建設事務所

47	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
48	県土整備部 流域下水道事務所
49	出納局 会計課
50	教育庁 総務課
51	教育庁 高校教育課
52	教育委員会 韮崎工業高等学校
53	教育委員会 甲府昭和高等学校
54	教育委員会 白根高等学校
55	教育委員会 山梨高等学校
56	教育委員会 吉田高等学校
57	教育委員会 富士河口湖高等学校
58	教育委員会 都留高等学校
59	教育委員会 上野原高等学校
60	警察本部 大月警察署

対象地点が多数に及ぶこと、金額的規模及び債権発生の根拠法令等も様々であることから、より実効性のある監査の実施を行うため、監査人の専門家としての判断に基づき、各所属の債権の金額的重要性等により、包括外部監査人及び監査補助者が、対象所属に出向き監査を行う往査対象を選定することとした。

なお選定対象とする単位については、「所属」単位としている。これは、債権管理業務の実施及びその統制活動が「所属」単位で行われているためである。

往査対象とした所属名称、その債権額及び往査対象として選定した（又は選定しなかった）根拠を次ページのとおりに一覧表にまとめた。

往査対象選定

No	課名等	令和3年度 収入未済額 (円) ※1	主な収入内容	往査対象 (※3)	選定判断基準			Ⅲ.3.1. 各論 監査結果 該当箇所
					金額的重要性 (※2)	公正入札違約金 (※3)	備考	
1	県民生活部 私学・科学振興課	227,000	令和2年度私立高等学校等奨学給付金返還金					
2	県民生活部 富士・東部地域県民センター	138,446	退職嘱託職員報酬返還金					
3	総務部 人事課	125,525	非常勤職員報酬減額に伴う返納					
4	総務部 職員厚生課	628,200	恩給					
5	総務部 資産活用課	66,887,536	契約解除に伴う損害賠償金、土地貸付料	○	○			Ⅲ.3.1.2.
6	福祉保健部 福祉保健総務課	22,960	診療報酬返還金					
7	福祉保健部 健康長寿推進課	11,106,224	高齢者居室等整備資金貸付金償還金	○	○			Ⅲ.3.1.3.
8	福祉保健部 障害福祉課	13,905,461	重度心身障害者居室等整備資金貸付金償還金、児童措置費負担金ほか	○	○			Ⅲ.3.1.4.
9	福祉保健部 医療課	8,256,620	看護職員修学資金返還金、医師修学資金貸付金返還金ほか					
10	福祉保健部 健康増進課	55,640	特定医療費（指定難病）と重度心身障害者医療費の重複返付に係る返納金					
11	福祉保健部 中北保健福祉事務所	35,181,742	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金		○		※4	
12	福祉保健部 峡東保健福祉事務所	3,277,424	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金					
13	福祉保健部 峡南保健福祉事務所	27,464,143	生活保護費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金ほか		○		※4	
14	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所	48,585,324	生活保護費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金ほか		○		※4	
15	福祉保健部 あげぼの医療福祉センター	3,853,092	児童福祉法に基づく措置費負担金、利用者負担金ほか	○				Ⅲ.3.1.5.
16	子育て支援局 子ども福祉課	35,291,428	児童措置費負担金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金ほか	○	○			Ⅲ.3.1.6.
17	子育て支援局 甲陽学園	557,761	児童福祉施設費負担金	○			※5	Ⅲ.3.1.7.
18	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜	94,500	児童福祉施設費負担金					
19	林政部 森林整備課	33,286,050	不当利得返還請求	○	○		※6	Ⅲ.3.1.8.
20	林政部 林業振興課	38,046,750	林業・木材産業改善資金償還金、林業構造改善事業補助金返還金	○	○			Ⅲ.3.1.9.
21	林政部 県有林課	7,743,225	土地明渡強制撤去費用	○			※7	Ⅲ.3.1.10.
22	林政部 中北林務環境事務所	44,314,299	清里の森土地賃借料、恩賜県有財産土地賃付料ほか	○	○		※7	Ⅲ.3.1.10.
23	林政部 峡東林務環境事務所	989,235,887	公正入札違約金、恩賜県有財産土地賃付料	■	○	○	※3、9	
24	林政部 峡南林務環境事務所	380,991	恩賜県有財産土地賃付料、違約金ほか					
25	林政部 富士・東部林務環境事務所	173,426	契約解除に伴う違約金、恩賜県有財産土地賃付料					
26	環境・エネルギー部 環境整備課	945,546,535	契約代執行費用	○	○			Ⅲ.3.1.12.
27	産業労働部 産業振興課	91,208,670	中小企業高度化資金償還金、中小企業設備近代化資金償還金	○	○			Ⅲ.3.1.13.
28	産業労働部 労務雇用課	17,228,546	損害賠償請求	○				Ⅲ.3.1.14.
29	産業労働部 成長産業推進課	1,250,000	山梨県創造技術研究開発費補助金返還金	○			※5	Ⅲ.3.1.15.
30	産業労働部 産業技術振興課	735,000	採集料	○			※5	Ⅲ.3.1.16.
31	観光文化部 考古博物館	657,580	所蔵資料の所有権取得に係る損害賠償金の請求					
32	農政部 農業技術課	131,273,087	農業改良資金約定償還金、農業改良資金延滞違約金	○	○			Ⅲ.3.1.17.
33	農政部 耕地課	47,030,399	公正入札違約金	■		○	※3	
34	農政部 中北農務事務所	29,672	倒産に伴う前払金返還利息の請求					
35	農政部 峡東農務事務所	473,355,473	公正入札違約金	■	○	○	※3	

No	課名等	令和3年度 収入未済額 (円) ※1	主な収入内容	往査対象 (※3)	選定判断基準			Ⅲ.3.1. 各論 監査結果 該当箇所
					金額的重要性 (※2)	公正入札違約金 (※3)	備考	
36	農政部 畜産酪農技術センター	250,722	契約違約金					
37	県土整備部 県土整備総務課			○			※3	Ⅲ.3.1.11.
38	県土整備部 道路整備課	422,598,791	公正入札違約金	■	○	○	※3	
39	県土整備部 道路管理課	79,507,723	公正入札違約金	■	○	○	※3	
40	県土整備部 治水課	210,203,887	不当利得返還請求、公正入札違約金ほか	○	○	○	※3、6、8	Ⅲ.3.1.8.
41	県土整備部 都市計画課	87,812,130	公正入札違約金、公園費負担金	○	○	○	※3、8	Ⅲ.3.1.18.
42	県土整備部 建築住宅課 住宅対策室	336,655,618	県営住宅等使用料、県営住宅等駐車場使用料ほか	○	○	○		Ⅲ.3.1.19.
43	県土整備部 中北建設事務所（峡北支所を含む）	4,137,383	契約解除に伴う違約金、用地買収返還金ほか	○（※9のみ）			※5	Ⅲ.3.1.20.
44	県土整備部 峡東建設事務所	1,118,315,551	公正入札違約金、請負契約解除に伴う違約金ほか	■	○	○	※3、9	
45	県土整備部 峡南建設事務所（身延支所を含む）	6,286,838	道路占用料、河川占用料ほか				※5	Ⅲ.3.1.21,22.
46	県土整備部 富士・東部建設事務所	225,652	非常勤嘱託職員報酬返還金、道路占用料ほか					
47	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所	14,069,783	公正入札違約金	■	○	○	※3	
48	県土整備部 流域下水道事務所	24,039,102	公正入札違約金	■	○	○	※3	
49	出納局 会計課			○			※10	Ⅲ.3.1.1.
50	教育庁 総務課	209,355	例月給与のれい入分					
51	教育庁 高校教育課	32,756,680	山梨県奨学金返還金、地域改善対策高等学校等奨学資金返還金ほか	○	○			Ⅲ.3.1.23.
52	教育委員会 韮崎工業高等学校	89,100	数学支援金の返還					
53	教育委員会 甲府昭和高等学校	2,508	自動販売機電気料					
54	教育委員会 白根高等学校	1,729	自動販売機電気料					
55	教育委員会 山梨高等学校	2,683	自動販売機電気料					
56	教育委員会 吉田高等学校	89,100	数学支援金の返還					
57	教育委員会 富士河口湖高等学校	1,920	自動販売機電気料					
58	教育委員会 都留高等学校	80,939	採集料、会計年度任用職員に要する経費ほか					
59	教育委員会 上野原高等学校	6,263	自動販売機電気料					
60	警察本部 大月警察署	4,427	行政財産使用実費弁償収入					
(注)		5,414,502,496						

※1 県提出資料より
 ※2 選定基準とする重要性基準値を10百万円とし、当該基準値以上の所属をスクーピングした。
 ※3 公正入札違約金（概要等は「Ⅲ.3.1.11.県土整備部 県土整備総務課」参照）は10所属の所管債権となっているが、その取りまとめ所属である「県土整備部 総務課」を往査対象とした。（県土整備部 総務課への往査とした部課：■）
 ※4 コロナ対応により往査対象除外とした。
 ※5 重要性基準値10百万円未満の所属のうち、監査人の任意抽出により追加選定。原則として出先機関から選定しているが、1件は本庁の所属より選定。
 ※6 債権発生の原因となる契約等が同一であるため、No.19森林整備課およびNo.40治水課はセットで監査実施。
 ※7 債権発生の原因となる契約等が同一であるため、No.21県有林課およびNo.22中北林務環境事務所はセットで監査実施。
 ※8 公正入札違約金以外の債権も監査対象としている。
 ※9 公正入札違約金以外の債権もあるが、金額的重要性が相対的に低いため対象から除外した。
 ※10 全庁的に準拠している山梨県債権回収及び処理マニュアル等の設定主体であり、全体の管理を行う所属であるため選定した。

※公正入札契約金 所属課別収支残高 (令和4年3月末)

単位：円

林政部	岐阜県林務環境事務所	988,673,358
農政部	耕地課	47,030,399
農政部	岐阜農務事務所	473,355,473
農土整備部	道路整備課	422,598,791
農土整備部	道路管理課	79,507,723
農土整備部	治水課	52,199,280
農土整備部	都市計画課	44,890,541
農土整備部	岐阜建設事務所	1,117,545,089
農土整備部	広瀬・琴川ダム管理事務所	14,069,783
農土整備部	流域下水道事務所	24,039,102
		3,263,909,539

(出典：県提供資料より監査人集計)

4.2. 外部監査の目的

外部監査の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する県民の信頼を高めることであると認識している。特に包括外部監査制度の趣旨は、地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査チームに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合规性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査チームに関して、合规性の観点で限定的な保証を主として、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び合理性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものと考ええる。

4.3. 監査の基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

4.4. 監査の視点

「税外債権の管理に関する財務事務の執行について」の主な監査の視点(主)の点のとおりである。

- i) 対象部局等の債権管理の財務に関する事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているか否かについて
- ii) 対象部局等の債権管理の財務に関する事務の執行を合规性の視点で検証することと併せて、債権管理の財務に関する事務の執行が経済性・効率性の面でも改善余地がないかどうかについて
- iii) 対象部局等の債権管理の財務に関する事務の執行が効果的に実施されているか否かについて

4.5. 主な監査手続

特定の事件に対する監査手続としては、上記4.4.に記載した監査視点に基づき、外部監査の本旨である財務諸表監査を基礎とし、併せて経済性・効率性及び有効性等を検証するための監査手続を実施した。

主な監査要点及び立案実施した具体的な監査手続の概要は次のとおりである。

【監査要点】

- ・債権管理体制の整備運用状況の評価について
 - ・債権の発生(収入調定など)から回収に至るまでの事務処理が、法令及び規則等に準拠してなされているか
 - ・契約書等の存在により適切に裏付けられた、実在する債権であるか
 - ・全ての債権が網羅的に把握され、適切に管理されているか
 - ・債権額が契約書等の金額と一致しているか
 - ・長期滞留債権に対し、適切に回収業務が実施されているか
 - ・不納欠損処理の適時性及び適切性について
 - ・債務保証管理の適切性について
 - ・債権の評価の妥当性について
- 上記の各項目について、上記の合规性のほか、必要に応じて経済性・効率性等についても検討する。

【監査手続】

- ・関連法令を含めた諸規定等の入手閲覧
- ・関係者への質問及びその回答の聴取（必要に応じてその回答を裏付けする根拠証憑の入手閲覧）
- ・債権管理に係る関係資料（契約書や管理帳票など）間の突合による整合性確認
- ・再計算の実施
- ・その他必要と認めて実施する手続き

4.6. 監査の結果

監査の結果については、「Ⅲ. 外部監査の結果」に記載しておりである。監査の結果、指摘事項は18件、意見事項は65件であった（P.20～22ページ参照）。

4.7. 外部監査の実施期間

本監査は、令和4年7月21日から令和5年2月28日までを実施期間とした。

5 外部監査の組織

包括外部監査人	公認会計士	關野 孝
監査補助者	公認会計士	石川 寿彦
監査補助者	公認会計士	海野 純矢
監査補助者	公認会計士	川口 明浩
監査補助者	弁護士	近藤 徹
監査補助者	弁護士	笹津 備文
監査補助者	公認会計士	田中 佑幸
監査補助者	公認会計士	深澤 智之

II. 自治体債権制度等の概要**1 債権管理の重要性**

市内にあるA社は宝石を販売する会社です。A社は、3月31日に同じく宝石販売を営むB社に120万円分を宝石を販売しました。いわゆる「掛売り」¹であり、B社からの販売代金120万円は翌月末日（4月30日）に支払われることとなっています。この場合、A社はB社に対して120万円の債権（売掛金といえます。）があることになります。

しかし、4月30日になっても120万円の代金は支払われず、結果的にB社への債権（売掛金）の回収を行うことができません。B社へ連絡しても連絡がつかずません。

A社の社長であるZ氏は大変困ってしまいました。120万円の債権回収ができないと、従業員への給与や会社の家賃の支払いができないこととなります。社長のZ氏は困り果て、資金の融資のため取引銀行であるH銀行へ相談に行くこととしました。さて、H銀行は融資をしてくれるとよいですが、結果はどうなったでしょうか。

上記は少し極端な例ですが、このように債権の回収が適切に行われない場合、会社の資金が不足し、従業員への給与支払いや家賃支払いなどの会社の適切な運営に必要な経費の支払いに大きな影響を与えることになりかねないこととなり、究極的には会社の倒産となってしまう。

会社組織を例にしていきますが、これは県や市町村である自治体も基本的に同様です。

自治体も様々な債権を有しており、例えば地方税、河川占用料、道路占用料、児童福祉法などに基づく負担金や貸付金などがあります。当該債権が適切にかつ適時に回収されないこととなると、自治体の財政基礎の健全性が揺らぐことにつながり、ひいては県民や市民に対する、適切な公共サービスの提供ができなくなることも意味します。

このように、自治体における債権の適切な管理は、質の高い公共サービスの継続的な提供のために必要不可欠であることが分かります。

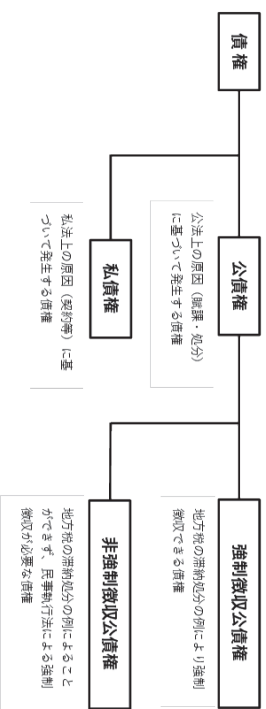
2 県の債権の総括的事項**2.1. 債権の区分**

地方自治法第240条第1項で「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と定義されており、その発生原因により、公法上の債権「公債権」と私法上の債権「私債権」の2つに区分される。さらに、「公債権」は「強制徴収が可能な債権（以下「強制徴収公債

¹事業者間での取引慣習であり、あとで代金を支払う約束（契約）で、先に商品をわたすこと。

債権」という。)と「直接県が強制徴収できない債権(以下「非強制徴収公債権」といふ。)」に分類される。

図解すると以下のとおりとなる。



(出典：山梨県債権回収及び処理マニュアルより監査人作成)

22. 債権区分ごとの主な相違点

特に言及が無い場合は、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づき監査人が加工記載している。

22.1. 滞納処分、強制執行

いわゆる「自力執行権」の有無についての相違である。

強制徴収公債権については、地方税の滞納処分の例により処分することができる(地方自治法第231条の3第3項)。つまり、県は裁判所の手を借りずに県自らの手で差押えなどの滞納処分を行い、債権の回収を図ることができる。言わば「特権」を有している。

他方、非強制徴収公債権及び私債権の場合は、裁判手続等を通り「債務名義」の取得が必要となり、その「債務名義」に基づいて裁判所に強制執行の申立てを行い、財産の差押えを行うことが必要となる。

²民事執行法第22条参照。具体的には、訴えを提起し判決を取得すること、支払督促の申立てを行い執行宣言付の支払督促を得るなど、一定の裁判所の関与が必要となる。

このように、非強制徴収公債権及び私債権については、債務名義の取得と取得した債務名義に基づいて強制執行手続を行う際の2つの段階について裁判所への申立てが必要とされており、自力執行権が認められている強制徴収公債権とはその点大きく相違することとなる。

22.2. 消滅時効の援用と不納欠損処理

時効の援用とは、債務者が時効の利益を受けることを主張することである。私法上の債権の場合、時効の援用がないと債権は消滅しないこととなる(民法第145条)。

公債権(強制徴収公債権及び非強制徴収公債権)の場合、時効の援用を得る必要がなく、時効の完成により債権は消滅する(地方自治法第236条第2項)。つまり、債務者の意思とは関係なく、時効期間の満了とともに時効が成立することになる。

他方、私債権の場合、上記のとおり時効が完成したのみでは債権が消滅せず、さらに時効の援用が必要となる。

まとめると以下のとおりとなる。

公債権：時効の完成 = 債権の消滅

私債権：時効の完成 + 時効の援用 = 債権の消滅

公債権については、時効期間の経過と同時に消滅するため、債務者が時効完成後に弁済を行ったとしてもこれを受け取ることができず、受け取った場合は不当利得となり返還が必要となる。

私債権については、時効完成のみでは債権は消滅しておらず、債務者へ請求することができる。債務者が時効の援用をしない限りにおいて弁済を受けることができる。この相違点は不納欠損処分における相違点につながる。

公債権の場合、時効の完成により債権が消滅することにより不納欠損処理を行うこととなるが、私債権の場合は債務者が時効を援用しない限り債権は消滅していないこととなるため、原則として不納欠損処理を行えない。このように私債権については、時効の援用がないことから時効期間を大きく経過した債権が帳簿に残ったままとなっているケースが見られることとなる。

³時効の完成：法律に規定する時効期間が経過することをいう。

⁴不納欠損：歳入決算において既に認定されている歳入が徴収し得なくなった場合、これを不納欠損額として表示することをいう。企業会計でいう、「貸倒損失」。

よって、私債権について不納欠損処理を行うことができるケースとして以下のとおりである。

- ・時効期間到来後、債務者が時効の援用をした場合（民法第145条）
- ・権利放棄の議決を行ったとき（地方自治法第96条第1項第10号）
- ・債務者に資力がなく、履行延期をして、特約を結び、10年を経過して資力がなく状態にある場合は免除できる（地方自治法施行令171条の7）。

なお、私債権の権利放棄の判断基準として、県以下のとおり定めている。（平成24年11月16日出納局会計課長 一部監査人加工。）

税外未収金に係る権利放棄の判断基準

次の各号のいずれかに該当し、弁済の見込みがない場合とする。

- 1 消滅時効の期間が経過し、かつ、次のいずれかに該当する場合。ただし、連帯保証人又は相続人から納付が受けられる可能性がある場合は除く。
 - (1) 債務者が死亡又は行方不明（※1）で時効の援用の見込みがない場合
 - (2) 債務者が破産し、裁判所が免責決定を行った場合
 - (3) 会社倒産等により法人の実体が存在せずに登記簿上のみ存在している場合（※2）
- 2 時効期間は到来していないが、債務者、連帯保証人、相続人のいずれも存在しない場合（※3）

※1 「行方不明」とは、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づく所在調査において居所が不明又は住民票が継続消滅された場合とする。

※2 「法人の実体が存在せずに登記簿上のみ存在している場合」とは、次の全てに該当する場合とする。

- ・事業を行っていない場合
- ・登記簿上の事務所所在地で事務所がない又は放棄されている場合
- ・登記簿上代表権を有する者が死亡又は行方不明の場合

※3 「債務者、連帯保証人、相続人のいずれも存在しない場合」とは、債務者、連帯保証人が死亡し、その相続人の全員が死亡又は相続放棄した場合とする。

2.2.3. 停止措置

「2.2.1. 滞納処分、強制執行」に記載のとおり、強制徴収公債権については、督促状で定めた指定期限までその債務が完済されないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる（地方自治法第231条の3第3項）とされる。非強制徴収公債権及び私債権については、債権について督促を行った後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、①担保権の実行や保証人への履行請求、②債務名義のある債権については強制執行の手続きを行うこと、③前①②に該当しない債権については新築手続きにより履行を請求することを求めている（地方自治法施行令第171条の2）。

しかし、差押えが可能な財産が全くないような場合、このような手続きを行うことはコストがかかるのみで債権回収の実効性が全く見込まれないばかりか、費用倒れとなることが明白である。そこで、法令により一定の事由がある場合に徴収を停止することが認められている。

根拠法令及び山梨県債権回収及び処理マニュアルの規定をまとめると以下のとおりとなっている。

強制徴収公債権・・・滞納処分の執行停止
（地方税法第15条の7、国税徴収法第153条）

次のいずれかに該当すると認められるときは滞納処分の停止をすることができる。

- ①滞納処分をすることができる財産がないとき
法人の場合は、破産手続き廃止・終結の決定がある場合、清算終了の登記がなされている場合、解散登記があり財産がないと認められる場合。
個人の場合は、滞納者が死亡しその財産が限定承認されている場合、相続人が不存在または1人でも相続放棄した場合。
- ②滞納処分を執行することにより滞納者の生活を著しく窮乏させる恐れがあるとき
生活保護法の適用を受けている場合や同法の適用水準と同様な生活状態にある場合。
- ③滞納者の住所及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき
住民票が継続消滅となっている場合で戸籍の附票によっても住所が不明な場合
や登録上の住所はあるが行方不明の場合。

⁵ 限定承認：相続によって得たフランスの財産の範囲内で負の財産を負担するという条件で相続を行うもの。相続人全員で行う必要がある。

非強制徴収公債権及び私債権・・・徴収停止
(地方自治法施行令第171条の5)

次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは以後その保全及び取立てをしないことができる。

①法人である債務者が事業を休止した場合

法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

②債務者が所在不明の場合

債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

③債権金額が少額の場合

債権金額が少額で、取り立てに要する費用に満たないと認められるとき。

2.2.4 時効期間

公債権（強制徴収公債権及び非強制徴収公債権）の時効期間は5年となっている（地方自治法第236条第1項）。ただし、国民健康保険料や介護保険料のように個別法で2年と短く定められている場合がある。

他方で、私債権の時効期間については、改正前民法と改正後民法とで異なる取扱いとなっている。

改正後民法では、債権者が権利を行使することができることを知った日から5年間行使しないとき（主観的起算点から5年）か、権利を行使することができる時から10年間行使しないとき（客観的起算点から10年）のいずれか早いほうの経過により時効が完成するとされている（民法第166条第1項）。

改正前民法では、債権の消滅時効の原則的な時効期間を、「権利を行使することができる」（客観的起算点）から10年と定め（改正前民法第166条、167条）、その上で漸行漸よとして生じた債権については5年間（改正前商法第522条）とし、その他職業別に短期間の時効期間（5年、3年、2年、1年等）を別途定めていた（改正前民法第170条～174条）。

以上まとめると、改正後民法による大きな変更点として以下のとおりである。

- ・ 主観的起算点から5年間による消滅時効を認めたこと
- ・ 商事債権の時効期間を5年間と定めた商法第522条の規定、職業別の短期消滅時効期間を定めている改正前民法第170条～174条の削除
- ・ （上記により）債権の種類ごとに、まちまちになっていた時効期間を原則として「主観的起算点から5年間、客観的起算点から10年間」（統一）

【時効期間のまとめ】

種類	根拠法令	期間
公債権	地方自治法第236条第1項	5年
	他の法律の定めがあるもの	個別
私債権	民法第166条第1項（一般の債権）	債権者が権利を行使できることを知った時から5年、権利を行使できる時から10年
	民法第168条第1項（定期金債権）	債権者が権利を行使できることを知った時から10年、権利を行使できる時から20年
	民法第169条（確定判決等によって確定した権利）	10年
	民法第166条第2項（債権又は所有権以外の財産権）	20年
	民法第167条（人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権）	債権者が権利を行使できることを知った時から5年、権利を行使できる時から20年

(出典：令和3年度 債権管理担当者研修会資料)

(注)：改正後民法の施行日（令和2年4月1日）前に債権が生じた場合（施行日以降に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされた時を含む。）におけるその債権の消滅時効の時期は改正前民法が適用される。

3 山梨県滞納債権処理方針及び山梨県債権回収及び処理でニューアールの概要

県は平成23年3月に「山梨県滞納債権処理方針」を定めている。同方針の目的には「県が有する各債権について、本方針に掲げる取り組みを進め、県民負担の公平性・公正性の確保を図り、新規滞納発生及び過年度を含めた滞納の縮減を図ることを基本とする。」と規定されている。

なお、同方針の概要は以下のとおりである。

山梨県滞納債権処理方針（抜粋）

1. 目的
2. 基本方針
 - (1) 滞納債権の未然防止
 - (2) 滞納債権の回収強化
 - (3) 滞納債権の処理
 - (4) 制度管理の徹底

2. 基本方針（4）制度管理の徹底の項目に「債権回収及び処理マニュアル」(作成)を行う旨が定められており、当該方針に基づき「山梨県債権回収及び処理マニュアル」（平成24年3月（令和3年3月一部改正））の整備をおこなっている。

「山梨県債権回収及び処理マニュアル」の概要（目次）は以下のとおりである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 第1 総括的事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 債権の定義と分類 2 調定と通知 第2 強制徴収可能な公法上の債権 <ol style="list-style-type: none"> 1 督促 2 催告 3 交渉 4 分割納付 5 所在調査 6 財産調査 7 差し押さえ 8 換価 9 執行停止 10 繰り上げ徴収 11 交付請求・参加差し押さえ 12 延滞金 第3 私法上の債権・強制徴収不可能な公法上の債権 <ol style="list-style-type: none"> 1 督促 2 催告 3 交渉 |
|--|

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 4 分割納付 5 所在調査 6 財産調査 7 法的措置 8 支払督促・通常訴訟 9 強制執行 10 徴収停止、履行延期、免除 11 履行期限の繰り上げ 12 債権届出 13 遅延損害金・延滞金等 14 効率的・効果的な回収に向けた取り組み |
| <ol style="list-style-type: none"> 第4 債権管理・権利放棄 <ol style="list-style-type: none"> 1 延滞債権管理簿の整備及び記録 2 債権放棄（私法上の債権） 3 不納欠損 第5 債権管理の体制 <ol style="list-style-type: none"> 1 債権管理の体制 第6 様式 |

上記「山梨県債権回収及び処理マニュアル」の特徴は以下の点である。

- (1) 債権（債権区分ごと）のライフサイクルの段階ごとに、実施すべき手続きやその際の留意事項がまとめられている。
- (2) 延滞債権の適正な管理のため、債権を管理する所属等は「延滞債権管理簿」を整備するとされている。同マニュアルには、『「延滞債権管理簿」は延滞債権への対応が、適正に連携無く進められることを確認する手段であり、その後の意思決定に重要な資料となる』とされており、延滞先との交渉状況を詳細に記録するとされている。また、『個別の延滞債権管理に係る情報が、その事務を取り扱う職員のみならず「担当」職員の共有情報として取り扱われることが望ましく、「延滞債権管理簿」の保管、記録、活用等について職員間の意思疎通を図るものとする』とも定められ、担当職員間の情報共有ツールとしても機能するとされている。
- (3) 『第6 様式』において、各種申請書、誓約書や調書等のひが形が提供されており、債権管理を行う担当職員への有用性が確保されている。

III. 外部監査の結果

1 指商事項又は意見事項の一覧

- No.1. 【意見事項】 未収債権管理・回収指導業務の専門監査創設の必要性について
- No.2. 【意見事項】 債権管理条列の必要性について
- No.3. 【意見事項】 「払い出し控除」の出納簿籍について
- No.4. 【意見事項】 相続放棄等の重大な変更が生じた場合の契約内容の見直しについて
- No.5. 【指商事項】 督促の実施の遅延について
- No.6. 【意見事項】 償還金の滞納行金への充当に係る業務委託の報告の改善について
- No.7. 【意見事項】 僅少な分納月額による完済計画の長期化への対応について
- No.8. 【指商事項】 履行延期の条件に基づかない分納検付について
- No.9. 【意見事項】 延滞債権(行金、札子及び延滞札子(返却損害金))に関して、償還の催告や償還の免除が検付され実施されて来なかったことについて
- No.10. 【指商事項】 事実上の分割検付計画の履行されていない案件(2件)について、債務名義の取得等による法的措置(財産調査や強制徴収等)が実施されず、事実上債権回収の事務が滞っていることについて
- No.11. 【指商事項】 延滞債務者及び連帯保証人に係る「延滞債権管理簿」に類する管理簿の整備が不十分であることについて
- No.12. 【意見事項】 当該貸付制度の実態に合わせた見直しについて
- No.13. 【指商事項】 回収事務の実効性を確保するための「債務承認及び分割検付誓約書」の作成について
- No.14. 【意見事項】 法的措置の検付について
- No.15. 【意見事項】 弁済の充当順序についての基準の策定について
- No.16. 【意見事項】 連帯保証人への通知に係る一定の基準の策定検付について
- No.17. 【意見事項】 電話、現地訪問による回収手段の実効性について
- No.18. 【指商事項】 債務承認書の提出による適切な時対管理など適切な回収事務処理について
- No.19. 【意見事項】 徴収停止処分等の徴収緩和措置の検付について
- No.20. 【意見事項】 財産調査及び分納計画書の作成について①
- No.21. 【意見事項】 財産調査及び分納計画書の作成について②
- No.22. 【意見事項】 債権放棄や徴収停止等の徴収緩和措置実施の検付について
- No.23. 【意見事項】 財産の調査把握について
- No.24. 【意見事項】 「債務承認及び分割検付誓約書」の作成について
- No.25. 【意見事項】 未収債権額の残高確認について

- No.26. 【指商事項】 財産調査の徹底及び債務承認及び分割検付誓約書の作成について
- No.27. 【意見事項】 連帯保証人への通知に係る一定の基準の策定検付について
- No.28. 【意見事項】 児童相談所と情報共有等による財産状況の把握について
- No.29. 【意見事項】 時対管理のための債務承認取得時期の基準策定について
- No.30. 【意見事項】 適時な納付命令の実施について
- No.31. 【指商事項】 強制徴収公債権への迅速な財産調査・滞納処分について
- No.32. 【意見事項】 債権放棄等及び不納付取扱いの実施について
- No.33. 【意見事項】 徴収不能引当金の計上について
- No.34. 【意見事項】 果の増減に係る開示について
- No.35. 【意見事項】 契約継続中の連帯保証人について
- No.36. 【指商事項】 交際記録等と延滞債権管理簿の情報マッチングについて
- No.37. 【意見事項】 本人の所在等の随時確認について
- No.38. 【指商事項】 債務名義を取得している債権についての債権回収手続きについて
- No.39. 【意見事項】 借地権の流動化促進について
- No.40. 【意見事項】 徴収停止又は権利放棄に基づかず不納付取扱いの検付について
- No.41. 【意見事項】 報告書フォーマットの整備について
- No.42. 【意見事項】 報告内容のデタラシさについて
- No.43. 【意見事項】 徴収停止処分の検付について
- No.44. 【意見事項】 事業者の決算書等財政状態の随時把握について
- No.45. 【意見事項】 発生経緯の詳細な調査分析及び札制度の改善・不正防止検付について
- No.46. 【意見事項】 納付義務者を特定するフローチャートの明確化について
- No.47. 【意見事項】 弁護士の利用による滞り強弱調査の検付について
- No.48. 【意見事項】 国政徴収法に基づく官公署への継続的な協力要請及び県政事務所との情報共有について
- No.49. 【指商事項】 滞りない延滞金の請求及び納入請求の実施について
- No.50. 【意見事項】 定期的な分割検付額の見直しについて
- No.51. 【意見事項】 行政代執行にかかるとなる回収マニュアルや事例集の作成について
- No.52. 【意見事項】 実効的に回収が不可能となっている債権の債権放棄について
- No.53. 【意見事項】 連帯保証人への適時な催告等の実施について
- No.54. 【意見事項】 債務者への直接接触や信用調査会社利用等による対応把握について
- No.55. 【指商事項】 書面による債務承認及び分割検付誓約書の入手について
- No.56. 【意見事項】 分割検付額の裏付けとなる証拠資料の提供依頼について
- No.57. 【意見事項】 例外的対応に係る判断の透明性の明確化について
- No.58. 【意見事項】 延滞金の減免検付について
- No.59. 【指商事項】 債務承認及び分割検付誓約書の作成徹底について
- No.60. 【指商事項】 外部委託等も含めた適切な回収事務の立案について

- No.61. 【意見事項】徴収停止等、徴収繰越措置の検討について
- No.62. 【意見事項】県有資産の付保状況確認について
- No.63. 【意見事項】過年度分の実効工事の所在確認について
- No.64. 【意見事項】督促等の促進による滞留債権解消について①
- No.65. 【意見事項】督促等の促進による滞留債権解消について②
- No.66. 【意見事項】相続人、連帯保証人等への督促等促進について
- No.67. 【意見事項】相続人の所在確認、督促の実施について
- No.68. 【意見事項】債務者本人や連帯保証人に対する督促促進について
- No.69. 【意見事項】債権の発生時期・譲渡時期の明確化について
- No.70. 【意見事項】延滞債権管理簿への適切な記載について
- No.71. 【意見事項】少額債権について効果的な回収事務検討について
- No.72. 【意見事項】現地調査の実施検討について
- No.73. 【意見事項】分割附付簿の裏付けとなる客観的な証拠資料の確認について
- No.74. 【意見事項】債権の発生経緯や交渉等の経緯の記録について
- No.75. 【意見事項】少額債権の徴収停止検討について
- No.76. 【意見事項】債務承認及び分割附付簿の作成について①
- No.77. 【意見事項】債務承認及び分割附付簿の作成について②
- No.78. 【意見事項】徴収停止や不納付処理の検討について
- No.79. 【意見事項】借用証書の提出未了者について
- No.80. 【意見事項】借用証書未提出の一部債権の未確定のままとなっていることについて
- No.81. 【意見事項】多額の滞留債権について
- No.82. 【意見事項】督促活動の履歴記録等について
- No.83. 【意見事項】徴収不能引当金の計上について

2 総括的監査意見

2.1. 債権管理に係る専門部署（プロジェクトチーム）等の設置検討

山梨県の債権管理の体制としては、全体的な機能として、出納局が山梨県債権回収及び処理マニュアルの制定、職員の研修・指導を行い、実際の債権管理に係る業務は債権を所管する担当課が実施している。

「各論としての外部監査結果」の「出納局会計課」の箇所に記載しているが（「3.1.1. 出納局 会計課」参照）、税外未収債権のうち、約84%（約45億円）が公正入札違約金や行政代執行費用の求償債権等のいわゆる非経常的要因により発生した債権であり、比較的高額かつ、回収実現のために比較的専門的な知見を要するものと考えられる。

また、それ以外の経常的に発生する債権においても、長期間滞留したままとなっており事実上回収が難しくなっているものや、分割納付計画に基づきごく少額の返済や再度の滞留を繰り返しているケース、また人員等の不足により債権管理マニュアルに定める債権管理水準が十分に達していない（例えば、所在調査や財産調査等が不十分など）ケースも監査上見られた。

なお、担当課の現場においては、個々の債権管理業務上における問題点や相談事項について適時に出納局に問い合わせを行い、これに出納局もサポートを行っている。

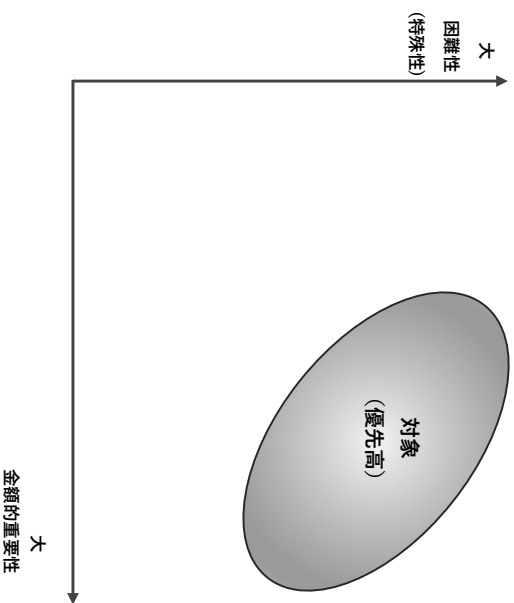
このように債権管理業務は担当課において各々が実施している状況であり、例えば上記のように債権回収に当たって一定の困難性が認められる債権も含め、全ての債権について担当課が管理している。

このような状況下では、担当課の現場では人的資源に限度もあり、その債権管理水準は限界があると認められることから、債権管理の実効性及び効率性を担保するため、債権管理の専門的な部署の立ち上げを提案する。当該部署においては、債権の回収にあたり専門的な知見を必要とするものや、金額的に重要性が認められる（長期）滞留債権など、債権管理の専門部署に管理移管することで、債権回収の効果が大きく期待される債権を担当することが考えられる。他方、各担当課においては、それ以外の例えば少額債権等について集中的に管理を行うことができ、全体的な観点では債権管理水準及び回収率の向上が期待できる。

なお、人員的及び時間的制約により、当該債権管理の専門的部署に移管する債権を選定する際には、例えば債権の金額的及び質的側面からの検討が必要であると考えられる。つまり、債権にファイナオリテリ（優先順位）を付け、移管すべき債権を選定することが考えられるが、それをマトリックス図として視覚的にまとめると以下のとおりである。

その他、現状出納局が担当している、例えば、各担当課における債権管理上の問題点を取りまとめ、その対応策を広く公表・通知するような指導的機能の発揮も期待されるところである。（後述のQ&A事例集など）

【図】債権ペトリックス図（例示）



なお、債権管理の専門的部署としては、例えば実効性の点から強制徴収公債権の債権回収ノウハウを持つ税務部門が関与すること、専門部署の組成には既存組織の活用その他、時限的なプロジェクトチームを組成することも権限と責任の明確化から有用と考えられる。

22. 債権管理条例の制定検討

発生した債権については、公平性等の観点から収納（回収）することが原則であり、取立てをせずに債権の放棄することは例外処理である。しかし、債権取立て事務の困難性や債権者の財産・収入状況などから、回収可能性が極めて乏しい債権を保有し続けることは、催促の実施、債権管理簿の作成、定期的な所在調査や財産調査、時効管理などのコストの面から鑑みると、早期に債権放棄を実施したほうがコスト管理の点から望ましい場合も多い。

県では債権放棄を行う際には、原則として議会の議決によりこれを行っているが、債権管理条例を制定し、議会の議決を得ずに、債権放棄を行っている自治体もある。他県の調査結果であるが、債権管理条例の主な制定目的として、「債権放棄手続の簡便化」が挙げられて

おり⁶、議会の議決を経る場合と比べて、迅速な債権放棄の実施が見込まれることから、結果的に債権の管理コストの圧縮が期待できるものと考えられる。

以上のことから、他自治体の債権管理条例も参考にした上で、山梨県の債権管理条例の制定の検討を要望する。

以下、参考までに他自治体（県）の債権管理条例における債権放棄に係る規定を記載する。

【岐阜県私債権の管理に関する条例からの抜粋】

（放棄）

第四条 知事は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

- 一 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- 二 消滅時効が完成し、かつ、債務者に強制執行の対象となる財産がないとき。
- 三 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額の強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける県の債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- 四 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百四十四条第一項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。

⁶ 他県実施「税外未収金に係る債権管理に関する調査結果（概要）（令和3年度）」（会計課提供）より

また、山梨県内に債権管理条例を制定している自治体があるため、これも参考として記載する。

【南アルプス市私債権管理条例からの一部抜粋】

(抜粋)

第 13 条 市長は、市の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 当該私債権について、消滅時効が完成したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)
 - (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 23 条第 1 項又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき。
 - (5) 第 7 条に規定する強制執行等又は第 9 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該私債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (6) 第 10 条に規定する徴収停止の措置をとった当該私債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (7) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- 2 市長は、前項の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しななければならない。

2.3. 徴収停止措置の積極的活用

外部監査実施時点において、徴収停止措置を実施している債権(非強制徴収公債権及び私債権)は 1 件のみであり、徴収停止措置の要件(地方自治法施行令第 171 条の 5)に該当しているとは認められるものの、当該措置を実施していない債権がいくつも見受けられた。

徴収停止措置の効果としては、対象となった債権について保全及び取立てをしないことができることとされ、結果として、実質的に回収可能性が認められない債権についてその事務管理コストを大きく削減できることとなる。山梨県債権回収及び処理マニュアルにおいて、「徴収停止調査調査」の様式が提供されており、当該調査様式を用い、全ての徴収担当課において広く活用されることを要望する。

ただし、徴収停止措置は地方自治法施行令第 171 条の 5 の要件を満たす限りにおいて認められることから、その要件の該当性について定期的に確認する必要があると考えられるため、留意が必要である。

また、徴収停止により債権が消滅することはないため、非強制徴収公債権の場合には特別期間の経過により時効消滅する一方で、私債権については債権放棄が必要である。

債権放棄については、¹² 債権管理条例の制定経緯¹⁾のとおり、原則として議会の議決が必要であるが、債権管理条例において、徴収停止後に一定期間が経過し、債務者がなお無資力である場合に債権放棄ができる旨を定めている自治体があるので、債権管理条例制定に当たってはこれも参考にされたい。

2.4. 滞納者の情報共有について

平成 19 年 3 月 27 日付の総務省令第 55 号総務省自治体事務局企画課長通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」に基づき、強制徴収公債権(国税徴収法第 14 条が適用)の所管課間において、滞納者の情報共有については可能であると示されている。

当該、強制徴収公債権における債務者の情報共有については、果のマニュアル等に特段の定めはなく、債権管理担当者研修資料にてその概要を触れているのみである。

複数の所管課に債権が存在する債務者について、その債務者に係る情報を各々の課が収集することは非効率であることから、債務者情報を所管課間にて情報共有することは、管理コストの削減ばかりでなく、効果的な債権回収の期待できる点からも非常に有用な施策であると考えられる。よって、強制徴収公債権に關する債務者の情報共有を行えるような仕組みの設置検討を要望する。

ただし、非強制徴収公債権及び私債権に係る情報の取扱いについては、上記総務省通知の対象とはなっておらず、個人情報保護条例の点からその取扱いの斟酌が慎重に検討すべきものと考ええる。

¹⁾ 徴収停止措置が認められる要件として、1)法人が休業状態、2)債務者の所在不明、3)債権が少額で費用倒れとなること、のいずれかが必要(地方自治法施行令第 171 条の 5)。つまり、客観的に回収可能性が極めて乏しい債権を対象としている。

過年度の回収不能実績に基づく算定は、その算定方法が客観的かつ容易で分かりやすい一方で、実際の回収不能見込額から大きく乖離する可能性も否定できない。

したがって、例えば金額的に重要性が認められる債権については、個別に評価・見積を行うなど、より実態に合致した引当額算定方法を検討するよう要望する。

適正な回収不能引当金算定は、債権の各所管課の債権管理業務の品質向上により担保されるものであることから、債権管理体制の強化や職員の債権回収への意識向上は重要であると考えられる。

詳細は、「3 各論としての外部監査結果 3.2 回収不能引当金」を参照。

2.8. 内部統制（統制環境）の観点からの提言

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）では、内部統制の定義をその目的とともに以下のとおりとしている。（一部監査人加工）

以下の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての人によって遂行されるプロセスをいう。

【内部統制の4つの目的】

- ・業務の効率性かつ効果的な遂行
- ・財務報告等の信頼性の確保
- ・業務に関わる法令等の遵守
- ・資産の保全

さらに、同じく「ガイドライン」では、内部統制は6つの基本的要素から構成されるとされている。

【内部統制の基本的構成要素】

- ① 統制環境
- ② リスクの評価と対応
- ③ 統制活動
- ④ 情報と伝達
- ⑤ モニタリング（監視活動）
- ⑥ ICT（情報通信技術）への対応

基本的要素のうち、① 統制環境については以下のとおりとされている。（「ガイドライン」より抜粋 下線は監査人追加）

統制環境とは、組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、それぞれに影響を及ぼす基盤をいう。統制環境は、組織が保有する価値基準及び組織の基本的な人事、職務の制度等を総称する概念であり、組織独自の意識や行動を規定し、組織内の者の内部統制に対する考え方に影響を与える最も重要な基本的要素である。組織文化とは、一般に、組織内の者の意識や行動及び組織に固有の強みや特徴をい、組織の最高責任者の意向や姿勢が反映される。

このように、統制環境は他の基本的要素の基礎をなすものであり、いわば内部統制システムにおいて、根幹を支える基本的要素であると言える。

なお、上場会社における内部統制報告書制度においても、内部統制の4つの目的、6つの基本的要素及びその統制環境の位置づけについて同様の取扱いとなっている（企業会計審議会 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準及び同実施基準）ことから、内部統制における統制環境の重要性は認識できる。

⁸ 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準及び同実施基準」では、全体的な内部統制（全庁的な内部統制に相当）は組織全体に広く影響を与えるものであることから、その有効性は各業務プロセスに係る内部統制（業務レベルの内部統制に相当）の有効性に大きく影響を与え、全体的な内部統制に不備があった場合、業務プロセスに係る内部統制の有効性に与える影響を評価する必要がある。

上記のとおり、2.1以降の意見事項はまさしく「統制環境」の整備に該当するものである。このような施策を実施することで、県としての適正な債権管理への姿勢を広く組織や職員にアピールし、浸透させることができる。勿論、当該施策を実施したからと言って、一朝一夕で適正な債権管理への姿勢やマインドを浸透させることは不可能であり、それこそ年単位で浸透を継続的に図っていくものである。

このような適正な債権管理に係る「組織文化」が、継続的な債権管理の施策実施により醸成されていくことで、結果的に適正な債権管理の実施が担保されていくものと考えられる。

2.9. コロナ対応により往査の選定から除外した保健福祉事務所について

以下の3つの保健福祉事務所については、P.6、7「往査対象選定 注書※4」に記載のとおり、往査対象とする選定基準値10百万円を超えるものの、コロナ対応により選定除外している。なお、それぞれの令和3年度末の収入未済額及びその主たる内容は以下のとおりである。

(単位：円)

課名等	収入未済額 (※)	主な債権の内容
福祉保健部 中北保健福祉事務所	35,181,742	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金
福祉保健部 岐南保健福祉事務所	27,464,143	生活保護費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金(ほか)
福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所	48,585,324	生活保護費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金(ほか)

(出典：県提供データより監査人加工)

なお、上記収入未済額のうち、岐南保健福祉事務所及び富士・東部保健福祉事務所の5年超滞留分はそれぞれ13,289,483円、32,097,983円となっている。(各保健福祉事務所提供データより。なお中北保健福祉事務所は5年超滞留分について提供なし。)

各保健福祉事務所においては、山梨県内の新型コロナウイルス感染症陽性者数の高止まり(2022年12月現在)により、業務の逼迫が常態化している。当該コロナ対応において、各保健福祉事務所の職員は目下のコロナ対応に追われることになり、債権管理業務の人的資源の確保が不十分となり、当該債権管理業務が十分になされていない懸念を監査人としては感じている。

このような状況から、今回の監査結果を参考に検証事項をピックアップした上で、まず各保健福祉事務所の債権管理状況について自己点検を行い、その自己点検結果を踏まえ、例えば、自己点検結果のうち金額的又は質的重要性が認められる検証事項については、重点的に書類閲覧やヒアリング等を行うなど、債権管理の実施状況についてチェックを行うことが考えられる。この結果、特に人員等に不足があると判断された場合には、早急に人員補充等を検討すべきと考える。

3 各論としての外部監査結果

3.1 本庁所属課及び出先機関の監査

3.1.1 出納局 会計課

(1) 概要

① 山梨県の債権管理の体制について

山梨県債権管理に係る現在の体制に関しては、次のア、イ、に示すとおり整理され運用されている。その体制の中で出納局は、当該債権管理に関する重要な役割を担っている。

なお、出納局は山梨県の各所管課等が実施する予算事務に係る会計処理について、法令及び条例等に従い適正に処理されているかどうかに関する日常的な審査又は正指導を行っており（山梨県財務規則第247条参照）、県民へのサービスを直接提供する部門というより内部管理部門である。また、出納局は会計検査を実施する立場にもあり、内部統制上の役割としては、日常的なモニタリング機能としてリスクの管理を行う事務事業の所管課に対する監視部門に位置付けられ、その監視機能を所掌する重要な役割を担っているということができる。

【以下、出納局と各担当課の役割に関する記述については、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」（山梨県出納局 平成24年3月）108頁より概ね引用している。】

ア、債権管理に係る出納局の役割について

(ア) 一元的な管理体制

貸付金債権等の保全・回収が一定の基準に基づいて行われるよう、債権管理の統一の方針、マニュアル等を示すこと。

(イ) 貸付金等を担当する職員の資質向上のための研修・指導

貸付金等を担当する職員に対して、助言、事務処理研修等を行い、貸付金等の保全・回収に関する能力を高め、当該債権の管理状況を適時、的確に把握し、円滑な事務処理が行われるように指導すること。

イ、債権管理に係る担当課の役割について

(ア) 制度管理の徹底

債権の督促、強制執行その他の保全及び取り立てを適切に行うこと。

(イ) 債権管理の未然防止

審査の強化、債務者等に対する制度の周知及び債務者の情報収集、状況の調査、契約後の状況変化への対応等を行い、滞納債権の未然防止を図ること。

(ウ) 滞納債権の回収強化

適正な督促、早期交渉及び訴訟提起、支払督促及び強制執行等の法的処理を行い、債権回収の強化を図ること。

(エ) 滞納債権の処理

滞納となった債権については、その内容または債務者等の実態に応じた整理区分することとし、履行させることが著しく困難または不適当である場合など、法令等に定める一定の要件に該当する場合は、強制停止、債務名義の取得及び債権の放棄（議会の議決が債権放棄の要件（地方自治法第96条第1項第10号））の手続を適切に行うこと。

② 出納局会計課における債権管理に係る所掌事務について

会計課の所掌事務のうち、債権管理に係る事務は次のとおりである。

ア、債権管理検討委員会に係る事務

イ、債権管理指導に係る事務

ウ、債権管理指導及び督促等に関する審査に係る事務

エ、徴収事務委託に係る事務

オ、滞納繰越に係る事務

③ 山梨県債権管理検討委員会の設置・運営について

山梨県債権管理検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、債権の保全・回収を推進し、債権管理をより適正に実施するため、設置されている（検討委員会設置要綱第1条）。

この検討委員会の委員長には出納局会計課長が充てられており、検討委員会には審査部会（個別債権の処理に係る審議等）及びワーキンググループ（検討委員会の審議事項のうち必要な事項の検討等）が設けられている（同要綱第5条、第6条）。

ア、債権管理に係る重要な方針の決定に関すること。

イ、債権に関する状況把握及び情報交換に関すること。

ウ、債権の処理に係る審議に関すること。

エ、上記ア、ウに掲げるもののほか、債権の管理に関し必要があると認める事項

④ 山梨県債権回収及び処理マニュアルの整備状況について

会計課は債権管理等に関して、前記②の事務を分掌しているが、その事務分掌の中で債権回収及び処理に関するマニュアルを整備してきた。その経緯は次の表に示すとおりである。

なお、債権管理の各担当課はこのマニュアルに基づき、日常の債権管理業務に従事し、不明点は会計課等に助言を求めたり、定期的な事務処理研修を受講したりして、債権管理に係る事務処理能力の向上に努めている。

【山梨県債権回収及び処理マニュアルの整備に係る経緯】

区分	策定及び改正経緯
平成24年3月	山梨県債権回収及び処理マニュアルの策定
平成29年3月	【一部改正】 行政不服審査制度が、「異議申立て」と「審査制度」の2種類の制度から、「審査請求」に一元化されたことに伴う改正
平成31年3月	【一部改正】 過払い金の時効起算点について追記したことに伴う改正 (新たな追記箇所：「納期限の定めがない債権の記述箇所」 手当の資格喪失等の事由発生に伴い当然に返還義務が生じる債権（不当利得返還請求権等）については、過払いとなった時点で時効の起算点となる。）
令和3年3月	【一部改正】 民法改正（債権法分野）に伴い、主に時効の記述を変更したことに伴う改正 出所：会計課から入手した資料に基づき外部監査人が作成

⑤ 債権管理等の事務に従事する職員に対する研修時の実施状況について
債権管理及び回収事務に係る研修会は会計課が主催して基本的には毎年度開催されている。次の表は平成29年度から令和3年度までの当該研修会の開催状況である。各講師は独自に作成した債権管理等に係るテキストに基づき、講義を行っていることを確認した。なお、会計課課長補佐が研修講師を務めた年度は、出納局作成の債権管理回収マニュアルをテキストとして使用している。

【債権管理等に係る研修会の開催実績：平成29年度～令和3年度】（単位：人）

区分	実施日	研修内容	出席数
H29	平成29年6月9日	債権管理及び回収の基礎 講師：会計課課長補佐	49
	平成29年12月6日	自治体における延滞債権の管理・回収 講師：山梨県地方税滞納整理推進機構 特別徴収アドバイザー	36
H30	平成30年6月7日	債権管理及び回収の基礎 講師：会計課課長補佐	33
	平成30年11月28日	自治体における延滞債権の管理・回収 講師：弁護士	45
R元	令和元年6月10日	債権管理及び回収の基礎 講師：会計課課長補佐	36
	令和2年2月4日	自治体における公金債権の管理・回収 講師：弁護士	29
R2	注：新型コロナウイルス感染症拡大のため中止		
R3	令和3年6月8日	債権管理及び回収の基礎 講師：会計課課長補佐	35

出所：会計課から入手した資料に基づき外部監査人が作成

⑥ 各局局から会計課への情報提供について
会計課は次の表に示すとおり、各局局から未収債権に関する各種情報を一定の様式に基づき収集し、必要な会計上の処理及び調査を実施している。

【未収債権に関する情報収集及び処理等の年間業務】

区分	情報収集・確認・処理・調査等	様式類
4月～6月： 決算繰越の把握	① 決算事務処理の一環で「過年度」（本庁・カハ（出先）、「カハ（現年）」、「本庁現年」の順で所属～滞納繰越額の確認を行いながら、繰越額（決算上、収入未済とする額）の確定を行う。 ② 情報政策課との事前打合せでシステム上のデータ確定処理日を設定し、個々の未収金について、収入科目等異りがあれば、確定前に所属で修正処理を行う。	-
9月～11月： 未収金状況調査	③ 滞納繰越があった所属に調査票を送り、管理状況、不納欠損予定債権及び権利放棄予定債権について調査を行う。	様式1～3

出所：会計課から入手した資料に基づき外部監査人が作成

注：「様式」欄に記載した「様式1～3」は次のとおりである。

様式1 「令和〇年度税外収入未収金（債権）管理状況調査」

様式2 「令和〇年度中に不納欠損処分を予定している債権調査票」

様式3 「令和〇年度「税外収入未収金に係る債権放棄の判断基準」該当債権調査」

⑦ 不納欠損の推移（果税関係以外）について

近年の不納欠損の処理状況（果税関係以外）の推移は次の表に示すとおりである。

【税外収入に係る不納欠損処理状況の年度推移】（単位：円）

区分	一般会計	特別会計	合計
平成28年度	26,985,300	0	26,985,300
平成29年度	127,386,015	7,069,500	134,445,515
平成30年度	7,516,965	0	7,516,965
令和元年度	20,494,536	990,633,899	1,011,128,435
令和2年度	10,205,561	0	10,205,561
令和3年度	4,917,800	381,826	5,299,626

出所：会計課から入手した資料に基づき外部監査人が作成

近年の不納欠損の推移をみると、年度によって大きな変動があることが分かる。令和元年度における不納欠損処理額は10億1,113万円と極めて大きい額であり、特別会計での不納欠損額9億9,063万円が大きく影響している。そのうち、中小企業近代化資金特別会計での不納欠損が主な要因である(9億8,928万円)。

山梨県は債権管理条例を整備していないことから、私債権に係る債権放棄は、時効期間経過後に債務者による時効の援用がない場合、原則として、地方自治法第96条第1項第10号に基づき、議会による債権放棄を行うことが求められる。

「税外収入未収金に係る債権放棄の判断基準」では、県の私法上の債権について、次の要件に該当し、弁済の見込みがない場合にその権利を放棄することを議会に提案することができるとしている。

ア. 消滅時効の期間が経過し、かつ、次のいずれかに該当する場合。ただし、連帯保証人、または相続人から納付が受けられる可能性がある場合は除く。

- (ア) 債務者が死亡または行方不明で時効の援用の見込みがない場合
- (イ) 債務者が破産し、裁判所が免責決定を行った場合
- (ウ) 会社倒産等により法人の実態が存在せずに登記簿上のみ存在している場合
- イ. 時効期間が到来していないが、債務者、連帯保証人、相続人のいずれも存在しない場合。

(出所：「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準について」平成24年11月6日 出納局会計課長発出文書より抜粋。)

(2) 監査手続

山梨県の債権管理に関する指導等の事務を分掌する会計課から、未収債権(収入未済額に係る債権)管理の現状、全庁的な統制の仕組み等に係る整備状況及び運用状況について説明を受け、監査人が必要と考える資料を依頼して入手し、それらの資料内容に対して分析的・手続・質問、他団体比較等の監査手続を実施した。それらの監査手続を実施することにより、会計課における債権管理及び未収債権の回収に係る指導等の事務が、効果的、効率的に実施されているか等に関して検証を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.1.【意見事項】未収債権管理・回収指導業務の専門部創設の必要性について

山梨県における現在の債権管理について、その適正性を確保し、審査機能をより活性化するためには、未収債権の種類や性質に対応した適正な処理を現場部門である所管課に対して適時適切に提案することができる専門的な知見を有する部局(税務専門や財産管理部等)を改めて指定し、未収債権の適正な管理等に係る知見をより具体的な債権管理の実務に活かすことを要望する。

【現状】

現在、より適正な債権管理等を目的して検討委員会が設置されている。その所掌事務は前述したとおり、設置要綱第2条に4項目規定されており、検討会の会議を委員長である出納局会計課長が務めている。

令和3年度における検討委員会の開催状況及び検討事項は次のとおりである。

【令和3年度検討委員会の開催状況等】

区分	検討項目	第1号	第2号	第3号	第4号
みなし開催	債権の処理に関すること	-	-	3件	-

注：第1号から第4号の内容は次のとおりである。

- 第1号：債権管理に係る重要な方針の決定
- 第2号：債権に関する状況把握及び情報交換
- 第3号：債権の処理に係る審議
- 第4号：その他、債権の管理に関し必要があると認める事項

また、審査部会及びワーキンググループの活動状況に関しては、次のとおりであった。

【令和3年度審査部会及びワーキンググループの開催状況等】

区分	会 体	開催回数
1	審査部会	1回
2	ワーキンググループ	-

以上のとおり、近年では検討委員会が開催されておらず、審査部会において、本庁及び出先機関の債権放棄に係る処理についての審議がなされ、そこでの決定は、検討委員会での決定として取り扱われている（設置要綱第5条第3項）。

【問題点及び改善策】

ア、検討委員会の所掌事務の明確化について

検討委員会の現在の活動をより活性化するためには、その検討委員会の所掌事務をより明確化し、未収債権所管課にとって問題となっている未収債権の適正な処理につながるプロセス機能を充実させることが期待されていることを監査過程で把握した。ここで未収債権所管課において問題となっている未収債権とは、概ね、回収が困難でかつ高額であり、その回収事務の中での対応に専門的な知見を要すると考えられる延滞債権であると認識することができる。

現在の未収債権の中には、近年、事務事業の実施に当たって経常的に発生する債権以外の、非経常的な未収債権の発生が顕著に増加していることが把握できる。例えば、次の表に示す未収債権は、近年、行政に執行に伴う経費の求償費用等であったり、損害賠償請求に伴う未収債権であったり、発生態様が様々な状況である。これまでの事務事業所管課だけでは適時適切に対応することが困難な未収債権であると考えられる。

非経常的な未収債権で、その一部に回収が困難な・高額・専門的知見を持って対応することが必要であると考えられる債権を含めた【非経常的な未収債権一覧表】を、次の表のとおり作成した。

【非経常的な未収債権一覧表】

(単位：千円)

№	部局	該当所属	滞納総額額 (通年度)	滞納総額額 (現在)	合計	主な収入内訳
5	総務部	資産活用課	0	66,887,536	66,887,536	契約解除に伴う損害賠償金、土地賃付料
19	林政部	森林整備課	33,298,050	33,298,050	33,298,050	不当利得返還請求
21	林政部	国有林課	7,743,225	7,743,225	7,743,225	土地明渡し強制撤去費用
23	林政部	森林林務環境事務所	988,673,358	988,673,358	989,238,887	国土入札補助金、農業者財産土地賃付料
24	林政部	森林林務環境事務所	157,958	223,033	380,991	農業者有財産土地賃付料、運約金ほか
25	林政部	富士・東部林務環境事務所	113,400	60,026	173,426	契約解除に伴う運約金、農業者財産土地賃付料
26	国土入札等 調整課	調整課	945,546,535	0	945,546,535	行政代執行費用
28	産労調整部	労務管理課	17,228,546	17,228,546	17,228,546	損害賠償請求
31	観光文化部	考古博物館	0	657,590	657,590	所蔵資料の所有権取得に係る損害賠償金の請求
33	農政部	林政課	47,030,399	47,030,399	47,030,399	国土入札補助金
34	農政部	中北農務事務所	29,672	29,672	29,672	借入金返還に伴う前払金返還利息の請求
35	農政部	林業振興事務所	0	473,355,473	473,355,473	国土入札補助金
36	農政部	産畜園長研修センター	422,598,791	290,722	713,321,513	契約の運約金
39	農土整備部	道路管理課	79,507,723	0	79,507,723	国土入札補助金
40	農土整備部	治外課	210,203,887	0	210,203,887	不当利得返還請求、国土入札補助金ほか
41	農土整備部	都市計画課	87,812,130	0	87,812,130	国土入札補助金
44	農土整備部	農地建設事務所	1,118,315,551	0	1,118,315,551	国土入札補助金、請負契約解除に伴う運約金ほか
47	農土整備部	広瀬・雫川支庁管理事務所	14,069,783	0	14,069,783	国土入札補助金
48	農土整備部	沼津下水処理事務所	24,039,102	0	24,039,102	国土入札補助金

非経常的な延滞債権 4,538,363,009
経常的な延滞債権 876,149,487
合計 5,414,502,496

83.8%
16.2%

この表で示すとおり、最近の未収債権の増加の特徴としては、全庁で実施している公的サービスの実施に関連して経常的に発生する未収債権（収入未済額）に加え、公正入札に反する事業者の賠償金や行政上の強制執行で発生した経費の求償債権等（非経常的な未収債権）が巨額に上っていることが分かる。今回の包括外部監査の実施過程で、全庁的な未収債権（税債権を除く。）一覧表で把握された収入未済額（54億1,450万円）に対して、非経常的な未収債権の額が、45億3,885万円（83.8%）と多額に上っていることを把握することができる。

また、従来からの事務事業の中で発生して延滞債権化してきたものを効果的に回収することができず、分割納付計画に基づいて、少額の返納や再度の滞納を繰り返している未収債権が散見される。

このような非経常的な債権や従来からの少額分納債権等に対して、所管課がどのようなルートで日頃から回収事務を進めていけばよいか、また、強制的に財産調査を行ったり、法的措置を実施する判断をどのように行ったりすればよいかなど、未収債権の回収に係る現場のニーズに対応した検討委員会の役割や機能を明確化して、県全体として効果的な債権回収業務を実現することが求められているものと考えられる。

また、現場における債権回収業務へのプロセスに関するニーズがどのように受け止められ、適時に回答を示し、効果的な未収債権の回収等につながっているのか、業務プロセスの見える化の一環として、債権回収に係る日常的なQ&A等の作成、周知及び公表等の取組を進めることも効果的であると考えられる。

このような改善策を実施することで、半ばマンネリ化しがちなである所管課における分割納付・再度の未納の回収実態に対して、効果的な対応を促すことが期待される。

イ、他団体における債権管理の全庁的総合調整の事例について

山梨県における債権管理（税外未収金）の全庁的な総合調整は、前述のとおり出納局会計課が行っているものと考えられる。一方、令和3年度に他県が実施した債権管理に関する調査の結果を閲覧すると、債権管理に係る全庁的な総合調整を行う部局の実態については、次の表のとおりまとめることができる。

【全庁的な債権管理に係る総合調整部局の実態】

区分	総合調整機能	
有	出納部局	6団体：16%
	財政課	15団体：41%
	財務課	6団体：16%
	財産管理等部门	10団体：27%
無		37団体：79%
		10団体：21%

出所：他県実施（税外未収金）に係る債権管理に関する調査結果（概要）（令和3年度）（会計課提供）を監査人が加工。

この表に示されている未収債権の総合調整部門について、山梨県は「出納部門」に属している。一方、総合調整機能を有している団体は、47都道府県のうち37団体であり、そのうち出納部門が担っているのは6団体：16%であった。財政課や税務課を中心とする財産管理部門に総合調整機能を付与している団体が大半である。

ウ、内部統制におけるリスク管理機能の役割分担について

また、内部統制におけるリスク管理の側面から現在の会計課の役割を検討すると、会計課は未収債権の適正な管理に係る審査・指導・検討委員会の事務局機能、さらには各所管課の職員に対する研修の実施という人材育成機能を担っていることから、リスク管理に責任を待つ現場の所管課を監視（モニタリング）する間接部門の役割を担っているものと考えられる。

すなわち、未収債権の適正な管理を現場で実施し、そのリスクを適正に管理すべき第一次的な牽制ラインに対して、それらに対する監視を行う第二次的な牽制ラインとしての役割である。このような位置づけを再認識すると、未収債権に対する全庁的な知見を有する税務部門を中心とした第一次牽制ラインの知見が全庁的な組織として、現場における法的措置のノウハウを共有するなどの機能する仕組みが構築されていないように見受けられる。

エ、未収債権の性質に対応した知見の活用について

さらに、全庁的に管理すべき債権の種類等に対応した適正な管理の視点から、債権管理の総合調整機能を検討すると、会計課以外に債権管理の知見が蓄積されている税務部門や財産管理部門の活用についても検討することが必要ではないかと考えられる。

すなわち、税外未収金としては次のとおり、私債権のみならず、税未収金を除く強制徴収公債権や非強制徴収公債権も含まれている。

税外未収金以外の債権のうち、強制徴収公債権の未収債権回収の手段としては、税債権の回収とは異なる手段を実施することとなるため、債権の内容は異なるとはいえ、税に係る未収債権の強制徴収、滞納処分等に知見のある税務部門の専門性を活用することが期待されるのである。

また、非強制徴収公債権や私債権と同様の性格として、自力執行権を有していないことから、法的手段に訴えて、債務名義を取得しなけりばならず、そうしなけりば延滞帯債権に係る債務者の実態に近い現況状況を強制的に把握することができない等、効果的な未収債権の回収に支障をきたすこととなる。事務事業の所管課にとっては、このような債務名義の取得の方法でさえも、通常の業務実施と異なる性格を有する専門的な知見が必要となることから、法的措置に踏み込む意思決定に二の足を踏むことがある。

会計課の知見は全庁的な会計検査権に基づく検査の実施の結果を共有し、会計処理に係る審査により得られた知見を債権管理に還元して、全庁的な債権管理の総合調整を実施することも期待される。

一方、税と同様の強制徴収公債権の未収債権回収に係るノウハウは、税務部門に蓄積されているものと考えられる。非強制徴収公債権や私債権の未収債権回収における法的措置について、税務部門における財産調査、差押、換価等の滞納処分・強制徴収の手段は主として税務部門に蓄積されていると考えられる。

このように未収債権の回収ノウハウの蓄積状況を考慮すると、未収債権の種類や性質に対応して全庁的な回収体制を効果的に再構築するためには、会計課だけでなくその職責を負担させるよりも、税務部門を中心とした財務部門に職責を分担させることも効果的であると考えられる。さらには、債権管理の専門部局を新たに創設し、全庁的な債権回収事務の定着まで継続して、全庁的な日常的指導を実施することも考えられる。

当該債権管理の専門的部署としては、例えば美列性の点から上記のとおり、強制徴収公債権の債権回収ノウハウを持つ税務部門が関与すること、専門部署の組織には既存組織の活用も他、時間的なプロジェクトチームを組成することも権限と責任の明確化から有用と考えられる。

No.2. 【意見事項】債権管理条例の必要性について

強制徴収ができない公債権や私債権に係る未収債権の回収を適時適切に行うことと共に、回収の見込みがないそれらの延滞債権をいづらに保持し続けることで返って管理費用を浪費することがないよう、現在、山梨県は制定していない「債権管理条例を整備することも視野に入れ、未収債権管理のより適正な管理を推進することを要望する。」

【現状】

山梨県は現在、債権管理条例を制定していない。

特に、私債権に分類される未収債権を放棄する場合、現状では、原則として議会に提案して議決を経たうえでなければ県の債権を放棄することはできない（地方自治法第98条第1項第10号）。一方、私債権や非強制徴収公債権について、法人の事業が休止であったり、個人の所在が不明であったりする等、一定の条件に該当する場合、徴収停止の措置（地方自治法施行令第171条の5）を決定して、債権の保全や取立を行わないとすることもできる。しか

し、その場合でも、債権は消滅するわけではないため、債権に対する不納欠損という会計的な処理を行うこともできないまま保持し続けられている。

【問題点及び改善策】

ア、徴収停止後の未収債権の取扱いについて

今回の外部監査においては未収債権の管理の実態を把握する中で、既に徴収停止措置を行う必要があるものでもその措置を行っていないものも散見され、分割納付誓約に基づき事実上少額の徴収を断続的に行ったり、再度、納付が滞ったりしている事例も把握された。

債権管理の所管課では、安易に債権を放棄することは現に懐かへきことという認識があることは確かであったが、債権放棄を行うことができる長期延滞債権であっても、徴収停止措置、議会への議案提出やそのための資料整理等の作業に対する心理的、時間的なコストを考慮すると、債権放棄へのモチベーションが高くないためか、それらの債権が決算書上、収入未済のまま年度を繰越されて管理されている現状が把握された。

仮に徴収停止措置を決定したとしても、その後、当該債権の取扱いについては明確な規定が存在するわけではなく、徴収停止に該当した要件がその後も継続しているかどうかについて、継続的に確認することが必要となる。非強制徴収公債債権であれば、時効期間が経過するまで、そのような状態が継続され、時効期間が経過した段階で、債権は消滅するため、会計上も不納欠損処理を実施することとなる。その間、議会に債権放棄の議案を提出して、早期に債権を放棄することは特別な事情等が把握され決断されない限り、実施されない。

一方、私債権の場合は、徴収停止の期間に時効が経過し債務者からの時効の援用がない限り、債権が消滅しないため、会計上も毎年度、次年度への繰越事務を繰り返すこととなる。

山梨県債権回収及び処理マニュアルに規定する私法上の債権に係る放棄の規定（103～104頁）や「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」によると、「（1）概要」の⑨ア.に記載したとおり、一定の条件に該当すれば、「私法上の債権について、権利の放棄を議会に提案することができる」としている。

この判断基準は、議会に諮って債権を放棄することの基準であるため、県の債権管理運営課においては、債権管理条例を制定している団体における債権放棄の心理的、時間的なコストよりも決して少なくないコストを感じているものと認識される。

イ、債権管理条例の制定状況について

山梨県は地方自治法等、法令の定めに基づく債権の保全、回収等の規定のみに、山梨県滞納債権処理方針（平成23年3月）や山梨県債権回収及び処理マニュアル（平成24年3月）等の内規を整備している。現状では債権管理条例が制定していない。

一方、債権管理条例を制定している都道府県は14団体（全体の30%）に上っている（令和3年9月～12月時点）。この債権管理条例の制定の趣旨は次の3つに整理することができる。

- i 債権管理方針の明確化
 - ii 債権放棄手続の簡略化
 - iii 強制徴収の実施手順の明確化
- ちなみに、債権管理条例の制定状況に関して取りまとめた表を次のとおり掲載する。

【債権管理条例の制定状況】

債権管理条例の制定の有無	団体数	割合
すでに制定済みの団体	14 団体	30%
制定を検討している団体	5 団体	11%
現時点で制定の予定なし	28 団体	60%

出所：他県実施（税外未収金に係る債権管理に関する調査結果（概要）（令和3年度）」（会計課提供）
（例）を監査人が加工。

また、上記の表のうち「すでに制定済みの団体」で、条例制定の趣旨に関して、次の通りの集計となっている。

【債権管理条例の趣旨】

制 定 趣 旨	割 合
債権管理方針の明確化	38%
債権放棄手続の簡略化	41%
強制徴収の実施手順の明確化	7%
その他	14%

出所：他県実施（税外未収金に係る債権管理に関する調査結果（概要）（令和3年度）」（会計課提供）
を監査人が加工。

この表からも分かるとおり、債権管理条例を制定している団体のうち、その制定の趣旨として掲げているものの多数が、「債権放棄手続の簡略化」である。税外未収債権を放棄する際には、原則として法令上の一定の要件に該当するとき、議会の議決により行われることになるが、その議会の議決に代えて、あらかじめ議会で制定した債権管理条例に定める簡易な債権放棄手続に基づき、知事の決定を経て、債権を放棄して、不納欠損処理を行い、議会への報告を行うことになる。

債権管理条例による債権の放棄も最終的には議会への報告が必要になる点、債権管理に係る民主的な手続が担保されているものと考えられ、債権管理条例の制定が議会で行われていること自体、行政側と議会側の信頼関係が前提であるものと考えられる。

No.3. 【意見事項】「かいじ(出先機関)の出納課制について」

「かい」(出先機関)の出納閉鎖日は「本庁」のそれと異なり、毎年4月下旬の日を指定して(令和3年度の場合、令和4年4月28日)、当該指定日までに指定金融機関に払い込まれたものが旧年度の歳入として扱われ、その後払い込まれた場合は新年度の歳入としている。

本庁と「かい」との会計処理及び決算書上の収入未済の取扱いが可能な限り統一し、仮に現在でも遠距離や交通の便等の理由によりやむを得ない場合は「かい」の出納を先に締め切ったとしても、その後における出納は本庁で行うよう要望する。

【現状】

「年度末及び年度当初の出納事務について」によると、「かい」の「収入・払い入事務」が次のとおり規定され指示されている。

【県が再入金として整理する時期(令和3年度調定分)】

「4月28日(木)までに指定金融機関に払い込まれたものが、旧年度の歳入として扱われます。5月2日(月)以降に指定金融機関に払い込まれた場合は、令和3年度決算において未収金となります。」

【問題点及び改善策】

地方自治法上、出納整理期間は、4月～5月であるため(法第225条の5)、「かい」における歳入の年度区分の方法が1か月早めとなっていることから、地方自治法上の出納閉鎖日の規定に基づく収入未済の取扱いと異なる結果となっている。

一方、山梨県財務規則では次のとおり、「かい」の出納閉鎖日そのものを規定している。

「かい(総合県税事務所を除く。)の出納は、翌年度四月三十日をもって閉鎖する。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。」

本庁と「かい」との会計処理及び決算書上の収入未済の取扱いが統一されていない。更には他団体と収入未済額を比較する際に、山梨県の場合、「かい」の歳入処理が、4月1か月間に短縮されている。そのため、「かい」の歳入が地方自治法上の出納整理期間である5月までに対して、5月に収納され計上された場合は、法令上の取扱いと異なり、新年度の歳入として処理されることとなる。

この点については、「かい」の出納事務を法の定める出納閉鎖日前に締め切ることとは法の規定が出納閉鎖日の最終期限を定めたものであることから差支えないとされている(行政実例昭和38年12月1日)。一方、遠距離や交通の便等の理由により、「かい」の出納事務を法の定める出納閉鎖日前に締め切ることも差し支えないものとされている。ただし、その場合

でも、「その後における出納については、本庁で行うのが適当」とされている(『地方財務実務提要』6389頁等)。

このような趣旨から、「かい」の出納を法が定める出納閉鎖日前に締め切ったとしても、決算上の取扱いが本庁で可能な限り決算年度の収入にすることも可能であるものと考えられる。

しかし、現状の決算処理は、財務会計システム上での処理データに基づき行われており、財務規則上、「かい」の出納を法が定める出納閉鎖日前に締め切る」という規定に基づき、財務会計システム上では、「かい」の閉鎖日以降の入金は翌年度の歳入として処理されている。このことから、当該「かい」の入金を当年度の歳入として処理を行うためには別途システムの改修が必要となることである。

一方で、システム上のデータは変更せず、決算処理だけで本庁の本年度の歳入として処理するとした場合、システム上のデータとの乖離が生ずることとなり、システム上の債権を基本としている現状の債権管理業務に与える影響が大きいものと考えられる。

このような状況から、例えば、「かい」の出納閉鎖日以降5月末日までの入金額を毎年度集計し、その金額(つまり、5月中の入金額であり決算上「かい」の収入未済額として集計される額)の金額の重要性が認められることとなった場合に、システム改修を含め出納閉鎖期間の一致を行うことが考えられる。つまり、不一致となっている金額のポリシーの程度に注目し、その金額の重要性が認められる(金額の重要性が認められる期間が一定年度継続するなど)ことをトリガーとして、出納閉鎖期間見直しの検討を行うことを要望する。

3.1.2 総務部 資産活用課

・債権の名称

①土地貸付料

②契約解除に伴う損害賠償金

・債権管理上のリスク

i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

ii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意を欠けると債権の確保に不都合が生じる。

・債権の管理目標

i 債権の実在性（当該債権は調定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用も行われていないなど、法的に実在する。）

ii 債権金額、件数等の管理における正確性（債権金額や件数の正確性を複数職員でチェックする体制を組んでいる。）

iii 債権の権利の帰属の適正性（未収債権の債務者の承認の確認や破産事務への参加等を適切に実施している。）

・決算情報等

①土地貸付料

・年度推移情報

【債権（収入未済額）決算データの推移】

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
土地貸付料	子算現額	0	0	0		
	現年課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	調定額	18,519,483	14,833,615	11,756,052	63.5%	79.3%
	現年課税・賦課分	18,519,483	14,427,383	11,756,052	63.5%	81.8%
	滞納繰越分	0	406,262	0	0.0%	0.0%
	収入済額	18,113,221	14,833,615	11,349,790	62.7%	76.5%
	現年課税・賦課分	18,113,221	14,427,383	11,349,790	62.7%	76.7%
	滞納繰越分	0	406,262	0	0.0%	0.0%
	還付未済額	0	0	0		
	還付未済残高					
	滞納繰越分					
	収入未済額	406,262	0	406,262	100.0%	
	現年課税・賦課分	406,262	0	406,262	100.0%	
滞納繰越分	0	0	0	-1.3%	-3.8%	
収入済	97.8%	100.0%	96.5%	-1.3%	-3.5%	
現年課税・賦課分	97.8%	100.0%	96.5%			
滞納繰越分						
子算現額・収入済額	△ 18,113,221	△ 14,833,615	△ 11,349,790	62.7%	76.5%	
現年課税・賦課分	△ 18,113,221	△ 14,427,383	△ 11,349,790	62.7%	76.7%	
滞納繰越分	0	△ 406,262	0		0.0%	

(単位:円)

・債権年債調書

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数(件、%)		滞納金額(円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
土地貸付料	0～1年以内	1	100.0%	406,262	100.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超		0.0%		0.0%
	合計	1	100.0%	406,262	100.0%

②損害賠償金、違約金

・年度推移情報等

【債権（収入未済額）決算データの推移】 (単位:円)

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
損害賠償金、 違約金	予置現額	0	0	0		
	現在課税・課税分					
	滞納繰越分					
	現在課税・課税分	0	0	85,233,783		
	滞納繰越分			85,233,783		
	収入未済額			18,752,509		
	現在課税・課税分	0	0	18,752,509		
	滞納繰越分			0		
	還付未済額			0		
	現在課税・課税分			0		
	滞納繰越分			0		
	滞納繰越分			0		
	収入未済額			66,481,274		
現在課税・課税分	0	0	66,481,274			
滞納繰越分			0			
収入未済額			22,0%			
現在課税・課税分			22,0%			
滞納繰越分			0			
現在課税・課税分			0			
予置現額・収入未済額			△18,752,509			
現在課税・課税分			0			
滞納繰越分			△18,752,509			
滞納繰越分			0			

・債権年価調へ

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	令和元年度		令和2年度		令和3年度		R3/R元	R3/R2
		件数	構成割合(件、%)	件数	構成割合(件、%)	件数	構成割合(件、%)		
損害賠償金	0～1年以内	1	100.0%			66,481,274	100.0%		
	1年超～2年以内								
	2年超～3年以内								
	3年超～4年以内								
	4年超～5年以内								
	5年超								
	合 計	1	100.0%			66,481,274	100.0%		

1. 土地貸付料に係る未収債権について

(1) 概要

- ・土地貸付料に係る未収債権の基本情報について
- 令和3年度普通財産土地貸付料の未収債権

- ・債権の名称
土地貸付料
- ・債権の性格
私法上の債権

- ・相拠法令、条例、要綱及びマニュアル等
i 管理件数が少ないため表計算ソフトや帳ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
ii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不都合が生じる。

- ・債権管理システム等
紙台账である、「延滞債権管理簿」に基づき管理を行っている。

(2) 監査手続

基本契約書等の関連資料の入手・閲覧
担当者への質問の実施
ホームページ等インターネット上公開された情報の収集、分析、閲覧

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】
特記すべき事項なし

2. 損害賠償金に係る未収債権について

(1) 概要

- ・損害賠償金に係る未収債権の基本情報について
山梨県ボイ舎で使用する電気調達基本契約（以下「基本契約」という）に基づき契約相手方であるAI社に対して、契約違約金（基本契約第7条第2項）と損害賠償金（基本契約第10条）から、令和4年2月、3月分の電気料金を差し引いた金額を請求したことにより発生。

・債権の名称
損害賠償金

・債権の性格
私法上の債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

ii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不都合が生じる。

・債権管理システム等

紙台帳である「延滞債権管理簿」に基づき管理している。

(2) 監査手続

基本契約書等の関連資料の入手・閲覧

担当者への質問の実施

ホームページ等インターネット上公開された情報の収集、分析、閲覧

(3) 監査の結果

【指図書事項又は意見事項】

No.4. 【意見事項】組織再編等の重大な変更が生じた場合の契約内容の見直しについて

契約の相手方が、組織再編等により株主の異動、会社分割、事業譲渡など重大な変更が生じた場合においては、適時その変更内容を調査し、契約の効力に与える影響を勘案して、必要な場合においては、保証金の納付など契約の見直しを行うことができるような契約内容にするよう要望する。

【現状】

(経緯)

県は、A社と県庁舎で使用する電気調達基本契約を、当時の契約よりも電気料金が安くなることを意図して令和2年8月25日付で締結している。契約期間は、令和2年10月1日から令和5年3月31日までの2年半である。通常、このような契約においては、相手側から契約保証金を預かることとなるが、A社に対して契約保証金を免除となっている。これは、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第109条の2第3号の規定によるものである。以下当該規定は以下のとおりである。

(契約保証金の納付の免除)

第九九条の二 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

三 令第六百六十七条の五及び第六百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二箇年間に国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人と種別及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

要するに、過去2年間の間に国や県等と数回以上の契約実績があるという理由から、契約保証金が免除されているということである。

その後、A社は、当該契約締結の約2か月後の令和2年10月22日にA1社(100%子会社)を設立している。令和3年9月28日のA社の定時株主総会で、A社が営む小売電気事業を吸収分割の方法によって、令和3年12月1日にA1社に事業譲渡されることか決定される。このころには、既にA社の経営状況が悪化していることを、県は承知しており、令和3年8月24日に、基本契約書第14条に基づきA社に対し供給力の確保に向けた取り組み状況を照会(令和3年9月3日付けでA社から回答)したり、令和3年8月31日には、公認会計士と相談することに加え、令和3年9月17日、民間調査会社で当該企業の信用調査を依頼している。

令和3年10月1日にこの内容を記した「小売電気事業の承継に関するお知らせ」を、県は、受領している。そして、A1社は、令和4年3月25日に破産手続開始の申し立てを行っている。これに対して、県は、当該会社と締結した「山梨県本庁舎で使用する電気調達基本契約書」第7条第2項による違約金 981万円と損害賠償金(令和4年3月22日から令和5年3月31日までの間の電気の供給契約を新たに締結しなければならなくなったことにより生じる損害額) 7,542万円の合計額 8,523万円から、2月分及び3月分の電気料金の請求金額 1,875万円を差し引いた金額、6,648万円を、破産管財人に破産債権として届出ている。

A社は、上場会社であり、その四半期報告書（令和3年6月期<第28期第2四半期（自2020年10月1日 至 2020年12月31日）>）は、令和3年2月15日に提出されており、以下（抜粋）のように記載されている。

（なお、下記四半期報告書抜粋箇所のうち一部監査人加工）

四半期報告書（令和3年6月期<第28期第2四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）>）

第1企業の概況（抜粋）

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、子会社である株式会社 A1社 を設立したことにより、当第2四半期連結会計期間より同社を連結対象として、連結決算を開始いたしました。

この結果、当社グループは、当社、子会社1社で構成され、主要な事業内容は広告事業、エネルギー事業、メディア事業であります。

なお、子会社設立の理由及び概要は下記のとおりであります。

(1) 子会社設立の理由

当社で展開しておりますエネルギー事業において、事業の機動性の確保、クリーンエネルギーへの対応及びクラウドソーシングの推進等を行い、さらなる成長エンジンとして業績の牽引を目的とし、子会社を設立することといたしました。

(2) 子会社の概要

①名称	株式会社 A1社
②所在地	福岡市中央区
③代表者	代表取締役社長
④事業内容	エネルギー事業
⑤資本金	1,000万円
⑥設立年月日	2020年10月22日
⑦出資比率	当社 100%

第2事業の状況（抜粋）

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、2020年12月中旬以降、日本卸電力取引所（以下「JEPX」）での電力取引価格の高騰が続きました。これは、想定外の寒波により電力需要が増えたことに加え、発電燃料の多くを占める液化天然ガス（LNG）の在庫が不足したこと、東アジア諸外国によるLNG買入量が増加したこと、産ガス国における設備トラブルが重なったこと、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響によるパイプラインの通関手続き遅延など、電力供給に伴う環境において複数の要因が相次いで発生したことにより、過去類を見ない電力取引価格の高騰が起きたものと考えており、当社の業績に大きな影響を与えております。JEPXの価格高騰は異常事態であったと考えられるものの、想定していたリスクを上回る事態であったことや、今後も発生する可能性を踏まえて事業方針を見直しとともに、リスク管理を強化し安定的に利益を確保できる事業運営、ガバナンス体制を構築してまいります。

当社は、2020年8月11日に発行した第三者割当による新株予約権の行使率が75%（40万株中30万株）進んだことにより現時点で約10億円を調達するなど資本増強に努めておりますが、今後の資金調達の状況次第によって、事業継続に懸念が生じるものと考えており、これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

四半期連結財務諸表（抜粋）

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、過年度において営業キャッシュ・フローのマイナスが連続したことから継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。また、2020年12月中旬以降の日本卸電力取引所の電力取引価格の高騰により、第3四半期において大幅な営業損失を計上することが見込まれております。

四半期連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応を図ってまいります。

1. 事業収支の安定化

(1) 市場価格の変動リスクへの対応
当社グループは発電設備を持っておらず、供給電力の多くを日本卸電力取引所からの調達に依っており、市場価格の変動リスクにさらされております。今後の市場価格高騰を踏まえ、新たにリスク管理方針を立案し、エリア及び季節ごとに日本卸電力取引所からの調達と個別相対取引による調達の量を調整するなど市場価格変動リスクの低減を行います。

(2) 2021年1月の供給力不足時等の精算金（以下、インバランス料金）の分割支払

2021年1月29日に経済産業省は一定の要件を満たす場合に、2021年1月のインバランス料金の支払を最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とする公表しております。当社は当該要件を充足の上、適用申請を行い、2021年4月から5分割で支払う予定です。

2. 資金繰りの安定化

(1) 財務制限事項への対応
財務制限事項につきましては、金融機関から期限の利益喪失の権利行使をしないことについて協議を進めております。

(2) 資金調達

現在、金融機関に対して、2021年1月分のインバランス料金の支払が始まり、支出が増大する時期に、当座貸越枠の増枠を行うことについて協議を進めております。また、その後、資金需要がさらに見込まれる時期において、数十億円規模の追加融資について協議を進めております。金融機関からの融資を軸としつつ、第三者割当有償増資など様々な資金調達方法を積極的に検討してまいります。

上記施策を推進し、事業収支の安定化と資金繰りの安定化に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、また電力取引価格の変動リスクの低減には限界があるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確定性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確定性を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書（抜粋）

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、2020年12月中旬以降の日本卸電力取引所の電力取引価格高騰により、第3四半期において大幅な営業損失を計上することが見込まれており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

また、その四半期報告書（令和3年6月期＜第28期第3四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）＞）は、令和3年5月10日に提出されており、以下のように記載されている。

第1部企業情報（抜粋）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回数	第28期 第3四半期 連結累計期間
会計期間	自2020年7月1日 至2021年3月31日
売上高	(千円) 21,810,472
経常損失(△)	(千円) △7,295,921
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	(千円) △7,313,903
四半期包括利益	(千円) △7,312,088
純資産額	(千円) △4,514,769
総資産額	(千円) 7,352,218
1株当たり四半期純損失(△)	(円) △1,196.57
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	(円) -
自己資本比率	(%) △61.7
回数	第28期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自2021年1月1日 至2021年3月31日
1株当たり四半期純損失(△)	(円) △1,190.30

第2事業の状況（抜粋）

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたり、日本卸電力取引所（以下「JEPX」）での電力取引価格の高騰が続き、当社業績の中心を担うエネルギー事業に多大なる影響を与えております。高騰の原因につきましては、関係機関より様々な調査結果や意見が公開されております。経済産業省によりまずと、断続的な豪波による電力需要の大幅な増加とLNG供給設備のトラブル等に起因したLNG在庫減少によるLNG火力の稼働抑制が主因、とされています。また再生可能エネルギー規模縮小ペースが鈍化すれば、発電燃料の多くを占めるLNGや石油の燃料契約が異例の規模と期間で起こり、JEPXにおける売買入札量の大きなキヤッチが生じた結果、過去類を見ない電力取引価格の高騰が起きたものと考えられております。

（ご参考）2021年3月26日 経済産業省 資源エネルギー庁

「今冬の電力需給・卸電力市場動向の検証について」

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/032_07_00.pdf

（ご参考）2021年3月29日 内閣府 再生可能エネルギー規制総点検タスクフォース

「容量市場、系統制約、スポット価格高騰の問題に対する意見」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaitaku/kisei/conference/energy/20210329/210329energy09.pdf>

この影響により、当社の電力仕入価格も多大な影響を受け、これに起因する2021年1月分の不足インバランス料金が結果として概算合計で約65億円発生し、当第3四半期において大幅な営業損失を計上しております。

当社は、短期的にはまず2021年1月に生じた不足インバランス料金の支払いについての早急な資金手当てを行うことが喫緊の課題となっております。これに対し当社は、2021年4月30日付「第三者割当による株式行使価額修正条項付第9回新株予約権及び無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ」のとおり資金調達によりこの短期的な課題に対応してまいります。しかしながら、当該資金調達は本四半期報告書提出日（2021年5月10日）現在において実現していないことから、依然として継続企業の前提に疑義を生じさせる重要な事象又は状況が存しております。

また、JEPXの価格高騰は異常事態であったと考えられるものの、想定していたリスクを上回る事態であったことや、今後の発生可能性を踏まえて事業方針を見直し、リスクを抑えた安定的な事業運営に方針転換するとともに、強固なガバナンス体制を構築しリスクを管理してまいります。

（注）不足インバランス料金は、新電力事業者が30分同時回量を達成できず、電気量の不足が発生した場合に、電力会社に対して支払義務が発生する不足分の電気料金のことであり、エネルギー事業の売上原価を構成する一つであります。

四半期連結財務諸表（抜粋）

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)
当第3四半期連結会計期間
(2021年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,018,086
売掛金	4,594,455
商品及び製品	288,660
仕掛品	8,686
貯蔵品	179
その他	859,583
貸倒引当金	△1,812
流動資産合計	6,752,839
固定資産	
有形固定資産	16,307
無形固定資産	73,804
投資その他の資産	
敷金及び保証金	476,331
その他	44,456
貸倒引当金	△11,521
投資その他の資産合計	509,266
固定資産合計	599,378
資産合計	7,352,218
負債の部	
流動負債	
買掛金	9,729,499
短期借入金	950,000
1年内返済予定の長期借入金	386,952
前受金	56,123
その他	90,017
流動負債合計	11,212,592
固定負債	
社債	100,000
長期借入金	554,396
固定負債合計	654,396
負債合計	11,866,988
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,125,712
資本剰余金	1,079,512
利益剰余金	△6,668,143
自己株式	△70,902
株主資本合計	△4,533,821
その他の包括利益累計額	
その他の有価証券評価差額金	△74
その他の包括利益累計額合計	△74
新株予約権	19,126
純資産合計	△4,514,769
負債純資産合計	7,352,218

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)
当第3四半期連結累計期間
(自 2020年7月1日
至 2021年3月31日)

売上高	21,810,472
売上原価	28,358,013
売上総損失(△)	△6,547,541
販売費及び一般管理費	729,057
営業損失(△)	△7,276,599
営業外収益	
受取利息	22
受取配当金	5
助成金収入	1,451
違約金収入	3,719
その他	275
営業外収益合計	5,474
営業外費用	
支払利息	6,796
支払手数料	2,072
株式交付費	13,165
その他	2,762
営業外費用合計	24,797
経常損失(△)	△7,295,921
税金等調整前四半期純損失(△)	△7,295,921
法人税、住民税及び事業税	19,965
法人税等調整額	△1,983
法人税等合計	17,981
四半期純損失(△)	△7,313,903
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△7,313,903

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)
当第3四半期連結累計期間
(自 2020年7月1日
至 2021年3月31日)

四半期純損失(△)	△7,313,903
その他の包括利益	
その他の有価証券評価差額金	1,814
その他の包括利益合計	1,814
四半期包括利益	△7,312,088
(内訳)	
親会社株主に帰する四半期包括利益	△7,312,088
非支配株主に帰する四半期包括利益	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、過年度において営業キャッシュ・フローのマイナスが連続したことから継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事実又は状況が存在しております。また、2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたる日本卸電力取引所の電力取引価格の高騰により、当第3四半期において重要な営業損失7,276,599千円、経常損失7,295,921千円、親会社株主に帰属する四半期純損失7,313,903千円を計上しており、4,514,769千円の債務超過となっており、これが解消されない場合、当連結会計年度末において一部の当座貸越契約について期末純資産額に関する財務制限事項に抵触する可能性があります。なお、当該抵触の可能性のある当座貸越契約で当第3四半期連結会計期間末現在における実行残高は2億円であります。

四半期連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応を図っております。

1. 事業収支の安定化

(1) 市場価格の変動リスクへの対応
当社グループは発電設備を持っておらず、供給電力の多くを日本卸電力取引所からの調達に依っており、市場価格の変動リスクにさらされております。今後の市場価格高騰を踏まえ、新たにリスク管理方針を立案し、エリア及び季節ごとに日本卸電力取引所からの調達と個別相対取引による調達の量を調整するなど市場価格変動リスクの低減を行っております。

(2) 2021年1月の不足インバランス料金（以下、インバランス料金）の分割支払

2021年1月29日に経済産業省は一定の要件を満たす場合に、2021年1月のインバランス料金の支払を最大5か月間にわたる均等に分割して支払うことを可能とする公表しております（その後、2021年3月19日に最大5分割を最大9分割にする旨追加公表）。当社は適用申請を行い、各一般送配電事業者からの許可を得て、2021年4月から9分割で支払っております。

2. 資金繰りの安定化

(1) 財務制限事項への対応

財務制限事項につきましては、金融機関と期限の利益喪失の権利行使をしないことについて継続して協議を進めております。

(2) 資金調達

当社としてはメインバンクを中心に金融機関と密接な関係を維持し、継続的な支援が得られるものと考えております。また、(重要な後発事業)に記載のとおり、2021年4月30日開催の取締役会にて第三者割当による新株発行、行使価額修正条項付9回新株予約権及び第2回無担保社債(私募債)の発行を決議しております。この他、資金繰りの改善及び債務超過を解消するために、様々な資金調達を検討してまいります。

上記施策を推進し、事業収支の安定化と資金繰りの安定化に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、また電力取引価格の変動リスクには依然としてさらされている状況であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業の前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書(抜粋)

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたる日本卸電力取引所の電力取引価格の高騰により、当第3四半期において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上し、債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事実又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業の前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当社は、令和3年4月頃には、A社の経営内容が悪化していることを承知していたといことが、同年2月と5月には、A社の四半期報告書(第2四半期・第3四半期)が開示されていたように、経営状況が悪化していったことが分かる。

例えば、第2四半期(令和2年7月1日～令和2年12月31日)の連結財務諸表の注記事項には、継続企業の前提に関する事項の中で「当社グループは、過年度において営業キャッシュ

・フローのマイナスが連続したことから継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事実又は状況が存在しております。また、令和2年12月中旬以降の日本卸電力取引所の電力取引価格の高騰により、第3四半期において大幅な営業損失を計上することが見込まれております。」とあり、第3四半期の連結財務諸表(令和2年7月1日～令和3年3月31日)において、72億76百万円の営業損失を計上しており、純資産がマイナス45億14百万円の欠損会社となっていることが分かる。また、注記事項の継続企業の前提に関する事項においては「～また、2020年(令和2年)12月中旬から2021年(令和3年)1月下旬に亘る日本卸電力取引所の電力取引価格の高騰により、当第3四半期において重要な営業損失7,276,599千円、経常損失7,295,921千円、親会社株主に帰属する四半期純損失7,313,903千円を計上しており、4,514,769千円の債務超過となっており、これが解消されない場合、当連結会計年度末において一部の当座貸越契約について期末純資産額に関する財務制限事項に抵触する可能性があります。～(抜粋)」とあることに加え、独立監査人の四半期レビュー報告書における、継続企業の前提に関する重要な不確実性においても「～債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。～(抜粋)」とある。

県の契約相手であるA社の情報の収集は、特段早かったわけではないが、A社の経営状況の悪化が判明すると、契約条項に基づいて、先方に照会したり、民間調査会社に財務状況を調査依頼していることは、上記のとおりである。

なお、上記を時系列で表にまとめると以下のとおりとなる。

県の対応状況とA社及び子会社であるA1社の関連

	山梨県のごき	A社（マザーズ市場）	子会社A1社
R2.8.25	A社と県庁とで電気調達基本契約締結		
R2.10.22			A社は、100%子会社A1社を設立
R3.2.15		第2四半期報告書（令和3年6月期＜令和2年10月1日～令和2年12月31日＞）開示	
R3.5.10		第3四半期報告書（令和3年6月期＜令和3年1月1日～令和3年3月31日＞）開示	
R3.4.26	県は、A社の経営状況が悪化していることを情報提供により把握		
R3.8.24	A社に対し供給力の確保に向けた取組状況を照会		
R3.8.31	公認会計士に相談		
R3.9.3		R3.8.24の照会に対して、A社から回答	
R3.9.17	A社の信用調査を、民間調査会社に依頼		
R3.9.28			A社が営む小売電気事業を吸収分割により、R3.12.1にA1社に事業承継されることが決定
R3.10.1	A社から、「小売電気事業の承継に関するお知らせ」を受領		
R3.12.1			A社が営む小売電気事業を吸収分割により、A1社に事業承継
R4.3.25			A1社は、破産手続き開始の申し立て

(出典：監査人作成)

【問題点及び改善策】

県は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第3号の規定により、A社と県庁で使用する電気調達基本契約を締結するにあたり、契約保証金を免除としている。要するに複数の地方公共団体等との契約実績があることを理由として免除しているが、仮に免除がない場合にはこのような内容の契約であると、山梨県財務規則第109条第1項により、契約保証金の率は契約金額の100分の10以上とされるので、契約保証金の額は、25百万円以上となる。

しかし、今回のケースに限って言うと、仮に契約保証金設定がなされていたとしても損害賠償金の相殺による回収は行えない、すなわち破産手続開始決定後生じた損害賠償債権については破産法上相殺が認められるものではなく（破産法第72条第1項第2号）、かつ、現実には損害額が確定していない段階では弁済期がなく、民法上の相殺の要件も充足しない（民法第505条）と考えられることから、結果論ではあるが契約保証金の有無は損害賠償額の回収結果に影響を与えなかったとのことである。

とは言え、一方で契約保証金の設定は債権保全の有効な手段であることは事実であることから、組織再編等により会社の組織体制が大幅に変化するような場合には、保証金の納付など契約の見直しを行うことができるような契約内容にするよう要望する。

3.1.3. 福祉保健部 健康長寿推進課

・債権の名称
高齢者居室等整備資金貸付金償還金

・債権管理上のリスク

県庁管理は、当該未収債権を効果的に管理するうえで配慮すべきリスクとして次のことに留意している。

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 福利的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期す必要がある。

・債権の管理目標

県庁管理は、当該未収債権を効果的に管理するうえで次の目標に留意している。

- i 債権の実在性（当該債権は測定後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用も行われていないなど、法的に実在する。）
- ii 債権の権利の帰属の適正性（未収債権の債務者の承認の確認や破産事務への参加等を適切に実施している。）
- iii 債権の決算書及び各種資料（公表・非公表）上での表示の妥当性（歳入歳出決算書等での適正な表示には留意している。）

・決算情報等

・年度推移情報

債権名称	【債権（収入未済額）決算データの推移】				（単位：円）	
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
高齢者居室等整備資金 償還金 （元金・利息）	子算現額	0	0	0	-	-
	現在取崩・取戻分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	固定額	14,613,274	13,949,660	11,625,224	79.0%	83.3%
	現在取崩・取戻分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	14,613,274	13,949,660	11,625,224	79.0%	83.3%
	収入済額	0	2,324,436	519,000	78.2%	22.3%
	現在取崩・取戻分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	2,324,436	519,000	78.2%	22.3%
	運付未定額	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	運付済残額	0	0	0	-	-
	不納欠付額	0	0	0	-	-
現在取崩・取戻分	0	0	0	-	-	
滞納繰越分	0	0	0	-	-	
収入未済額	13,949,660	11,625,224	11,106,224	79.0%	95.5%	
現在取崩・取戻分	0	0	0	-	-	
滞納繰越分	13,949,660	11,625,224	11,106,224	79.0%	95.5%	
収納率	4.5%	16.7%	4.5%	-0.1%	-12.2%	
現在取崩・取戻分	-	-	-	-	-	
子算現額・収入済額	4.5%	16.7%	4.5%	-0.1%	-12.2%	
現在取崩・取戻分	△ 663,614	△ 3,324,436	△ 519,000	78.2%	22.3%	
滞納繰越分	△ 663,614	△ 3,324,436	△ 519,000	78.2%	22.3%	

・債権年齢調へ

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納金額	構成割合
高齢者居室等整備資金 償還金 （元金・利息）	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	10	100.0%	11,106,224	100.0%
合計	10	100.0%	11,106,224	100.0%	

1. 高齢者居室等整備資金貸付金償還金について

(1) 概要

・高齢者居室等整備資金貸付金償還金に係る未収債権の基本情報について

ア. 高齢者居室等整備資金貸付事業の概要

高齢者と家族が好ましい関係を維持するため、昭和48年から高齢者が住みやすい住宅への改修整備に必要な資金（高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付金）を貸し付けている。当初の限度額は50万円であったが、社会情勢の変化に伴い限度額は引き上げられ、平成4年度には226万4千円となり、現在に至っている。

イ. 貸付制度の見直しの経緯

平成17年度の政策アセスンの中で、平成16年度の事務改善効果を検証した結果、廃止を含めて制度の在り方を検討することとした。しかし、国における在宅重視の施策実施に伴い、当該制度の需要を検証する趣旨から制度を継続した経緯がある。

このような経緯を踏まえ、平成17年度から新規貸付の実績がないことを考慮すると、貸付制度自体の廃止を早急に検討し、この貸付制度の廃止の社会的影響や代替的制度等での充足の度合いなどを評価することが求められているものと考えられる。

ウ. 当該貸付制度の現状と課題等

平成17年度から新規貸付の実績がない。

市中金利が低率であることや他の住宅貸付制度や介護保険制度に係る住宅改修費支給制度などの活用により、当該貸付制度の利用については、平成17年度から新規貸付の実績がない。

当該貸付制度による過去の貸付金の償還に関して、多額の未償還債権が生じており、その債権回収に苦慮している実態が把握される。

エ. 現在の事業内容

新規貸付の募集も行うが、主な事業内容としては、過去の貸付金の未償還債権に対する回収事務を次の団体に業務委託している。

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

なお、現在の委託業務は事実上、貸付金の新規申し込みがないため、過去の未償還債権に係る回収に係る業務である。令和3年度の契約金は「288,136円（消費税等込み）」であり、それに対する実績報告に基づく精算額は、「139,973円」であった（「支出命令書」令和4年5月12日決裁）。

・債権の名称

高齢者居室等整備資金貸付金償還金

・債権の性格
私債権

・根拠法例、条例、要綱及びマニュアル等

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例
(昭和48年3月31日 山梨県条例第7号)

同条例施行規則 (昭和48年5月21日 山梨県規則第33号)

委託契約書 (単年度・随意契約)

「山梨県債権管理ガイドライン」(平成16年3月) 山梨県出納局

「山梨県高齢者居室等整備資金償付金償還金」(平成23年3月) 山梨県出納局

「山梨県債権回収及び処理マニュアル」(平成24年3月) 山梨県出納局

「貸付のしおり」 山梨県・山梨県社会福祉協議会

・債権管理システム等

居室整備資金管理システム

フ. 令和3年度における未収償還金の合計・内訳明細償還状況

高齢者居室等整備資金貸付金償還金(以下「当該貸付金償還金」という。)の償還期限到来後の未収債権は、令和3年度末現在、10人の借受人債務者の合計で、1,111万円(元金924万円、利子186万円)であり、その内訳は次の表で示されておりである。

区分	No	貸付金額	令和2年度末現在		令和3年度償還合計		令和3年度末現在			
			元金	利子	元金	利子	元金	利子		
1	9	1,100,000	694,000	119,314	813,314	0	0	694,000	119,314	813,314
2	14	1,210,000	73,089	48,911	122,000	0	10,000	63,089	48,911	112,000
3	22	1,460,000	883,300	127,524	990,824	0	0	883,300	127,524	990,824
4	23	1,460,000	621,600	103,654	725,254	12,000	0	609,600	103,654	713,254
5	26	2,020,000	1,339,900	225,374	1,565,274	42,000	0	1,297,900	225,374	1,523,274
6	28	2,020,000	865,700	249,374	1,115,074	240,000	0	625,700	249,374	875,074
7	33	2,020,000	1,882,900	336,374	2,189,174	60,000	0	1,802,900	336,374	2,139,174
8	49	2,264,000	524,500	164,170	688,670	50,000	0	474,500	164,170	638,670
9	62	2,264,000	1,071,000	194,770	1,265,770	90,000	0	981,000	194,770	1,175,770
10	64	2,264,000	1,846,500	293,370	2,139,870	15,000	0	1,831,500	293,370	2,124,870
合計	-	18,082,000	9,762,389	1,862,835	11,625,224	519,000	0	9,243,389	1,862,835	11,106,224

この表によると、令和3年度に償還実績がない債務者はNo.9とNo.22である。また、令和3年度末現在元金及び利子の合計である未収債権総額が100万円を超過する者は4人であり、そのうち200万円超は2人である。最大の未収債権額は、No.33の214万円である。令和3年度償還実績は51万9千円(全て元金)であり、令和2年度末現在の未収償還額(1,163万円)の4.5%であった。単純計算ではあるが、令和3年度償還額で前年度未収債権額を割り返すと、現金及び利子を返済するまでに今後、約22年を要することとなる。主債務者等の高齢化等を勘案すると未収債権の全額回収にはめどが立たない現状である。なお、令和2年度には2人の債務者に係る未収債権が完済となっている。

イ. 債務者の貸付金借受け実績及び滞留等の経緯

10人の債務者の当該貸付金借受けの実績及び償還金の滞留実績等については次の表に示すとおりである。

区分	No	貸付金額	貸付期間		滞り開始年月	滞り開始年月	滞り開始年月	滞り開始年月	滞り開始年月	滞り開始年月	滞り開始年月	滞り開始年月	滞り開始年月	滞り開始年月	滞り開始年月	滞り開始年月	滞り開始年月	滞り開始年月	令和3年度末現在		
			貸付年月	終了年月															元金	利子	
1	9	1,100,000	昭和48年10月	平成15年10月	昭和48年10月	平成15年10月	昭和48年10月	平成15年10月	昭和48年10月	平成15年10月	昭和48年10月	平成15年10月	昭和48年10月	平成15年10月	昭和48年10月	平成15年10月	昭和48年10月	平成15年10月	694,000	119,314	813,314
2	14	1,210,000	昭和48年10月	平成24年9月	昭和48年10月	平成24年9月	昭和48年10月	平成24年9月	昭和48年10月	平成24年9月	昭和48年10月	平成24年9月	昭和48年10月	平成24年9月	昭和48年10月	平成24年9月	昭和48年10月	平成24年9月	63,089	48,911	112,000
3	22	1,460,000	昭和48年10月	平成26年6月	昭和48年10月	平成26年6月	昭和48年10月	平成26年6月	昭和48年10月	平成26年6月	昭和48年10月	平成26年6月	昭和48年10月	平成26年6月	昭和48年10月	平成26年6月	昭和48年10月	平成26年6月	883,300	127,524	990,824
4	23	1,460,000	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	609,600	103,654	713,254
5	26	2,020,000	昭和48年10月	平成26年10月	昭和48年10月	平成26年10月	昭和48年10月	平成26年10月	昭和48年10月	平成26年10月	昭和48年10月	平成26年10月	昭和48年10月	平成26年10月	昭和48年10月	平成26年10月	昭和48年10月	平成26年10月	1,339,900	225,374	1,565,274
6	28	2,020,000	昭和48年10月	平成26年9月	昭和48年10月	平成26年9月	昭和48年10月	平成26年9月	昭和48年10月	平成26年9月	昭和48年10月	平成26年9月	昭和48年10月	平成26年9月	昭和48年10月	平成26年9月	昭和48年10月	平成26年9月	865,700	249,374	1,115,074
7	33	2,020,000	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	昭和48年10月	平成26年7月	1,882,900	336,374	2,189,174
8	49	2,264,000	平成25年7月	平成17年7月	平成25年7月	平成17年7月	平成25年7月	平成17年7月	平成25年7月	平成17年7月	平成25年7月	平成17年7月	平成25年7月	平成17年7月	平成25年7月	平成17年7月	平成25年7月	平成17年7月	524,500	164,170	688,670
9	62	2,264,000	平成25年5月	平成17年5月	平成25年5月	平成17年5月	平成25年5月	平成17年5月	平成25年5月	平成17年5月	平成25年5月	平成17年5月	平成25年5月	平成17年5月	平成25年5月	平成17年5月	平成25年5月	平成17年5月	1,071,000	194,770	1,265,770
10	64	2,264,000	平成25年10月	平成15年10月	平成25年10月	平成15年10月	平成25年10月	平成15年10月	平成25年10月	平成15年10月	平成25年10月	平成15年10月	平成25年10月	平成15年10月	平成25年10月	平成15年10月	平成25年10月	平成15年10月	1,846,500	293,370	2,139,870
合計	-	18,082,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,243,389	1,862,835	11,106,224

注:「最終償還年月」欄の記載は令和4年10月28日時点の状況を記載している。

この表では、最も古い貸付で未収債権として管理しているのは、No.9で昭和55年10月に貸付けた元金110万円のうち、69万円4千円の元金と11万9,314円の利子が令和3年度末現在、未償還債権となっている。

ウ. 未収債権管理上の特徴・課題

現在の未収償還金の管理の現状を見ると、次の点に特徴・課題があるものと考えられる。

- i 最初の督促を実施した時期が、直前の包括外部監査の実施時期（平成 14 年度）と重なっており、平成 16 年 7 月（9 人）及び同年 10 月（1 人）である。また、滞留開始年月はそれぞれの延滞債務者により異なるが、滞留開始から 6 年～20 年程度経過して、督促が実施されていること。
- ii 現在の延滞債務者（10 人）は全て分割納付計画に基づき返納中（うち 2 人は近年の償還の実績なし。）であるが、1 回の返済金額が僅少であり、元金及び利子の完済まで極めて長期を要すること（約 10 年～160 年程度）。
- iii これらの分割納付を認めるに当たり、履行延期の特約（地方自治法施行令第 171 条の 6）の要件に該当することを意思決定した書類はなく、任意の債務承認書により実施していること。
- iv 任意の債務承認書により、月次の分割納付額を合意する際には、債務者の収入支出の経済状況（収入・支出状況）や財産の保有状況等の詳細が明産調査（任意または法的措置の結果としての財産調査）として把握され、検討されるべきプロセスが文書として残されていないこと。
- v 分割納付の対象としては元金及び利子を明記しているが、実際にお元金の償還だけが実施されており、利子の償還は事実上対象とされていないこと。
- vi 元金の完済に伴う確定延滞利子（条例第 9 条：10%、「貸付のしおり」）に関して、これまでに請求がなされていないこと。
- vii 連帯保証人への正式な請求は一部を除き、平成 16 年度まで確認できないこと。本来であれば主債務者の滞納発生後、一定期間（概ね 3 か月程度の延滞が続く場合など）で連帯保証人への通知や請求がなされるべきであるが、過去には長期にわたり実施されて来なかったこと。また、早期の通知等がなされた場合、連帯保証人から主債務者への償還の催促や償還に当たった際の事実上の分担等の話合いが早期に実施される可能性もあったと考えられること。
- viii これらの延滞償還につき、償還の猶予（条例第 10 条）や償還の免除（条例第 11 条）が検討され、決定されたことがないこと。
- ix 債務名義の取得などによる法的措置が過去に実施されていないこと。
- x 延滞債務者及びその連帯保証人の状況に関して記録した「居室整備費貸付金償還状況表」、債権管理の状況及び「分納計画・償還実績表（注：監査人による名称）」を閲覧すると、債権管理の状況は「債権管理の状況」に、ある程度詳細に記載されているが、そのほとんどが平成 29 年度中で中断されているため、その後の交渉状況が不明であること。

(2) 監査手続

当該貸付金償還金の期限到来後の未収債権が適正に管理されているかについて、監査を実施するために必要と考えられる資料を果担当所管課に対して依頼し、当該資料の閲覧、質問及び勘定分析等を実施し、未収債権の実在性、鞏固性、正確性、権利債務の帰属の妥当性及び評価の妥当性等を検証した。

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.5. 【指摘事項】督促の実施の遅延について

当該貸付金償還金の期限到来後の未収債権に対しては、本来、一定期間経過後にすみやかに（償還期限後 20 日以内）山梨県税収入の督促及び滞納処分に関する規則第 2 条）実施する必要があるところ、適時に督促が実施されていなかった。

すなわち、現在の未償還債権に係る主債務者等に対して、最初の督促を行ったのは平成 16 年 7 月又は 10 月であり、既に時効期間が経過している債権も存在しており、時効管理がさまざまな状況であった。現在の債務者 10 人は全て分割納付の誓約を行っているため、時効の援用は実際には行っておらず、時効期間経過後に債務を自ら承認しているため、債権が消滅していないと判断されるが、今後は、過去の時効管理に係る問題点を正式に記録に残し、課内職員間での周知や担当職員の異動に伴う引継の際に、当該未収債権の適時適切な時効管理を見える化するよう、内部統制上の整備を進められたい。

【現状】

実際に督促を行ったのは、現在の 10 人の延滞債務者のうち、9 人が平成 16 年 7 月 20 日であり、1 人が平成 16 年 10 月 20 日であった。これは、平成 14 年度に実施された包括外部監査の結果として、滞納者に対して督促が実施されたものと考えられる。しかし、償還期限が到来して既に 10 年以上は経過している債権が多く、当時の時効管理がさまざまなと考えられる。

【問題点及び改善策】

平成16年に督促が実施されるまでの期間に、改正前民法による10年間（改正民法（令和2年4月1日以降）では5年間）の時効期間が経過している可能性もある。最初の督促は絶対的な時効の更新（中絶）の効力があるため、督促を怠っていたことから、債務者から時効の援用が口頭であっても伝達された場合、回収すべき債権はその時点で消滅してしまうリスクがあった。したがって、当該貸付債権の効果を妨げない債権管理のためにも、内部統制上のリスクを識別し、適切にリスクの評価を実施し、対応策を明確に文書化するなどの措置を実施されるよう提案するものである。

No.6. 【意見事項】 償還金の滞納元金への充当に係る業務委託の報告の改善について

県所管課は、委託業者から当該貸付金償還金の返済等に係る報告を受けているが、その報告の中で分割納付計画に基づく返済の記録が適切に記録されていないことから、県所管課は委託業務の報告内容をもとに、あらかじめ分割計画に基づく適切で債務者にとって有利な返済実績一覧表（償還状況表等）を作成している。

このような非効率な委託業務に係る実務を改善するためにも、委託業務の履行に係る報告の中で、分割納付の実態を適切に反映した報告様式に改めるよう要望する。

【現状】

当該貸付金償還金の返済等に係る報告を含めて、県所管課は社会福祉法人山梨県社会福祉協議会と居室等整備資金の取扱いに関する事務を委託している。その業務委託契約に基づき、県所管課は委託業者から次の報告を受けている。

【第1様式】

「山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金償還金年収納報告書」

【第2様式】

「山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金償還金等事務処理状況報告書」

【第3様式】

「貸付事業に係る事業実績報告」

県所管課はこれらの報告内容に基づき、独自に債務者毎に「居室整備貸付金償還状況表」、「債権管理の状況」及び「償還実績表」を表計算ソフトにより作成している。

【問題点及び改善策】

県所管課は、当該貸付金償還金の返済等に係る報告を含めて、居室等整備資金の取扱いに関する事務を業務委託しているが、この業務委託の報告物としての様式1から様式3までの書類を受領しているにも拘らず、県所管課は、その内容を把握して、あらかじめ債務者の返済状況に係るデータを別の表計算ソフトで作成した一覧表等に移し替える業務を行っている。このような非効率な実務を従来から引き継ぎながら行っている原因については、委託業者が運用していたシステムでは、分割納付計画に基づく分割返済の正確な対応できなかったためである。

当該委託業務の成果物として県所管課が受領している報告内容が、分割納付計画を反映しておらず不十分なものであるため、現在、県所管課が作成している「居室整備貸付金償還状況表」、「債権管理の状況」及び「償還実績表」を委託業者が作成して県所管課に提出させるなど、委託業務内容の改善を図る必要があるものと考えられる。このような改善策の実施により、業務の効率化が実現できるとともに、委託業者からの報告内容のチェックに重点を置くことができ、ミスの発生可能性も大きく低減できるものと考えられる。

No.7. 【意見事項】 僅かな分割月額による完納計画の長期化への対応について

現在の未収債権に係る事案のうち、納付月額が僅少であることから未償還元金等を完済するまでに、50年以上という長期間を要する事案が3件も存在する。回収の長期化に伴う回収コスト（滞納者懇談会の開催や交渉記録の整備等の事務コスト）の積重ねの弊害も懸念されることから、業務委託を活用した定期的な財産調査の実施だけでなく、法的手段による強制的な財産調査の実施を検討し、真実の財産保有状況を確認することにより、回収月額の適正な見直しを実施するなど、継続して未収債権の回収に努めるよう要望する。

【現状】

現在の財産調査の実態は、当該貸付金制度に係る業務委託の中で、地区社会福祉協議会が開催を決定する滞納者懇談会において実施されている。その懇談会の中では口頭により収入状況等を聴き取りし、会議録として保管されている。

【問題点及び改善策】

このような業務委託を活用した財産調査では、定期的な滞納者との面談が実施されるため、分割納付を行っている債務者の現状を定期的に確認することができるといふメリットも

あるものとする。一方で、口頭での収入状況等の聴き取りでは実際の財産状況等の裏付けを得ることができないことも確かである。

実際に、滞納者懇談会記録を閲覧すると、ある債務者が所有する土地等を売却したという話があることなどが記載されている (No.23 「今後推定償還年数：59年」)。このような財産の保有の有無に関して、場合によっては債務名義を取得して財産の強制的な調査を実施することにより、真に収入状況や財産保有状況が少なく、困窮しているのかどうかを確認することが必要になるものとする。

No.8. 【指図書事項】 履行延期の特例に基づかない分割納付について

現在の未収債権者が行っている分割納付は、事実上の分納申請に基づくものであるため、正式な履行延期の特例に基づく遅延損害金の計算の停止や期限の利益の付与等、債務者保護に資するものではない。したがって、債務者にとって不利な現状を改善する方策について検討されたい。

【現状】

現在の未収債権に係る債務者の分割納付の実態については、平成16年7月等に督促が初めで実施されたことにより、平成24年前後から分納申請に基づく誓約及び分納計画書によって、分割納付が実施されているものと考えられる。

【問題点及び改善策】

このような事実上の分割納付の実態については、履行延期の特例（地方自治法施行令第171条の6）を合意していないことから、期限の利益が債務者に付与されていないと考えられる。そのため、延滞債務者にとって、遅延損害金（民法第708条）の発生に対して、期間計算が停止されていないことを意味している。

ちなみに、地方自治法施行令第171条の6第1項に規定する履行期限の延長の要件は次のいずれかに該当した場合を前提とした要件である。

- ア. 債務者の無資力又はこれに匹い状態にあるとき（第1号）
- イ. 債務者がその債権の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき（第2号）

ウ. 債務者に災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき（第3号）等
少なくとも遅延損害金の認識と計算に関しては、県の債権として民法上、調査をすることとなっていることから、分納誓約の合意の時点からの遅延損害金の計算の停止を受けることができる仕組みを出納局等関係機関と相談するなどの取組を実施することが求められているものとする。

No.9. 【意見事項】 延滞債権(元金、利子及び延滞利子(遅延損害金))に関して、「償還の猶予」や「償還の免除」が検討され実施されて来なかったことについて

当該整備資金貸付条例に規定する「償還の猶予」(条例第10条)や「償還の免除」(条例第11条)を適用するための要件を当該条例に係る規則等で明確に規定し、当該未収債権の実態に照らして「償還の猶予」や「償還の免除」が適用されるべき事案を精査するよう要望する。

【現状】

「・決算情報等」でも記載したとおり、当該貸付金償還金に係る償還期限到来後の未収債権は、令和3年度末現在、10人の借受人債務者の合計で、1,111万円(元金924万円、利子186万円)⁹であった。これらの納付交渉記録を見ると、主債務者が生活保護を受け、後に死亡し、相続関係が不明であり、連帯保証人も時効の援用を行っているなどの状況にもかかわらず地方自治法に基づく債権放棄（法第96条第1項）に至っていないものもあれば、そのような現状にまでは至っていないものの主債務者の疾病等による入院などによって貸付金の償還が困難となっているものも把握できる。

後者の場合は、当該整備資金貸付条例に「償還の猶予」(条例第10条)や「償還の免除」(条例第11条)が規定されているが、これまで適用されたことはいないという回答であった。

【問題点及び改善策】

確かに、前述のとおり「償還の猶予」(条例第10条)や「償還の免除」(条例第11条)に関する規定は当該整備資金貸付条例に次のとおり明記されている。

【償還の猶予】

⁹ 万円未満の端数は四捨入

第10条 知事は、借受け人が災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、貸付金の償還が著しく困難となったと認めるときは、償還を猶予することができる。

【償還の免除】

第11条 知事は、借受人が死亡した等の場合であって貸付金の償還が著しく困難となったと認めるときは、未償還の全部又は一部を免除することができる。

しかし、この規定はこれまでに適用されたことがないということであった。これらの条項に規定された要件を実際の延滞債権に適用する際には、更に詳細な判断基準が必要になるものと考えられるが、その判断に必要な事務手続（財産調査等での債務者の経済状況等に係る詳細な情報の把握等）や詳細な判断要件・基準等が準備されていないことも、これまでにこれらの条項が適用されなかった要因の一つではないかと推察される。

また、これらの条例上の措置は、地方自治法施行令に規定する徴収停止（施行令第171条の5）や免除（施行令第171条の7）の制度とどのような関係にあるのか、明確に認識する必要があると考える。しかし、これらの施行令上の制度における詳細な要件を比較すると、条例上の要件の記載は例示的な記載であり、実際に未収債権の事例に適用して判断する際にはより詳細な要件が規定されないと的確な判断ができないものと懸念される。

No.10. 【指商事項】 事実上の分割納付計画が履行されていない案件(2件)について、債務名義の取得等による法的措置(財産調査や強制徴収等)が実施されず、事実上債権回収の事務が滞っていることについて

現在の債務者のうち2人(No.9、No.22)については分割納付計画が履行されない状態で、債権回収等の事務が滞っている。返済のための財産が存在しないことを確認し、各債務者や連帯保証人の状況に基づいて、徴収停止の措置等を行うか、または債権放棄のための手続きを検討されたい。

【現状】

該当する2人の債務者のうち、1人(No.9)は、居室整備貸付金を受けたのは昭和55年10月であり、昭和58年、59年から償還につき滞りが発生していた。現状では主債務者は生活保護を受けていることや連帯保証人2人については所在が不明または病氣療養中であることで、未収債権の回収が困難になっている。

もう1人の債務者(No.22)が当該貸付金を受けたのは昭和61年8月であり、昭和63年及び平成2年に滞りが発生し、平成3年ごろからは滞りが継続している。主債務者は自己破産

による免責を受け（平成12年2月）その後死亡が確認されている。また、2人の連帯保証人は時効の援用を行っている（平成21年10月、平成29年10月）。

【問題点及び改善策】

主債務者2人の未収債権事案に関しては、連帯保証人への接触が平成16年12月から始まっている。本来であれば連帯保証人への接触や請求は、主債務者の滞りが始まってから合理的な期間（概ね3カ月程度の滞り時点）に実施する必要があるが、最初の滞りから20年程度経過してから連帯保証人に接触している。そのため、そもそも連帯保証人からの債権の回収は困難であるものと考えられる。

一般的に、任意の債務承認に基づく分割納付計画ではあるが、分割額の償還計画どおり履行されない場合は、債務者懇談会での調査では知ることができない財産の保有状況等を強制的に調査することができるよう、債務名義を取得することも検討する必要があるものと考えられる。しかし、これまで、そのような法的措置は実施されず、現在の状況に至っている。

この2つの案件は徴収停止措置又は県議会に議案を提出して債権を放棄することが検討されるべき未収債権であると考えられるため（「税外収入未収金」に係る債権放棄の判断基準」1. (1)、(2)参照）、関係所管課と早急に協議のうえ、債権放棄に向けた取り組みを実施されたい。

No.11. 【指商事項】 延滞債務者及び連帯保証人に係る「延滞債権管理簿」に類する管理簿の整備が不十分であることについて

現在の未償還債権に係る延滞債権管理簿（居室整備貸付金償還状況表、「債権管理の状況」、「分割計画・償還実績表」(注：監査人による名称)）のうち、「債権管理の状況」を閲覧すると、債務者との交渉記録が概ね平成20年度で記録が終了している。交渉記録は時効の適正な管理や訴訟対策等に有効な資料であるため、原則として交渉記録を残すことを徹底されたい。

【現状】

現在の延滞債務者の納付状況を示す延滞債権管理簿（「居室整備貸付金償還状況表」、「債権管理の状況」、「分割計画・償還実績表」）の記録は、全て準備されているが、そのうち、交渉記録を記載する機能がある「債権管理の状況」については、債務者と交渉した日ごとにコメントに交渉内容が記録されている。しかし、現在の債務者10人の「債権管理の

状況』について、概ね平成29年度でその記載が途切れているため、その原因を確認したところ、次のような回答を得た。

ア、基本的に現在の債務者に関して分納誓約に基づき、返済が進められているという認識を持っているため、全ての債務者につき納付交渉を実施しているわけではないため。

イ、令和2年度に2人の債務者に係る債権が全額回収できる見込みがあったため、その債権回収に注力したことから、現在の債務者に対する納付交渉は優先順位を低めたため。

【問題点及び改善策】

債務者及びその連帯保証人に対する債権回収に係る交渉記録は、他の債務者の回収機会を優先すること等により、記載をしないこととすると、時効の更新等の適正な管理の記録が時系列で把握することができなくなったり、また、訴訟対策としても、交渉記録の重要性が軽視されることとなったりするため、適正な債権回収の記録が途切れることとなる。

確かに債権回収に割ける職員の人的資源は無尽蔵にあるわけではないため、より重要な回収対象に注力することは一定の理解が得られるが、一方で前述のような時効の適正な管理や訴訟対策等という別の重要な要素も看過できない事務である。現在の債務者に対する債権回収に係る交渉記録を全く記載しないという極端な対応を行うことなく、課内での複数担当制などによる応援体制の機能充実や所管課としての上長による牽制機能の向上などを検討することで、経常的に効果的な債権回収の事務を継続することができるよう、体制整備を進める必要がある。

No.12.【意見事項】当該貸付制度の実態に合わせた見直しについて

当該未収債権の発生元である当該整備資金貸付制度は、根拠条例によって現在も新規貸付がおこなわれているが、平成17年度の新規貸付を最終に実施されているわけではないため、類似の住居整備資金の貸付制度等を調査し、当該貸付制度の制度的な必要性や存在意義が薄れているのであれば、当該貸付制度の廃止を含めて見直しを実施するよう要望する。

【現状】

当該整備資金貸付制度は、根拠条例によって現在も新規貸付がおこなわれる体制となっている。当該事務は山梨県社会福祉協議会への業務委託により実施されているが、平成17年度以降は新規の貸付はない。当該業務委託では過去の貸付案件の未償還債権の回収のみが事務となっているのが現状である。

【問題点及び改善策】

日本の金融政策である低金利またはゼロ金利政策が継続中であり、県民の住居整備の需要に対応する民間金融機関の類似の制度も充実している。また、介護保険制度において住宅改修費を支給する制度もあり、高齢者や重度心身障害者に対する居室等の改修資金の供給制度としては、社会的な役割が大きく変化しているものと考えられる。

平成17年度に実施された政策アセスの提言においても、平成16年度の事務改善効果の検証を実施して廃止を含めた制度の見直しが提言されていた。その後、現在に至る検証結果を踏まえて、当該貸付制度への存続要望等が見いだせない状況であれば、この機会に当該貸付制度の廃止を含めた制度の見直しが行われるよう要望する。

3.1.4 福祉保健部 障害福祉課

・債権の名称

- ① 重度心身障害者医療費貸与金
- ② 重度心身障害者居室等整備資金貸付金
- ③ 児童措置費負担金
- ④ 児童福祉総務費負担金 (短期入所食費一部負担金)

・債権管理上のリスク

- i 件数が多いため、債権管理システム等、ITの活用が不可欠であり、債権管理システムの仕様等を熟知する必要がある。
- ii 福祉的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等々法的措置には慎重を期する必要がある。

・債権の管理目標

- i 債権の実在性
- ii 債権の網羅的な管理
- iii 債権の期間 (事業年度) 帰属の正確性

・決算情報等

① 重度心身障害者医療費貸与金

・年度推移情報

債権名称	区分	【債権 (収入未済額) 決算データの推移】			(単位:円)	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
重度心身障害者 医療費貸与金	予算現額	37,303,220	35,062,443	30,410,738	81.5%	86.7%
	現年課税・賦課分	35,859,000	33,763,000	29,173,000	81.4%	86.4%
	滞納繰越分	1,444,220	1,299,443	1,237,738	85.7%	95.3%
	勘定額	37,303,220	35,062,443	30,410,738	81.5%	86.7%
	現年課税・賦課分	35,859,000	33,763,000	29,173,000	81.4%	86.4%
	滞納繰越分	1,444,220	1,299,443	1,237,738	85.7%	95.3%
	収入済額	35,948,904	33,911,966	28,903,946	80.4%	85.2%
	現年課税・賦課分	35,688,361	33,490,017	28,724,014	80.5%	85.8%
	滞納繰越分	260,543	421,949	159,932	61.4%	37.9%
	還付未済額	0	0	0		
	現年課税・賦課分	0	0	0		
	還付未済額高	0	0	0		
	不納欠損額	0	0	0		
	現年課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
収入未済額	1,354,316	1,150,477	1,506,792	111.3%	131.0%	
現年課税・賦課分	170,639	272,983	428,986	251.4%	157.1%	
滞納繰越分	1,183,677	877,494	1,077,806	91.1%	122.8%	
取崩率	96.4%	96.7%	95.0%	-1.3%	-1.7%	
現年課税・賦課分	99.5%	99.2%	98.5%	-1.0%	-0.7%	
滞納繰越分	18.0%	32.5%	12.9%	-5.1%	-19.6%	
予算現額 - 収入済額	1,354,316	1,506,792	1,506,792	111.3%	131.0%	
現年課税・賦課分	170,639	272,983	428,986	251.4%	157.1%	
滞納繰越分	1,183,677	877,494	1,077,806	91.1%	122.8%	

・債権年齢別調べ

【債権 (収入未済額) 滞納に係る年齢 (発生日度) 別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 件数	構成割合	
			滞納金額 (円)	構成割合
重度心身障害者 医療費貸与金	0～1年以内	26	505,575	33.6%
	1年超～2年以内	7	182,407	12.1%
	2年超～3年以内	4	88,667	5.9%
	3年超～4年以内	3	55,884	3.7%
	4年超～5年以内	4	102,000	6.8%
	5年超	22	572,259	38.0%
	合計	66	1,506,792	100.0%

②重度心身障害者居室等整備資金貸付金

・年度推移情報

債権名称	区分	決算データの推移					(単位:円)	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R2/R元	R3/R2		
重度心身障害者居室等整備資金貸付金	予算現額	11,130,598	10,869,598	10,618,848	95.4%	97.7%		
	現年課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	11,130,598	10,869,598	10,618,848	95.4%	97.7%		
	繰上額	11,130,598	10,869,598	10,618,848	95.4%	97.7%		
	現年課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	11,130,598	10,869,598	10,618,848	95.4%	97.7%		
	収入済額	261,000	250,750	340,750	130.6%	135.9%		
	滞納繰越分	261,000	250,750	340,750	130.6%	135.9%		
	還付未済額	0	0	0				
	現年課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	0	0	0				
	還付未済残高	0	0	0				
	不納欠損額	0	0	0				
	滞納繰越分	0	0	0				
	滞納繰越分	0	0	0				
収入済額・賦課分	10,869,598	10,618,848	10,278,098	94.6%	96.8%			
現年課税・賦課分	0	0	0					
収入済額	10,869,598	10,618,848	10,278,098	94.6%	96.8%			
滞納繰越分	0	0	0					
収入済額	2,3%	2,3%	3,2%	0.9%	0.9%			
滞納繰越分	2,3%	2,3%	3,2%	0.9%	0.9%			
子算現額・収入済額	10,869,598	10,618,848	10,278,098	94.6%	96.8%			
現年課税・賦課分	0	0	0					
滞納繰越分	10,869,598	10,618,848	10,278,098	94.6%	96.8%			
滞納繰越分	0	0	0					
滞納繰越分	10,869,598	10,618,848	10,278,098	94.6%	96.8%			

・債権年階調

債権名称	滞納に係る年齢(発生年度)	別の滞納件数及び滞納額の内訳			(単位:円)	
		滞納件数(件数)	構成割合(%)	滞納金額	構成割合(%)	
重度心身障害者居室等整備資金貸付金	0~1年以内	0	0.0%	0	0.0%	
	1年超~2年以内	0	0.0%	0	0.0%	
	2年超~3年以内	0	0.0%	0	0.0%	
	3年超~4年以内	0	0.0%	0	0.0%	
	4年超~5年以内	0	0.0%	0	0.0%	
5年超	10	100.0%	10,278,098	100.0%		
合計	10	100.0%	10,278,098	100.0%		

③児童措置費負担金

・年度推移情報

債権名称	区分	決算データの推移					(単位:円)	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R2/R元	R3/R2		
児童措置費負担金	予算現額	3,085,463	3,859,513	3,075,484	99.7%	79.7%		
	現年課税・賦課分	650,183	1,360,600	399,841	61.5%	29.4%		
	滞納繰越分	2,435,280	2,498,913	2,675,643	109.9%	107.1%		
	繰上額	3,085,463	3,859,513	3,075,643	99.7%	79.7%		
	現年課税・賦課分	650,183	1,360,600	399,841	61.5%	29.4%		
	滞納繰越分	2,435,280	2,498,913	2,675,643	109.9%	107.1%		
	収入済額	265,500	684,600	229,609	243.0%	33.5%		
	滞納繰越分	2,435,280	2,498,913	2,675,643	109.9%	107.1%		
	還付未済額	171,000	213,200	402,600	235.4%	188.8%		
	現年課税・賦課分	0	0	0				
	滞納繰越分	0	0	0				
	還付未済残高	0	0	0				
	不納欠損額	0	0	0				
	滞納繰越分	0	0	0				
	滞納繰越分	0	0	0				
収入済額・賦課分	321,020	298,200	349,116	108.5%	122.0%			
現年課税・賦課分	2,498,913	2,675,643	2,094,159	83.8%	78.3%			
収入済額	555,683	676,100	170,232	30.6%	25.2%			
滞納繰越分	1,943,260	1,999,543	1,923,927	99.0%	96.2%			
収入済額	8,6%	23.3%	20.6%	12.0%	-2.7%			
滞納繰越分	14,5%	60.3%	57.4%	42.9%	7.1%			
滞納繰越分	7,0%	8,5%	15,0%	8,0%	6,5%			
子算現額・収入済額	2,819,963	2,981,843	2,443,275	86.6%	82.5%			
現年課税・賦課分	555,683	676,100	170,232	30.6%	25.2%			
滞納繰越分	2,264,280	2,285,743	2,273,043	100.4%	99.4%			

・債権年階調

債権名称	滞納に係る年齢(発生年度)	別の滞納件数及び滞納額の内訳			(単位:円)	
		滞納件数(件数)	構成割合(%)	滞納金額	構成割合(%)	
児童措置費負担金	0~1年以内	26	8.7%	170,232	8.1%	
	1年超~2年以内	59	19.8%	455,000	21.7%	
	2年超~3年以内	40	13.4%	231,783	11.1%	
	3年超~4年以内	19	6.4%	69,335	3.3%	
	4年超~5年以内	62	20.8%	405,509	19.4%	
5年超	92	30.9%	762,300	36.4%		
合計	298	100.0%	2,094,159	100.0%		

④児童福祉総務費負担金（短期入所食費一部負担金）
・年度推移情報

【債権（収入未済額）決算データの推移】

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
児童福祉総務費負担金（短期入所食費一部負担金）	予算現額	26,412	26,412	26,412	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	26,412	26,412	26,412	100.0%	100.0%
	繰上額	26,412	26,412	26,412	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	26,412	26,412	26,412	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	0	0	0
	現在課税・賦課分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0
	繰上済額	0	0	0	0	0
	現在課税・賦課分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0
	収入未済額	26,412	26,412	26,412	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	26,412	26,412	26,412	100.0%	100.0%
収入済額	0	0	0	0	0	
現在課税・賦課分	0	0	0	0	0	
滞納繰越分	0	0	0	0	0	
合計		26,412	26,412	26,412	100.0%	100.0%

(単位:円)

・債権年精調へ

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件数）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合（%）	滞納額	構成割合（%）
児童福祉総務費負担金（短期入所食費一部負担金）	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	3	100.0%	26,412	100.0%	
合計		3	100.0%	26,412	100.0%

1. 重点医療費貸与事業における重点心身障害者医療費貸与金に係る未収債権について

(1) 概要

・重点心身障害者医療費貸与事業に係る未収債権の基本情報について

ア 事業の制度概要

平成26年11月から重点心身障害者医療費助成制度が自動選付方式へ移行されたことに伴い、重点心身障害者が医療を受けた場合、重点心身障害者又はその保護者が医療機関等の窓口で保険適用となる医療費の自己負担相当額をいったん支払う必要が生じることになった。

そこで、医療費の支払が困難な場合であっても、重点心身障害者が安心して適切な医療を受けられるよう、重点心身障害者の翌月1か月分の医療費を事前に貸与する制度として創設されたものである。
なお、本件貸与について、連帯保証人は求めている。

イ 貸与要件の概要

対象者	市町村から重点心身障害者医療費助成金を受給する者（貸与金の滞納者を除く）
申請方法	受診予定の月の前々月11日から前月10日までに市町村へ申請 ※事情により上記期間を過ぎての申請も可 ※1ヶ月分の医療費が料率、無利子、連帯保証人不要
貸与限度額	高額医療費制度の自己負担限度額 ※特に理由がある場合は上限10万円まで
償還方法	原則、医療費助成金により直接償還 ※市町村は毎月、受給者が医療機関の窓口で負担した金額を助成するため、この助成金を果への償還に充てることを予定。
償還期限	診療月の4ヶ月後の末日

ウ 未収債権の発生

貸与受給者は、医療機関に通院し、その後市町村から自己負担分の医療費の助成を受けとることが出来るが、市町村が貸与受給者にはわかって当該助成金をそのまま山梨県に振り込む形での返済がなされることになっている。

しかし、貸与金受給後に実際に通院をしなかった場合や、申請額と実際の医療費に差異があった場合に助成金で返済しきれない場合は、貸与受給者自らに返済をしてもらう必要がある。この場合、貸与受給者が何らかの理由により返済が出来ないことがあり、未収債権が発生することがある。

また、受給者の死亡によって市町村の助成自体が出来ていない等の場合にも未収債権が発生することになる。

なお、令和4年3月31日時点での滞納者は31名となっている。

・債権の名称

重度心身障害者医療費貸与金

・債権の性格

私債権

・根拠法令、条列 要綱及びマニュアル等

山梨県重度心身障害者医療費貸与規則

重度心身障害者医療費貸与事業事務処理要領

重度心身障害者医療費貸与事業事務処理マニュアル

重度心身障害者医療費貸与事業 Q&A

山梨県財務規則

山梨県債権回収及び処理マニュアル

・債権管理システム等

電子システム台帳である「重度心身障害者医療費貸与管理システム」に拠っている。

・重度心身障害者医療費貸与金 増減状況

【重度心身障害者医療費貸与金の決算推移】

(単位：円)

区分	期中増加	期中減少	年度未残高
平成30年度	—	—	15,407,110
令和元年度	35,859,000	38,993,336	12,272,774
令和2年度	33,763,000	34,989,145	11,046,629
令和3年度	29,173,000	28,686,768	11,532,861

(2) 監査手続

- 当該事案の関連資料の入手・閲覧
- 担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.13.【指摘事項】回収事務の実効性を確保等するための「債務承認及び分割納付誓約書」の作成について

重度心身障害者医療費貸与金について滞納が生じた場合、分割納付をする場合において、その回収実効性を高めるための施策として、山梨県債権回収及び処理マニュアルに従い、対象者の財産の状況を出発点として、回収事務の実効性を確保する観点から、山梨県債権回収及び処理マニュアルに示された「債務承認及び分割納付誓約書」を作成されたい。

【現状】

重度心身障害者医療費貸与金について滞納が生じた場合、医療機関への受診によりその医療費が強制的に滞納額に充当されるという本制度の特殊性に鑑み、受診予定が無くかつ生活困窮している者が分割納付をする場合において、債務承認及び分割納付誓約書も作成せずに口答による分割納付の約定を交わしている。

なお、現状、時効完成となるような債権はない。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば、一括納付、あるいは、月々の返済額の納付が困難であるとの申し出がある債務者に対しては、必要書類を提出させ、債務者の生活状況・納付能力を調査し、やむを得ないものと認められる場合は、分割納付を認めることも考慮すると規定している。また、それを認めるにあたっては、ただ単に「分割納付誓約書」を提出させるだけでなく、消滅時効の更新事由である民法第152条の「承認」を兼ねた「債務承認及び分割納付誓約書」を徴し、消滅時効の更新を図るとともに、債務承認及び分割納付誓約書に、分割納付が2回以上不履行となった場合には、期限の利益を喪失し、強制執行等の措置を受けても異議はないことを明記し債務者に承認させることとしており、書面の交付を前提としている。

これは、債務者の生活状況・納付能力を鑑み、やむを得ない場合には分割納付を認めたい一方で、改めて債務承認や期限の利益喪失の事項を書面として残すことで、債務者に早期の納付を促し、回収事務の実効性を確保するとともに、履行期限の繰り上げおよび債務名義の取得や強制執行の申立てなどの法的措置を行使する前提となる重要な手続と考慮される。

よって、債務承認及び分割納付誓約書がないままの口頭による分割納付は、分割計画の不履行の危険性が高いほか、分割納付金額や納付時期があいまいになってしまいうリスクがある。また、履行期限の繰り上げおよび債務名義の取得や強制執行の申立てなどの法的措置を

行使する前提を作ることができず、回収事務に大きな支障をきたす結果となりうるため、その点問題である。

そのため、分割納付を行う際には、山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがい、回収事務の実効性を確保等する観点から、「債務承認及び分割納付誓約書」を徴すこととされた。

No.14.【意見事項】 法的措置の検討について

悪質な債務者の場合は、福祉的観点から慎重である必要性はなく、法的措置を執るなどの手段を検討することを要望する。

また、未収債権額が高額の債務者に対しても、返済の協力態度等を鑑み、法的措置を執るなどの手段を検討することを要望する。

【現状】

現状では、福祉的要素から、法的措置が執られてはいない。

しかし、重度心身障害者医療費貸与金を受領している受給者の一部には、悪質である可能性が認められるケースが見られた。

【問題点及び改善策】

本制度は、貸与受給者の善意を前提に、医療費の事前の一部負担が困難な者に貸与をするものである。

しかし、実際に通院もせずに貸与金のみを受領しているような悪質な受給者については、福祉的観点から慎重である必要性はない。また、自ら高額な貸与金を申請して受領しながら、返済について協力をしないような者がいた場合についても、福祉的観点から慎重である必要性はない。これらの者について、何ら法的措置を執らないでいることは、他の債務者の公平性の観点から問題がある。

そこで、悪質性が特に疑われる受給者については、その悪質性の有無を確認するとともに、これらの者がいた場合、山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがった法的措置を検討することとされた。

2. 重度心身障害者居室等整備資金貸付事業における重度心身障害者居室等整備資金貸付金に係る未収債権について

(1) 概要

・ 重度心身障害者居室等整備資金貸付金事業に係る未収債権の基本情報について

ア 趣旨： 重度の心身障害者の日常生活環境を改善するため、居室等を整備する場合に必要な資金を貸付けることにより、障害者の福祉の向上を図るための貸付制度である。

イ 貸与対象者： 身体障害者手帳（1～4級）、又は療育手帳Aの所持者。
所得制限なし。

ウ 補助対象事業： 居室等を増築、改築、又は改造する事業

エ 貸付限度額： 226万4千円

オ 貸付条件：

償還期限： 資金が交付された月の翌月の初日から起算して10年以内

据置期間： 資金が交付された日から起算して2年以内

貸付利率： 年3%以内（財政融資資金貸付利率の範囲内）

償還方法： 元利均等月賦償還

カ 滞納状況等

重度心身障害者居室等整備資金貸付金の貸付事務及び収納事務については、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会に委託して行っている。

なお、平成17年からは新規の貸付実績はなく、現在も、平成17年以前の債務者への徴収業務のみが残っている状況である。現在時効完成となる債権はなく、令和4年3月31日時点での滞納者は10名となっている。不納欠損処理については、平成23年及び同29年に2回なされている。

・ 債権の名称

重度心身障害者居室等整備資金貸付金

・ 債権の性格

私債権（山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例施行規則）

・ 根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

山梨県財務規則
山梨県債権回収及び処理マニュアル

・重度心身障害者居室等整備資金貸付金 増減状況

【重度心身障害者居室等整備資金貸付金の決算推移】

(単位：円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成30年度	—	—	11,130,598
令和元年度	0	261,000	10,869,598
令和2年度	0	250,750	10,618,848
令和3年度	0	340,750	10,278,098

(2) 監査手続

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.15. 【意見事項】 弁済の充当順列についての基準の策定について

重度心身障害者居室等整備資金貸付金に關し、弁済の充当が、元金、利息のいずれに充当するかのルールが定まっておらず、債務者間の公平の見地から問題であるため、充当順序の基準を策定することを要望する。

【現状】

重度心身障害者居室等整備資金貸付金の事務については、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会に委託しており、未償還金については、電話による督促、督促状の送付、滞納者懇談会の開催によりその解消に努めている（委託に關する事務は健康長寿推進課で行っている）。もともと、滞納者からの返済については、元本、利息のいずれに充当するかの決まりはなく、元本へ充足、利息から充足、元本及び利息に充足するなど、対応が定まっていない。

【問題点及び改善策】

民法第489条は、第1項で、「債務者が一個又は複数の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合（債務者が複数の債務を負担する場合にあつては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。）において、弁済する者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならぬ」と規定し、第2項で、「前条の規定は、前項の場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用する」と規定する。このように、弁済の充当は、当事者の合意によって定めることができるが（民法第490条）、弁済の充当に關する当事者間の合意が存しない場合のために、民法が、充当に關する基準を定めている。

現状では、原本充当、利息充当について、何ら基準がなく充当されており、債務者間の公平の見地から問題がある。

そこで、何ら合意がない場合は、民法の原則どおり利子から充当を基本とするなど、弁済の充当の基準を統一されたい。

No.16. 【意見事項】 連帯保証人への通知に係る一定の基準の策定検討について

連帯保証人の不測の損害を防止すること、連帯保証人からの債権回収による事務管理の低減をはかるため等から、連帯保証人への通知、債権回収に關する一定の基準の策定を検討することを要望する。

【現状】

債権回収に關しては、滞納がある場合、連帯保証人に連絡するとともに支払いを求めている。もともと、どの程度の滞納があったら連帯保証人に対して連絡するか等の基準がない。

【問題点及び改善策】

問題点としては、連帯保証人が何ら連絡がないまま利息が膨らむ可能性があること、連帯保証人と長期間連絡をとらないことによる連絡先や居住先が不明となってしまうおそれ、連帯保証人が死亡した後の相続人の把握が困難なるおそれ等が考えられる。

現行民法第458条の3では、債権者から主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務を規定している。その趣旨は、保証人は主債務者の履行状況について必ずしも把握しているわけではないため、主債務者が期限の利益を失った場合には、元本債務の全部を履行しなければならぬ上、連延損害金も支払わなければならないという負担を負

うこととなることから、主債務者の不履行によって保証人が予想外の負担を負うことを防止するためである。

本件未収債権は、民法改正前のものであるが、利息が膨らむおそれがある点では改正法の趣旨は及ぶこと、また、保証人から滞納額の早期債権回収を図ることによる事務管理コストの削減のため、連帯保証人に対し、定期的又は一定回数以上の未納の場合に通知を行うなどの仕組みの策定を検討されたい。

3. 児童措置費負担金に係る未収債権について

(1) 概要

・児童措置費負担金に係る未収債権の基本情報について
 児童措置費負担金は、山梨県（児童相談所）が、虐待やネグレクト等といった保護が必要な障害児を障害児施設に入所させた場合（措置）に、扶養義務者等から費用の一部を負担金として徴収しているものである。

平成18年10月から児童福祉法が改正され、原則として障害児施設を利用する場合には、利用者と施設が直接契約を結び利用契約制度が導入されたが、利用契約になじまない児童（保護者の虐待、育児放棄、契約無能力者等）の場合は、引き続き措置による入所をおこなっているため、児童措置費負担金が発生する。

負担金は、扶養義務者等の所得から額が決定されるが、扶養義務者等の経済状況等により、一部の納入が滞り、未収債権となっている。

- ・債権の名称
 児童措置費負担金

- ・債権の性格
 強制徴収公債権

- ・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等
 児童福祉法第56条第6項
 山梨県財務規則
 山梨県債権回収及び処理マニュアル

- ・債権管理システム等
 紙台帳：名称「債権整理台帳（エクセル）」

(2) 監査手続

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.17.【意見事項】 電話、現地訪問による回収手段の実効性について

滞納者への催告は、現状では文書による催告でだけ行われているが、それだけでは回収努力としては不十分である。そこで、電話による催告、現地訪問によって事情聴取、状況把握をするなどし、債務者から返済を促すことを要望する。

【現状】

令和元年度までは南アルプス市にある山梨県立育精福祉センターで処理していたが、同センターが指定管理者制度を利用することとなったため、令和2年度より、障害福祉課が担当している。業務を引き継い、子ども障害福祉課では、債務者らとの直接のつながりが少ないことから、調査時点では債権回収のための家庭訪問や電話連絡等の個々の家庭に合ったアプローチは行われておらず、文書による催促をしているのみであった。

なお、債務者が死亡し相続が発生している事案はない。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば、催告の方法として、文書、電話、現地訪問などを挙げ、文書による催告によっても債務者から反応がない場合は、原則として文書による催告を繰り返すのではなく、電話や訪問による催告に移行することとしている。これは、回収の実効性を確保するために、出来る限りの回収努力をすることを規定したものと考えられる。

しかし、現状での催告方法は文書による催告のみが繰り返されているのみであり、債権回収努力としては不十分である点が問題といえる。

そこで、回収の実効性確保の観点等から、マニュアルにしたがった催告をされたい。

**No.18.【指前事項】債務承認書の提出による適切な時効管理など適切な回収事務
処理について**

現状では、債務者から債務承認書の提出はさせておらず、催告書とともに送付した納付書によって納付を求めているが、納付書は滞納した月ごとのものであり、債務者が必ずしも古い債務から納付するわけではない。そうすると、一部の滞納月の債務はリカバリー時効完成してしまう危険があるため、全体の滞納について債務承認をとるなど、時効の更新をすることを要望する。

【現状】

前記のとおり、令和2年度より障害福祉課が事務を引き継いだこともあり、現状では、納付のための財産調査、分納計画書の作成はしておらず、履行延期のための債務承認書の提出もさせていない。細則は、文書による催告をし、児童措置費負担金が発生した月ごとの納付書よっての納付を求めている。

なお、児童措置費負担金は、入所している場合、毎月発生している。

【問題点及び改善策】

問題点としては、債務者から債務承認書の提出はさせておらず、催告書とともに送付した納付書によって納付を求めているが、納付書は滞納した月ごとのものであり、一部滞納月の返済が全体の滞納の債務承認にならないおそれがある。また、債務者が必ずしも古い債務から納付するわけではないことから、債務者が返済しているにも関わらず一部の古い債権だけが時効完成するおそれもある。

障害福祉課で業務を引き継いだばかりであること、ただでさえ家庭環境が難しく協力を求めることが困難と考えられる債務者らとの人間関係構築出来ていないこと、滞納件数等が多いことから、一件一件で労力をさけないことは理解出来るが、文書による催告だけでは回収努力を果たしているとはいえないため、早期に債務者の事情を把握した上で、適切な回収事務処理をされたい。

4. 児童福祉総務費負担金（短期入所食費一部負担金）に係る未収債権について

(1) 概要

- ・児童福祉総務費負担金（短期入所食費一部負担金）に係る未収債権の基本情報について
- ア 障害児（者）短期入所事業について

山梨県は、平成14年度まで、障害児（者）を介護している保護者が疾病等の理由により、当該障害児（者）が一時的に保護又は指導が必要な場合に、当該障害児（者）を知的障害児（者）施設等に保護する事業を行っていた。

実施主体 県（障害児について）
対象者 県内に居住する障害児（者）
実施施設 知事と委託契約を締結した施設
保護期間 7日以内（原則として）

イ 未収債権の概要

山梨県が、平成6、10、14年度に、上記の事業に基づき、当時の国立西甲府病院に障害児を措置した時の食事代の一部負担金である。具体的には、本来利用者が直接施設に支払う食費を、県が一時的に立て替え、後日利用者に対し求償することとなっていたものである。

これについて、一部の保護者の経済状態により納入されない場合があり、現在も未収債権として残存している。

・債権の名称

児童福祉総務費負担金（短期入所食費一部負担金）

・債権の性格

私債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

山梨県財務規則
山梨県債権回収及び処理マニュアル

(2) 監査手続

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指節事項又は意見事項】

No.19.【意見事項】 徴収停止処分等の徴収緩和措置の検討について

回収事務の実効性及び効率性を確保するために、徴収停止、履行延期、債務免除の要件に該当し、当該処理を行わない場合により回収事務が困難になると予想されることから、当該処理の検討を行い、回収事務コストの低減を図ることを要望する。

【現状】

滞納者は3名で、その合計額26,412円であり、各々の債務額も少額である。いずれも、平成30年までに、住所地とされていた市町村に対し、住民票、戸籍の附票を請求したが、該当者がいないとして返却されている。その後、毎年、債務者の住所地に納付書を送付するものの、いずれも宛所なしとして返却されている状況である。

【問題点及び改善策】

当該債権については、各債務者の住所を調査することが困難であるほか、既に時効完成していることから、債権回収の可能性は限りなく低いと考えられる。

山梨県債権回収及び処理マニュアルは、私債権について一定の要件を満たした場合に債権の保全及び取り立てをしないことができる徴収停止、履行期限を延長する特約又は処分を行うことができる履行延期、債務を消滅させる免除、債権放棄を行うことができるとしている。これは徴収努力をしてもなお債務者がその債務を履行することが著しく困難又は不適当である場合に、その履行を求め続けることは、かえって事務コストがかさむこととなることから一定の要件に該当する場合にはその債権を整理する必要があるからと考えられる。

当該債権については、いずれも少額で、所在が不明であり、時効も完成している。そうであれば、上記処理の要件を満たすものといえるため、管理事務コストを削減し、当該処理の検討を行うことを要望する。

3.1.5 福祉保健部 あげぼの医療福祉センター

・債権の名称

①措置費負担金

②山梨県立あげぼの医療福祉センター利用に係る使用料及び手数料

・債権管理上のリスク

i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。

iii 福祉的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期す必要がある。

iv 福祉的要素の高い債権であるため、関係市町村、関係所属、関係部署等との情報共有、協力的体制が必要。

・債権の管理目標

i 債権の実在性

ii 債権の網羅的な管理等

iii 債権の権利の帰属の適正性

・決算情報等

①措置費負担金

・年度推移情報

債権名称	区分	決算データの推移					単位:円	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2		
児童福祉施設入所措置費負担金	予算現額	2,618,052	2,650,722	1,664,238	63.6%	81.2%		
	現年課税・賦課分	310,427	327,600	343,106	110.6%	104.7%		
	滞納繰越分	2,307,625	1,723,122	1,321,132	57.3%	76.7%		
	調定額	2,618,052	2,650,722	1,664,238	63.6%	81.2%		
	現年課税・賦課分	310,427	327,600	343,106	110.6%	104.7%		
	滞納繰越分	2,307,625	1,723,122	1,321,132	57.3%	76.7%		
	収入済額	894,930	1,729,590	112,900	12.6%	15.5%		
	現年課税・賦課分	206,740	220,900	72,700	35.2%	32.9%		
	滞納繰越分	688,190	508,690	40,200	5.8%	7.9%		
	還付未済額	0	0	0	0%	0%		
	滞納繰越分	0	0	0	0%	0%		
	還付未済残高	0	0	0	0%	0%		
	不納欠損額	0	0	0	0%	0%		
	現年課税・賦課分	0	0	0	0%	0%		
	滞納繰越分	0	0	0	0%	0%		
収入未済額	1,723,122	1,321,132	1,551,338	90.0%	117.4%			
現年課税・賦課分	103,687	106,700	270,406	260.5%	253.4%			
滞納繰越分	1,619,435	1,214,432	1,280,932	79.1%	105.5%			
収納率	34.2%	67.4%	21.2%	-45.4%	-28.8%			
現年課税・賦課分	66,658	67,488	21,298	-32.5%	-26.5%			
滞納繰越分	29,588	29,588	3,000	-10.1%	-26.5%			
予算現額・収入済額	1,723,122	1,321,132	1,551,338	90.0%	117.4%			
現年課税・賦課分	103,687	106,700	270,406	260.5%	253.4%			
滞納繰越分	1,619,435	1,214,432	1,280,932	79.1%	105.5%			

・債権年齢別調

債権名称	滞納年齢	滞納に係る年齢(発生年度)別の滞納件数及び滞納額の内訳		単位:円	
		滞納件数(件数)	構成割合(%)	滞納金額	構成割合(%)
児童福祉施設入所措置費負担金	0～1年以内	27	10.2%	270,406	17.4%
	1年超～2年以内	24	9.0%	88,000	5.7%
	2年超～3年以内	31	11.7%	81,687	5.3%
	3年超～4年以内	35	13.2%	162,935	10.5%
	4年超～5年以内	29	10.9%	160,548	10.3%
5年超	120	45.1%	787,762	50.8%	
合計	266	100.0%	1,551,338	100.0%	

②山梨県立あけぼの医療福祉センター利用に係る使用料及び手数料

・年度推移情報

債権名称	区分	決算データの推移					単位:円	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2		
山梨県立あけぼの医療福祉センター利用に係る使用料及び手数料	予算現額	810,236,365	819,273,558	812,837,414	100.3%	99.2%		
	現年課税・賦課分	807,163,919	816,264,752	810,483,411	100.4%	99.3%		
	滞納繰越分	3,072,446	3,008,806	2,354,003	76.6%	78.2%		
	調定額	810,236,365	819,273,558	812,837,414	100.3%	99.2%		
	現年課税・賦課分	807,163,919	816,264,752	810,483,411	100.3%	99.3%		
	滞納繰越分	3,072,446	3,008,806	2,354,003	76.6%	78.2%		
	収入済額	807,156,642	816,843,065	810,535,660	100.4%	99.2%		
	現年課税・賦課分	807,062,421	816,169,129	810,483,261	100.4%	99.3%		
	滞納繰越分	94,221	673,936	52,399	55.6%	7.8%		
	還付未済額	0	0	0	0%	0%		
	滞納繰越分	0	0	0	0%	0%		
	還付未済残高	0	0	0	0%	0%		
	不納欠損額	0	0	0	0%	0%		
	現年課税・賦課分	0	0	0	0%	0%		
	滞納繰越分	0	0	0	0%	0%		
収入未済額	3,079,723	2,430,293	2,301,754	74.7%	94.7%			
現年課税・賦課分	101,498	95,623	150	0.1%	0.2%			
滞納繰越分	2,978,225	2,334,670	2,301,604	77.3%	98.6%			
収納率	99.6%	99.7%	99.7%	0.1%	0.0%			
現年課税・賦課分	100,0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%			
滞納繰越分	3.1%	22.4%	2.2%	-0.8%	-20.2%			
予算現額・収入済額	3,079,723	2,430,293	2,301,754	74.7%	94.7%			
現年課税・賦課分	101,498	95,623	150	0.1%	0.2%			
滞納繰越分	2,978,225	2,334,670	2,301,604	77.3%	98.6%			

・債権年齢別調

債権名称	滞納年齢	滞納に係る年齢(発生年度)別の滞納件数及び滞納額の内訳		単位:円	
		滞納件数(件数)	構成割合(%)	滞納金額	構成割合(%)
山梨県立あけぼの医療福祉センター利用に係る使用料及び手数料	0～1年以内	1	0.6%	150	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	1	0.6%	26,850	1.2%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	9	5.6%	56,806	2.5%
5年超	151	93.2%	2,217,948	96.4%	
合計	162	100.0%	2,301,754	100.0%	

1. 措置費負担金に係る未収債権について

(1) 概要

・児童福祉施設入所措置費負担金に係る未収債権の基本情報について
ア あげほの医療福祉センターの概要
医療法による病院と児童福祉法及び障害者総合支援法による福祉施設が合体した、医療及び福祉の専門職員が入所支援、通所支援、地域支援（外来診療・リハビリ・地域療育等支援事業の拠点施設など）を行っている複合施設である。

イ 児童福祉施設入所措置費負担金の発生

児童相談所が児童虐待等様々な理由により、家庭分離の必要性があると判断した場合、児童福祉法の措置として医療的ケアを必要とする児童を入所させ、その際に負担金に充当した措置費負担金が発生することとなる。

もつとも、センターに措置される場合は、虐待など家庭での養育が難しいケースが多く、そういった家庭は、住所不定であったり、職が定まらず、借金を抱えているなど、経済的に困窮していることも多く、負担能力に充当した措置費負担額とはいえ、実際には支払うことが難しいことが多いのが現状である。また、措置を行う際に保護者に対して負担金についての説明も行っているが、措置の必要性を感じていない保護者には理解が得られない場合が多い。

そのため、一部の保護者からの支払いが滞るなどして未収債権が発生している。

・債権の名称

措置費負担金

・債権の性格

強制徴収公債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等
児童福祉法第50条第7号、第56条第2項
地方自治法第231条の3第1項、第236条第1項
山梨県債権回収及び処理マニュアル

・債権管理システム等
エクセルで作成した「交渉記録」「滞納状況一覧」といった紙台帳と電子システム台帳の併用

(2) 監査手続

・当該事案の関連資料の入手・閲覧
・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.20.【意見事項】 財産調査及び分割計画書の作成について①

分割納付を行っている延滞債権について、福祉的観点を考慮しつつも、回収事務の実効性及び効率性を確保するため、出来る限り、山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがった財産調査及び分割計画書を作成するように要望する。

【現状】

調査時において、滞納件数は多数あるが、債務者自体は十数名であり、紙データ及び電子データで管理が行われており、債務者ごとに一見して分かりやすく記録がされていた。

未収債権の徴収にあたっては、山梨県債権回収及び処理マニュアルに従って、督促、催告がされていた。滞納者には、措置児童と家庭との環境を考慮し、強制的な徴収は行わず、児童相談所や当センターの支援課の職員と協力をし、児童の福祉を損なうことなく、未収金の回収ができるよう、家庭訪問や、面会時などの機会を使うなど、個々の家庭に合ったアプローチを行っている。また、定期的に債務承認を取得し、納付方法や分割納付など無理のない納付を提案し継続納付につながる努力をしていることを確認した。もつとも、分割納付の場合の財産調査は口頭での確認のみであったほか、分割計画書の作成までにはおぼろげではない。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば、一括納付、あるいは、月々の返済額の納付が困難であるとの申し出がある債務者に対しては、必要書類を提出させ、債務者の生活状況・納付能力を調査し、やむを得ないものと認められる場合は、分割納付を認めることも考慮すると規定している。また、分割納付を認める場合は、滞納分と新規発生分とを合わせて完納している納付計画を立てることとし、分割納付の期間は原則1年以内、2年目以降は再度協議をすることとされている。さらに、分割納付を認めるにあたっては、ただ単に「分割納付誓約書」を提出させるだけでなく、消滅時効の更新事由である民法第152条の「承認」を兼ねた「債務承認及び分割納付誓約書」を徴し、消滅時効の更新を図るとともに、債務承認及び分割納付誓約書に、分割納付が2回以上不履行となった場合には、期限の利益を

喪失し、強制執行等の措置を受けても異議はないことを明記し債務者に承認させることとしており、書面の交付を前提としている。

本件未収債権については、前記のとおり、一括納付等が困難な債務者に対しては、定期的に債務承認を書面できり、分割納付を認めているが、マニュアルに従った分割計画は立てられておらず、財産調査も口頭確認である点が、形式的な問題である。

本件未収債権は、強制徴収公債権ではあるが、福祉的な観点や、入所児童が今後も債務者である保護者との関係を継続していくことが想定されているため、他の債権のように直ちに強制執行として財産調査をし、強制執行へつなげることが困難なことは理解できる。もっとも、マニュアルでは、回収事務の実効性及び効率性を確保するため、分割計画における財産調査及び分割計画書の作成が求められていることから、マニュアルに例外規定が設けられていない現状においては、出来る限りこれにしたがった運用をすることとされたい。

2. 山梨県立あけぼの医療福祉センター利用に係る使用料及び手数料に係る未収債権について

(1) 概要

・山梨県立あけぼの医療福祉センター利用に係る使用料及び手数料に係る未収債権の基本情報について

山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例第5条では、センターが行う事業を利用した者等から使用料及び手数料を徴収することができることと規定し、センター利用者は、使用料及び手数料債権が発生することになる。具体的には、以下の費用等である。

- ・ 保険診療に係る料金、保険診療に係る料金以外で診療に係る料金、診療に係る料金以外の料金及び手数料
- ・ 障害児通所支援を受けた障害児（措置に係る者を除く）の保護者が納付する費用
- ・ 障害児入所支援を受けた障害児（措置に係る者を除く）の保護者が納付する費用
- ・ 療養介護又は生活介護を行う事業を利用した者、短期入所を行う事業を利用した者又は障害児の保護者が納付する費用

・債権の名称

山梨県立あけぼの医療福祉センター利用に係る使用料及び手数料

・債権の性格

私債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

民法

健康保険法

児童福祉法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例第5条

山梨県債権回収及び処理マニュアル

・債権管理システム等

債権管理は、エクセルで作成した「交済記録」「滞納状況一覽」といった紙台帳と電子システム台帳の併用

(2) 監査手続

- ・当該事業の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.21.【意見事項】財産調査及び分割計画書の作成について②

措置費負担金に係る未収債権と同様、回収事務の実効性及び効率性を確保するため、出来る限り、山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがった財産調査及び分割計画書の作成するように要望する。

【現状】

措置費負担金に係る未収債権と同様

【問題点及び改善策】

措置費負担金に係る未収債権と同様、福祉的な観点等から、財産調査は口頭での確認のみであったほか、分割計画書の作成までを求めてはいない点が問題となり得る。

私債権ではあるが、措置費負担金に係る未収債権と同様、回収事務の実効性及び効率性を確保するため、山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがって、関係市町村、関係所属、関係部署等とも連携の上、出来る限り、財産調査をした上で、分割計画書を作成されたい。

No.22【意見事項】債権放棄や徴収停止等の徴収緩和措置実施の検討について

滞納者が自己破産している未収債権や、既に時効期間が経過した債権については、債権放棄の要件の該当性を検討することを要請する。また、その他の未収債権についても、回収事務の実効性及び効率性を確保するために、徴収停止、履行延期、債務免除・放棄の要件に該当し、当該処理を行わない場合より回収事務が困難になると予想される場合には、当該処理の検討を行い回収事務コストの低減を図ることを要請する。

【現状】

センター利用によって発生した使用料であり、徴収が難しい案件のほとんどが過年度に発生した債権である。一律での支払いが出来ない滞納者には、債務承認を取得し、分割納付を行っていたものの、現在はセンターの利用がなく、電話が通じなくなっており、住所が不明であるなどのケースがあり、これらについては早急に所在調査をする必要があることは認識していた。

また、1件は自己破産となって徴収が不可能なケースがある。

なお、センター利用が継続している債務者の場合は、納期を過ぎるものの納付がされているが、長期の滞納とならないよう、引き続き通知、電話などで納期限内での納付を呼びかけていくこととしている。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルには、私法上の債権については、未納のまま時効期間が経過した場合であっても、債務者の時効の援用が得られない債権は消滅しないとされ、債務者が行方不明等により援用出来ない場合でも、債権者が債権の放棄をしない限り、原則としてその債権は消滅しないと規定されている。なお、私法上の債権放棄には、議会の議決を要するとされており（地方自治法第96条第1項10号）、財源の確保を図る見地や大多数の県民との不公平感を損なうことがないよう、債権放棄には厳格な要件を設け、安易に放棄はしないものとされている。

本件未収債権には、前記現状のとおり、滞納者が自己破産している債権や、時効完成した債権で援用が得られない場合のものが含まれている。マニュアルに従えば、債権が消滅していないことから、継続して債権管理をする必要がある一方、破産債権は自然債務であり請求権が認められないことから回収可能性がないこと、時効完成した債権についても任意で

の弁済の期待可能性は低く、援用されるまで管理することは、回収期間が長期化し事務コスト面で問題となりうる。

よって、比較的少額の債権が多いことから、適時に徴収停止や権利放棄等の要件の該当性を確認するとともに当該処理を実施し、今後の管理コストの低減を図りたい。

31.6 子育て支援局 子ども福祉課

・債権の名称

- ①児童措置費負担金 (児童福祉法第56条2項)
- ②児童扶養手当返納金 (児童扶養手当法第17条、第23条)
- ③母子父子寡婦福祉資金貸付金

・債権管理上のリスク

- i 法令改正等、制度、仕組みが頻繁に改正されるため、常に注意深く制度等の改正内容を把握する必要がある。
- ii 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- iii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないこと管理課としての管理が不十分となる危険性がある。
- iv 福祉的要素の高い債権であるため、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

・債権の管理目標

- i 債権の実在性
- ii 債権の網羅的な管理
- iii 債権の評価 (回収可能性等) の妥当性
- iv 債権の期間 (事業年度) 帰属の正確性

・決算情報等

①児童措置費負担金 (児童福祉法第56条2項)

・年度推移情報

【債権 (収入未済額) 発生データの推移】	債権名称	区分				R3/R元	R3/R2
		令和元年度	令和2年度	令和3年度			
児童措置費負担金	千高理額	11,402,964	10,866,000	10,866,000		100.0%	
	現年課税・課税分	11,402,964	10,866,000	10,866,000	95.3%	100.0%	
	滞納繰越分	0	0	0			
	勘定額	35,280,353	38,428,911	39,449,760	111.5%	102.7%	
	現年課税・課税分	11,546,829	13,320,684	13,326,007	115.5%	100.1%	
	滞納繰越分	23,733,524	25,108,227	26,113,753	110.0%	104.0%	
	収入済額	7,166,905	9,837,802	7,705,293	107.5%	78.3%	
	現年課税・課税分	5,547,951	7,020,355	6,406,322	115.5%	91.3%	
	滞納繰越分	1,618,954	2,817,447	1,298,971	80.2%	46.1%	
	滞付未済額	0	0	0			
	現年課税・課税分	0	0	0			
	滞付未済残高	0	0	0			
	不納欠損額	2,845,952	2,579,724	3,225,834	113.3%	125.0%	
	現年課税・課税分	2,845,952	2,579,724	3,225,834	113.3%	125.0%	
	滞納繰越分	0	0	0			
収入未済額	25,267,496	26,011,365	28,518,633	112.9%	109.6%		
現年課税・課税分	5,926,878	6,300,329	6,929,685	115.5%	110.0%		
滞納繰越分	19,266,618	19,711,036	21,588,948	112.0%	109.5%		
収納率	20.3%	25.6%	19.5%	-0.8%	-6.1%		
現年繰越分・繰戻分	48.0%	52.7%	48.0%	0.0%	-4.7%		
滞納繰越分	6.8%	11.2%	5.0%	-1.5%	-6.2%		
千高理額・収入済額	4,236,059	1,028,198	3,160,707	74.6%	307.4%		
現年課税・課税分	5,655,013	3,845,645	4,459,678	76.2%	116.0%		
滞納繰越分	△ 1,618,954	△ 2,817,447	△ 1,298,971	80.2%	46.1%		

・債権年階別へ

【債権 (収入未済額) 滞納に係る年齢 (発生日年度) 別の滞納件数及び滞納額の内訳】	債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
			件数	構成割合	滞納金額	構成割合
児童措置費負担金		0～1年以内	97	21.8%	6,929,685	24.3%
		1年超～2年以内	81	18.2%	5,461,127	19.1%
		2年超～3年以内	75	16.9%	4,972,340	17.4%
		3年超～4年以内	71	16.0%	4,797,707	16.8%
		4年超～5年以内	56	12.6%	3,253,701	11.4%
		5年超	64	14.4%	3,104,073	10.9%
	合計	444	100.0%	28,518,633	100.0%	

②児童扶養手当返納金

・年度推移情報

【債権（収入未済額）決算データの推移】 (単位:円)

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
児童扶養手当返納金	子童現額	5,009,240	6,141,310	5,351,840	166.9%	136.2%
	現年課税・賦課分	696,760	2,376,580	3,364,840	482.9%	141.6%
	滞納繰越分	4,312,480	3,764,950	4,997,000	115.9%	132.7%
	固定額	5,009,240	6,141,310	8,351,840	166.2%	136.2%
	現年課税・賦課分	696,760	2,376,580	3,364,840	482.9%	141.6%
	収入済額	4,312,480	3,764,950	4,997,000	115.9%	132.7%
	収入済額・賦課分	1,244,250	569,240	3,065,800	246.6%	539.1%
	現年課税・賦課分	696,760	342,910	2,085,800	179.5%	434.3%
	滞納繰越分	547,530	226,330	983,000	179.5%	434.3%
	還付未済額	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0
	滞り込済残高	0	575,070	455,450	79.2%	79.2%
不納欠損額	0	0	0	0	0	
収入未済額	0	575,070	455,450	79.2%	79.2%	
滞納繰越分	0	575,070	455,450	79.2%	79.2%	
収入済額	0	4,997,000	4,837,590	128.5%	96.8%	
現年課税・賦課分	0	2,033,450	1,279,040	62.9%	62.9%	
滞納繰越分	0	3,764,950	3,558,550	94.5%	120.1%	
収納率	24.8%	9.3%	36.7%	11.9%	27.4%	
現年課税・賦課分	100.0%	14.4%	62.0%	-38.0%	47.6%	
滞納繰越分	12.7%	6.0%	19.7%	7.0%	13.7%	
子童現額・収入済額	3,764,950	5,572,070	5,293,040	140.6%	95.0%	
現年課税・賦課分	0	2,033,450	1,279,040	62.9%	62.9%	
滞納繰越分	3,764,950	3,538,620	4,014,000	106.6%	113.4%	

・債権年齢別

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生日度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数(件、%)		滞納金額(円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
児童扶養手当返納金	0～1年以内	1	8.3%	1,279,040	26.4%
	1年超～2年以内	1	8.3%	1,133,450	23.4%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	2	16.7%	348,320	7.2%
5年超	8	66.7%	2,076,780	42.9%	
合計	12	100.0%	4,837,590	100.0%	

③母子父子寡婦福祉資金貸付金

・年度推移情報

【債権（収入未済額）決算データの推移】 (単位:円)

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
母子父子寡婦福祉資金貸付金	子童現額	4,425,183	3,476,417	3,374,199	76.4%	90.2%
	現年課税・賦課分	2,029,162	1,462,466	1,300,692	59.2%	82.1%
	滞納繰越分	2,396,021	2,293,248	2,173,507	90.9%	95.4%
	固定額	4,425,183	3,715,417	3,374,199	76.4%	90.2%
	現年課税・賦課分	2,029,162	1,462,466	1,300,692	59.2%	82.1%
	収入済額	2,396,021	2,293,248	2,173,507	90.9%	95.4%
	収入済額・賦課分	2,141,835	1,566,870	1,435,134	67.0%	92.4%
	現年課税・賦課分	2,029,162	1,454,569	1,193,152	58.3%	82.0%
	滞納繰越分	112,613	112,301	254,972	228.3%	227.0%
	還付未済額	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0
	滞り込済残高	0	0	0	0	0
不納欠損額	0	0	0	0	0	
収入未済額	0	0	0	0	0	
滞納繰越分	0	0	0	0	0	
収入済額	2,283,348	2,178,547	1,931,075	84.6%	88.6%	
現年課税・賦課分	0	7,500	7,500	100.0%	100.0%	
滞納繰越分	2,283,348	2,171,047	1,923,575	84.2%	88.6%	
収納率	48.1%	41.8%	42.9%	-0.6%	1.0%	
現年課税・賦課分	100.0%	99.5%	11.7%	7.0%	6.8%	
滞納繰越分	4.7%	4.9%	1,931,075	84.6%	88.6%	
現年課税・賦課分	2,283,348	2,178,547	7,500	100.0%	100.0%	
滞納繰越分	2,283,348	2,171,047	1,923,575	84.2%	88.6%	

・債権年齢別

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生日度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数(件、%)		滞納金額(円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
母子父子寡婦福祉資金貸付金	0～1年以内	3	8.6%	7,500	0.4%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	32	91.4%	1,923,575	99.6%	
合計	35	100.0%	1,931,075	100.0%	

1. 児童措置費負担金に係る未収債権について

(1) 概要

- ・児童措置費負担金に係る未収債権の基本情報について
- 根拠法令等

乳児院や児童養護施設、ファミリーホーム等の児童福祉施設に入所する児童にかかる費用については、その全部又は一部について本人又はその扶養義務者から徴収することができる（児童福祉法第56条第2項）。徴収金額について

は、本人又はその扶養義務者の負担能力に応じて決定している（「児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程」により階層決定）。

本件債権は、前記施設に入所した児童にかかる費用の請求を求めているものである。

イ 未収債権の発生

近年、児童相談所が児童虐待などの理由から、家庭分離の必要性があると判断し、入所措置が行われているため、児童養護施設等に入所する被虐待児が急増している状況である。入所措置を行う際には、保護者に対して負担金の説明を行うが、制度の内容について理解を得ることが難しいケースが多くある。

また、虐待等を行う保護者は、低所得者が多く、世帯の収入が不安定で、定職に就いていないかったり、すぐに転職してしまうことも多い。借金などで経済的に困窮している家庭もあり、市町村民税課税の有無及び所得税課税額から機械的に算出した負担額を給付できる能力があるとは言えないケースが多い。

このような状況等により、未収債権が発生している。

ウ 不納欠損状況

児童養護施設等に措置されるケースは、養育環境等が充分でない家庭もあり、住所不定や居住地がはっきりしない保護者も多く、施設を既に退所してしまった事例などでは、転居等で連絡が取れず、催告自体が難しい場合が多い。

未収金のうち、上記の理由などにより、時効を中断するための対策を講じることが困難であったもの、また対象児童が措置中や児童相談所での在宅指導中であり、強制的に催告をした場合に、その後の措置や在宅指導の継続が困難になり、児童の安全を確保できないことから、納入指導ができなかったなどの理由により、5年時効より消滅した債権があるため、山梨県財務規則第55条に基づき、不納欠損処理が行われている。

なお、地方自治法第236条により5年の時効消滅が適用され、不納欠損処理が行われた直近3年の滞納者数、件数及び債権額が以下のとおりである。

記

年度	対象者数	件数	金額
平成31年度分	52人	369件	2,845,952円
令和2年度分	47人	366件	2,579,724円
令和3年度分	33人	457件	3,225,834円

・債権の名称

児童措置費負担金（児童福祉法第56条2項）

・債権の性格

強制徴収公債権（児童福祉法第56条6項）

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

児童福祉法第56条2項

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程

児童福祉施設入所児童等に係る措置費負担額の決定及び徴収事務取扱要領

・債権管理システム等

「調定向け」等の紙台帳と、債務者の納付状況について表計算ソフトにて作成された「納付台帳」、電子システム台帳「延滞(債権管理簿)」を併用している。

(2) 監査手続

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.23.【意見事項】財産の調査把握について

分割納付をする場合において、その回収実現性を高めるための施策として、山梨県債権回収及び処理マニュアルに従い、対象者の財産の状況を把握できるように努力すべきことを要望する。

【現状】

概要記載のとおり、入所措置自体に対して保護者から理解を得ることが難しいことが多い。また、措置を行う又は継続するためには、児童福祉法上、保護者から同意を得ることが必要であり、強制的な負担金の回収は、保護者の同意を覆す可能性が考えられる。そこで、児童の安全を第一に考えると、強力的な返済指導、財産調査が困難な状況にある。

そのような状況のため、一括納付が困難な場合、本人からの申出により分割納付を決定しているものの、財産調査がなされていないほか、分割計画書の作成、債務承認書等の書面の作成ができていないのが現状である。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば、一括納付、あるいは、月々の返済額の納付が困難であるとの申し出がある債務者に対しては、必要書類を提出させ、債務者の生活状況・納付能力を調査し、やむを得ないものと認められる場合は、分割納付を認めることも考慮すると規定している。また、分割納付を認める場合は、滞納分と新規発生分とを合わせて完納にいたる納付計画を立てることとし、分割納付の期間は原則1年以内年2年目以降は再度協議をすることとされている。

したがって、児童措置費負担金について、債務者の生活状況・納付能力を調査し、やむを得ないものと認められるかについて具体的な検討がなされないまま、本人からの申出による分割納付を認めてしまっている点は、マニュアルに反するため問題となりうる。

これらの背景としては、児童措置費負担金は、強制徴収が債権ではあるが、概要記載のとおり、自らの子が児童福祉施設に入所されていることを納付しない保護者もおり、未収債権の回収には困難を伴うことも多いこと、福祉的な観点、措置を行う又は継続のためには債務者である保護者の同意が必要とされていること等から強制的な措置は債務者が同意を翻意する可能性があること等を考慮すれば、他の債権のように直ちに強制執行として財産調査をし、強制執行へつなげることが困難であること等の事情がある。また、滞納件数が多く、一つの債権にさける労力の問題もある。

しかし、マニュアルでは、分割納付を認めるにあたって、財産調査及び分割計画書の作成が求められている。回収事務の実効性及び効率性を確保することや、債務者間の公平の見地等からも、安易に滞納者だけの申出によるのではなく、児童事務所とも連携しながら、出来る限りこれにしがたった運用をすることとされたい。

No.24.【意見事項】「債務承認及び分割納付誓約書」の作成について

分割納付を行う際には、回収事務の実効性を確保する観点から、山梨県債権回収及び処理マニュアルにしがたった「債務承認及び分割納付誓約書」を作成されたい。

【現状】
前述のとおり。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば、分割納付を認めるにあたっては、ただ単に「分割納付誓約書」を提出させるだけでなく、消滅時効の更新事由である民法第152条の「承認」を兼ねた「債務承認及び分割納付誓約書」を徴し、消滅時効の更新を図るとも

に、債務承認及び分割納付誓約書で、分割納付が2回以上不履行となった場合には、期限の利益を喪失し、強制執行等の措置を受けても異議がないことを明記し債務者に承認させることとしており、書面の交付を前提としている。

しかし、児童措置費負担金については、分割納付は電話でのやりとりで認めていることが多く、上記書面の交付がなされていない。そのため、時効更新事由の債務承認の前提とならず、その後分納がなされないままの場合は時効が完成するおそれがある。また、期限の利益喪失の合意がされていないため、分割納付が継続する場合、残額を一括請求出来なくなるおそれもある。このように、回収事務に大きな支障をきたす結果となりうるため、その点が問題となる。

そのため、分割納付を行う際には回収事務の実効性を確保する観点から、山梨県債権回収及び処理マニュアルにしがたった「債務承認及び分割納付誓約書」を徴すこととされた。

No.25.【意見事項】未収債権額の残高確認について

本件未収債権額について、過失等による金額の間違いを防止するため、決算期等において、滞納債権額と返済額を照合し、未収債権額を確認することを要望する。

【現状】
債権管理は、納付台帳、延滞管理簿（データ入力。共有フォルダで保存）で行っているが、財務会計システムとは自動連携となっていない。

【問題点及び改善策】

問題点としては、債権管理をしている納付台帳、延滞管理簿と、財務会計システムとの整合性を確認する仕組みがないことである。そのため、ヒューマンエラー等による誤りが修正がなされないままとなる可能性があり、一度金額に誤差が生じると、翌年以降も誤差が継続してしまうおそれがある。

そこで、毎年決算期などに金額の照合をするなどし、定期的に誤差が生じない対策を、仮に誤差が生じた場合は期中で修正することが必要である。

2. 児童扶養手当返納金に係る未収債権について

(1) 概要

・児童扶養手当返納金に係る未収債権の基本情報について

ア 児童扶養手当の概要

イ 制度の目的

離婚によるひとり親世帯等、父(母)と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

ウ 支給要件等

ⅰ 主な支給要件 ※平成22年8月から父子家庭も対象

・父母が婚姻を解消した(離婚、事実婚の解消)

・父(母)が死亡した

・父(母)が一定の障害状態にある

・父(母)から引き続き1年以上遺棄されている

・父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた(平成24年8月～)

・未婚の母子又は父子 など

ⅱ 支給できない場合 ※平成26年12月分の手当から公的年金との併給が可能

・父(母)、児童が日本国内に住所を有しないとき

・児童福祉施設に入所措置されているとき など

ⅲ 支給期間

認定請求日の翌月～児童が18歳となった年度末(中人以上の障害者は20歳未満まで)又は支給要件が消滅した日の属する月まで支給する。

ウ 所得制限及び手当月額

所得額による支給制限が設けられており、受給者又は同居扶養義務者の所得状況により、全額支給・一部支給停止・全額支給停止に区分されている。

ⅰ 所得制限額(平成30年8月改定)と手当月額(令和4年4月改定【扶養親族1人の場合】)

	所得		手当月額	
	受給者	扶養義務者	R24～	R44～
全額支給	87万円未満	—	43,160円	43,070円
一部支給	87～230万円未満	—	43,150円～ 10,180円	43,060円～ 10,160円
全部停止	230万円以上	274万円以上	—	—

ⅱ 児童数による加算(令和4年4月改定)

第2子加算額：10,170円～5,090円

第3子以降加算額：6,100円～3,050円

(2) 認定及び支給

県(市町村)分を認定、手当支給する(市はそれぞれ市で認定、支給を行う。)。毎年奇数月に年6回、前月分までの2か月分が支給される(R1.11～支払回数変更)費用負担は、1/3国費、2/3県費(町村分のみ)。

イ 債権発生の原因

児童扶養手当は、前記支給要件を満たした場合、受給者等の所得に比べて認定した額が支給されることになる。

しかし、受給中に資格要件を欠くことになった場合や所得状況の変動があったにも関わらず、受給者からの申し出がない又は遅れる等の場合、本来支給要件を欠く又は減額されるはずだったにも関わらず従前の手当で支給されるなどし、手当の過払いが発生することになる。

・債権の名称

児童扶養手当返納金

・債権の性格

非強制徴収公債権(児童扶養手当法第23条、児童扶養手当法第17条～第20条)

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

児童扶養手当法第17条、第23条

児童扶養手当法施行規則

児童扶養手当事務処理マニュアル(厚労省)・児童扶養手当事務取扱引(県)

・債権管理システム等

納付、債務承認、催告等の情報を含む債権管理システム、表計算ソフト(エクセル)にて作成された「債権管理台帳」に拠っている。

債務者別の債権管理は、「個人ファイル」という名称の紙台帳に拠っている。

(2) 監査手続

・当該事案の関連資料の入手・閲覧
・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.26.【指商事項】財産調査の徹底及び債務承認及び分割納付誓約書の作成について

児童扶養手当返納金の分割納付について、口頭での財産調査のみの場合もあるほか、分割納付にあたって一部の事例で期限の利益喪失条款が付与されていない。回収事務の実効性を確保するためにも、山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがって、分割納付を行う際には債務承認及び分割納付誓約書を徹すこととされたい。

【現状】

現在、一括での返済が出来ない債務者に対し、分割納付での返済をさせている。児童扶養手当返納金については、前記の①児童措置費負担金とは異なり、消滅時効の更新事由である民法第152条の「承認」を兼ねた債務承認書面を作成している。

もつとも、分納額を定めるための財産調査として口頭確認が中心になされているほか、分納にあたり、期限の喪失条款条項の記載のある債務承認書の提出がないままにされている。なお、令和4年3月31日時点において、時効完成している債権はない。

【問題点及び改善策】

山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば、分割納付を認める場合、必要書類を提出させ、債務者の生活状況・納付能力を調査することとされている。また、分割納付が2回以上不履行となった場合には、期限の利益を喪失し、強制執行等の措置を受けても異議はないことを明記し債務者に承認させることが必要とされている。

これは、債務者の生活状況・納付能力を鑑み、やむを得ない場合には分割納付を認めたくえて、改めて債務承認や期限の利益喪失の事項を書面として残すことで、債務者に早期の納付を促し、回収事務の実効性を確保するとともに、履行期限の繰り上げおよび債務名義の取得や強制執行の申立てなどの法外措置を行使する前提となる重要な手続きと考えられる。

しかし、児童扶養手当返納金については、財産調査として口頭確認が中心となっており、財産があるにも関わらず少額の分納を許してしまっている可能性があり、他の債務者との平等の観点で問題がある。また、一部の事例で期限の利益喪失条款が付与されておらず、履行期限の繰り上げおよび債務名義の取得や強制執行の申立てなどの法的措置を行使する前提を作ることができず、回収事務に大きな支障をきたす結果となりうるため、その点問題である。

そのため、分割納付を行う際には回収事務の実効性を確保する観点から、山梨県債権回収及び処理マニュアルにしたがった財産調査、期限の利益喪失条款を付与した「債務承認及び分割納付誓約書」を作成することとされたい。

3. 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権について

(1) 概要

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権の基本情報について
- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の概要
 - 母子家庭の母親及び父子家庭の父親並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子の福祉増進のために必要な資金を貸し付ける福祉的な制度

イ 貸付資金の種類

- 修学資金、就学支度資金、就業資金、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金の12種類

- ウ 債権の発生について
 - 前記貸付資金については、各保健福祉事務所が償還計画（約定）を定めた上で貸付を行っている。

なお、子ども福祉課では貸付業務を行っており、上記償還計画に沿って、調定問い合わせを起案し、納付書または口座振替により、貸付金の償還を受けている。

・債権の名称

母子父子寡婦福祉資金貸付金

・債権の性格

- 私債権（母子・寡婦福祉資金貸付制度等の運用上の疑義回答集について(昭和五四年八月二日)(昭福第二〇号)(各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長あて厚生省児童家庭局母子福祉課長通知)

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法、同施行令、同施行規則
- 民法、地方自治法
- 山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則
- 山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉資金償還金事務取扱要領
- 山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務取扱要領
- 山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉資金償還金口座振替収納事務取扱要領
- 山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付基準
- 母子父子寡婦福祉資金事務マニュアル

- ・債権管理システム等

債権管理は、元本及び利息計算も可能な民間業者開発の電子システム「母子父子寡婦福祉資金貸付金管理システム」に拠っている。上記システムをもとに調定し、納入通知や督促は、山梨県の財務システムに拠っている。

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 増減状況

【母子父子寡婦福祉資金貸付金の決算推移】

(単位：円)

区分	期中増加	期中減少	年度末残高
平成30年度	—	—	7,509,484
令和元年度	0	2,020,190	5,489,294
令和2年度	0	1,459,216	4,030,078
令和3年度	0	1,196,824	2,833,254

(2) 監査手続

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.27.【意見事項】連帯保証人への通知に係る一定の基準の策定検討について

連帯保証人の不測の損害を防止すること、連帯保証人からの債権回収による事務管理の低減をはかるため等から、連帯保証人への通知、債権回収に関する一定の基準を作ることを要望する。

【現状】

債権回収に関しては、年度末には確定するとともに、納付書も送付している。本件貸付については、ほとんどの場合に連帯保証人がいるものの、滞納があっても納付がされている場合は特に連絡はしていない。

【問題点及び改善策】

問題点としては、連帯保証人に何ら情報がないまま利子等が膨らむ可能性があること、連帯保証人と長期間連絡をとらないことによる連絡先や居住先が不明となってしまうおそれ、連帯保証人の死亡した後の相続人の把握が困難なるおそれ等が考えられる。

現行民法第458条の3では、債権者から主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務を規定している。その趣旨は、保証人は主債務者の履行状況について必ずしも把握しているわけではなかったため、主債務者が期限の利益を失った場合には、元本債務の全部を履行しなければならず、遅延損害金も支払わなければならないという負担を負うこととなることから、主債務者の不履行によって保証人が予想外の負担を負うことを防止するためである。

本件未収債権は、民法改正前のものであるが、利息が膨らまおそれがある点で民法の趣旨に及ぶこと、また、保証人から滞納額の早期債権回収を図ることによる事務管理コストの削減のため、連帯保証人に対し、定期的又は一定回数以上の未納の場合に通知を行うなどの仕組みを作成されたい。

3.17. 子育て支援局 甲陽学園

・債権の名称

児童福祉施設費負担金

・債権管理上のリスク

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等に常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。
- iii 債権管理に従事する職員には高度の知識や業務の習熟度が求められ、正当な注意に欠けると債権の確保に不都合が生じる。
- iv 福社会的要素の高い債権であるため、潜納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

・債権の管理目標

- i 債権金額、件数等の管理における正確性
- ii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性
- iii 債権の期間（事業年度）帰属の正確性

・決算情報等

・年度推移情報

債権名称	区分	決算データの推移				単位:円	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2	
児童福祉施設費負担金	子算現額	0	0	0			
	現在現額・取崩分 ^(注)1)	0	0	0			
	潜納繰越分	0	0	0			
	固定額	894,806	1,728,361	1,061,810	118.7%	60.4%	
	現在現額・取崩分	700,647	1,606,308	692,874	96.3%	43.1%	
	潜納繰越分	194,159	152,056	368,936	190.0%	242.6%	
	収入済額	742,750	1,389,428	1,285,272	174.6%	174.6%	
	現在現額・取崩分	654,687	1,04,153	318,949	48.4%	24.7%	
	潜納繰越分	88,063	0	187,100	212.5%	179.6%	
	選付未済額 ^(注)2)	0	0	0			
	潜納繰越分	0	0	0			
	不納反債額 ^(注)3)	0	0	0			
潜納繰越分	0	0	0				
収入未済額	152,056	368,936	557,761	366.8%	151.2%		
現在現額・取崩分	45,969	321,433	378,925	817.9%	117.1%		
潜納繰越分	106,096	47,203	181,836	171.4%	379.6%		
取崩率	83.0%	79.0%	47.5%	-35.5%	-31.5%		
現在現額・取崩分	93.4%	80.0%	45.7%	-47.7%	-34.3%		
潜納繰越分	45.4%	68.5%	50.7%	6.4%	-17.8%		
子算現額・収入済額	△ 742,750	△ 1,389,428	△ 318,949	67.9%	38.3%		
現在現額・取崩分	△ 654,687	△ 1,04,153	△ 187,100	212.5%	179.6%		
潜納繰越分	△ 88,063	0	0				

・債権年齢別調べ

債権名称	潜納年齢	【債権（収入未済額）潜納に係る年齢（発生日度）別の潜納件数及び潜納額の内訳】		
		潜納件数(件)	構成割合(%)	潜納額
児童福祉施設費負担金	0～1年以内	19	40.4%	375,925
	1年超～2年以内	22	46.8%	133,933
	2年超～3年以内	1	2.1%	9,000
	3年超～4年以内	5	10.6%	38,903
	4年超～5年以内	0	0.0%	0
	5年超	0	0.0%	0
合 計		47	100.0%	557,761

児童福祉施設費負担金に係る未収債権について

(1) 概要

・児童福祉施設費負担金に係る未収債権の基本情報について

ア 甲陽学園の概要

甲陽学園は、「児童福祉法」(以下「法」という。)第7条に基づき設置された児童自立支援施設である。その目的は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保

護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことである（法第44条）。

イ 児童福祉施設費負担金の概要

法第56条第2項に、果が第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置（児童福祉施設の入所措置等）をとった場合、知事は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる（規定されている）。

また、本人又はその扶養義務者から徴収する費用の額及びその徴収方法に関しては、児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規定（以下「県規定」という。）及び「児童福祉施設入所児童等に係る措置費負担額の決定及び徴収事務取扱要領」（以下「要領」という。）で定めている。

そして、法第56条第6項及び要領第8に、徴収される費用を指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる（規定され、要領第7の規定に基づき、甲陽学園に措置されていた期間の「児童福祉施設費負担金」の徴収は、甲陽学園が行っている）。

ウ 児童福祉施設費負担金の発生
前記のとおり、児童福祉法に基づいて甲陽学園に入所措置がとられた場合、県は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、費用を徴収することとし、施設費負担金が発生することになる。

- ・債権の名称
児童福祉施設費負担金

- ・債権の性格
強制徴収公債権

- ・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等
児童福祉法

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規定

児童福祉施設入所児童等に係る措置費負担額の決定及び徴収事務取扱要領

山梨県債権回収及び処理マニュアル

- ・債権管理システム等

児童福祉施設費負担金の債権管理は、エクスセルまたはワードで作成した「延滞債権管理簿」、「納付台帳」、「不納欠損処分予定者名簿」といった紙台帳に寄っている。

また、未収入一覧表、税外収入未収金整理簿等（財務会計システムを利用）といった電子システムを併用して管理を行っている。

(2) 監査手続

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.28.【意見事項】 児童相談所と情報共有等による財産状況の把握について

分割納付において、その回収実現性を高めるための施策として、山梨県債権回収及び処理マニュアルに従い、児童相談所と情報共有するなどして、対象者の財産の状況を把握できるように努力すべきことを要望する。

【現状】

調査時点において、滞納件数は数十件あるが、一人で複数の滞納があるため、滞納者数自体は数名であった。紙データベース及び電子データベースで管理が行われており、滞納者には、県のマニュアルに従って、督促、催告がなされていた。債務承認の方法は、県のマニュアルに従い、期限の利益喪失終滅が記載もされている文書で作成されているが、債務承認の時期が明確に決まっていないほか、分割納付に関する財産調査は口頭での確認のみでなされている。なお、調査時点では、時刻となりそうな滞納は存在しない。

【問題点及び改善策】

問題点としては、山梨県債権回収及び処理マニュアルによれば一括納付、あるいは、月々の返済額の納付が困難であるとの申し出がある債務者に対しては、必要書類を提出させ、債務者の生活状況・納付能力を調査し、やむを得ないものと認められる場合は、分割納付を認めることも考慮すると規定されているところ、現状では、分割納付の場合に、口頭での財産調査だけしか行われておらず、他の債務者との公平等が図られているとは言いがたい点がある。

児童福祉施設費負担金は、強制徴収公債権ではあるが、福祉的な観点や、入所児童が今後とも債務者である保護者との関係を継続していくことが想定されているため、他の債権のよう

に直ちに強制的処分、調査が困難なことは理解出来る。しかし、児童福祉施設費負担金は、債務者の負担能力に応じて決定されるものであり、決定にあたり、児童相談所では債務者の所得状況等を把握していることから、少なくともこれら関係機関と情報共有するなどし、出来る限りの財産調査をすることを要望する。

No.29.【意見事項】 時効管理のための債務承認取得時期の基準設定について

債務承認の時期について、個々の職員の判断に任されているが、過失による時効期間の経過を防止するため、債務承認を取る時期の基準を設定することを要望する。

【現状】

前述のとおり

【問題点及び改善策】

問題点として、延滞が生じた場合の債務承認時期について明確な基準がなく、個々の職員の判断に任されている点である。現状、入所者が少数であり、債権管理が行き届いていない。例えば、職員の異動や入所者の増加等に伴い、将来、時効管理が必ずしも適切にされる保証がない。

そこで、最終支払いから1年程度で債務承認を取り付ける等の基準を設定するなどして、過失による時効期間経過を防止することなどの措置をとることを要望する。

3.18. 県土整備部 治水課/ 林政部 森林整備課

・債権の名称

河川工事原因者負担金、応急対策及び河川埋塞復旧に係る不当利得返還請求

・債権管理上のリスク

治水課

留意すべき債権管理上のリスクは認識していない

森林整備課

留意すべき債権管理上のリスクは認識していない

・債権の管理目標

治水課

i 債権金額、件数等の管理における正確性

ii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

iii 債権の決算書及び各種資料上での表示の妥当性

森林整備課

i 債権金額、件数等の管理における正確性

ii 債権の評価（回収可能性等）の妥当性

iii 債権の決算書及び各種資料上での表示の妥当性

・決算情報等
・年度推移情報

<治水課>
【債権（収入未済額）】 決算データの推移】

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
河川工事等原因者負担金及び河川埋塞復旧に係る不当利得返還請求	予算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	158,004,607	158,004,607	158,004,607	100.0%	100.0%
	確定額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	158,004,607	158,004,607	158,004,607	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	0	0	0		
	収入済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済残高	0	0	0		
	不納欠損額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
滞納繰越分	0	0	0			
収入未済額	158,004,607	158,004,607	158,004,607	100.0%	100.0%	
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	158,004,607	158,004,607	158,004,607	100.0%	100.0%	
収入済額	0.0%	0.0%	0.0%			
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%			
滞納繰越分	0	0	0			
予算現額・収入済額	0	0	0			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	0			

(単位:円)

<森林整備課>
【債権（収入未済額）】 決算データの推移】

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
土砂崩落による応急対策等に係る不当利得返還請求	予算現額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	33,286,050	33,286,050	33,286,050	100.0%	100.0%
	確定額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	33,286,050	33,286,050	33,286,050	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	0	0	0		
	収入済額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	還付未済額	0	0	0		
	不納欠損額	0	0	0		
	現在課税・賦課分	0	0	0		
	滞納繰越分	0	0	0		
	収入未済額	33,286,050	33,286,050	33,286,050	100.0%	100.0%
	現在課税・賦課分	0	0	0		
滞納繰越分	33,286,050	33,286,050	33,286,050	100.0%	100.0%	
収入済額	0.0%	0.0%	0.0%			
現在課税・賦課分	0.0%	0.0%	0.0%			
滞納繰越分	0	0	0			
予算現額・収入済額	0	0	0			
現在課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	0			

(単位:円)

・債権年納調へ

<治水課>
【債権（収入未済額）】 滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数(件、%)		滞納金額(円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
河川工事等原因者負担金及び河川埋塞復旧に係る不当利得返還請求	0~1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超~2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超~3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超~4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超~5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	2	100.0%	158,004,607	100.0%	
合 計		2	100.0%	158,004,607	100.0%

<森林整備課>
【債権（収入未済額）】 滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数(件、%)		滞納金額(円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
土砂崩落による応急対策等に係る不当利得返還請求	0~1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超~2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超~3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超~4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超~5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	3	100.0%	33,286,050	100.0%	
合 計		3	100.0%	33,286,050	100.0%

(1) 概要

土建業を営む個人事業者Aが、平成8年頃より森林法第10条の2で規定する林地開発を無許可で行い土砂を投棄、平成18年7月に崩落を起こし、600m下流で土砂が埋塞する事故が発生。

緊急工事等の各対応費用を、河川法第67条の原因者であり民法第704条の悪意の受益者であるAに対し請求している。

河川法第67条(原因者負担金)
河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

民法第704条(悪意の受益者)
悪意の受益者は、その受け取利益に利息を付して返還しなければならぬ。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(経緯)

HM8.7.26	上野原市野田尻地内で不法投棄土砂の崩落が発生、一級河川「仲間川」が埋塞
HM8.7.27-31	河川の流水を流下させるための応急工事を実施 【公法上の債権：35百万円】
HM8.7.31-10.24	指示書、命令書を発付
HM8.8-HM9.3	森林部分の土砂崩壊応急対策工事を実施 【私法上の債権：31百万円】
HM9.2-HM9.3	河道を復旧するための埋塞土除去工事を実施 【私法上の債権：122百万円】
HM3.8	納入通知
HM4.9	第1回財産調査
HM6.4	債務者(原因者)Aが死亡
HM7.9-HM9.5	預金等差押え
HM9.10	権利者全員が相続放棄
RM.12	債権管理審査部会で債権放棄等が可決

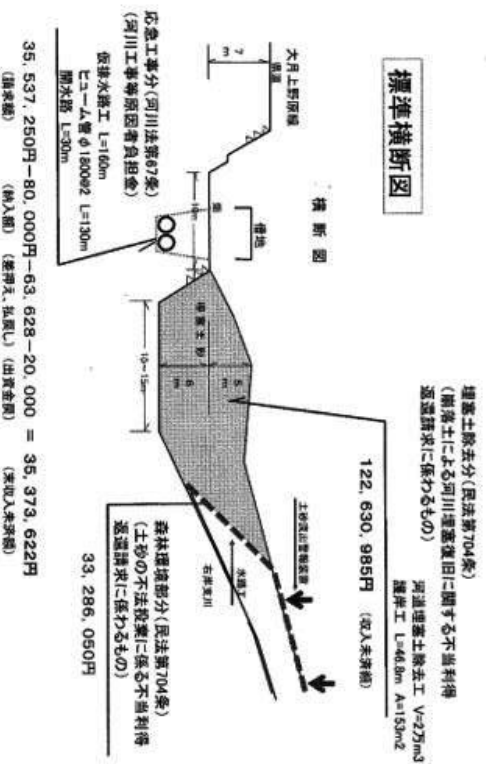
(金額単位：円)

調定額	回収額	債権額	内容	担当課	時効
35,537,250	163,628 (うち納付 80,000)	35,373,622	応急工事	治水課	R4.5.19
			埋塞土除去 工事等	治水課	R3.10.1
122,630,985	0	122,630,985	応急対策等	森林整備 課	R3.10.1
31,768,800	0	31,768,800	森林整備 備課	森林整備 課	R3.3.12
761,250	0	761,250	警報装置	森林整備 備課	R5.8.7
761,250	0	756,000	警報装置	森林整備 備課	R5.8.7

【仲間川の土砂崩落における応急工事及び復旧工事の費用について】



標準横断面図 (Standard Cross-section Diagram)



- ・債権の性質
強制徴収公債権：河川法第 67 条 原因者負担金
私債権：民法第 704 条 悪意の受益者の返還義務

・所管課

治水課 (強制徴収公債権、私債権)

森林整備課 (私債権)

- ・根拠法令、条文、要綱及びマニュアル等

地方自治法

河川法、民法

山梨県分担金その他の歳入金の延滞金徴収条例

山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則

山梨県債権回収及び処理マニュアル

- ・債権管理システム等

紙台帳「延滞債権管理簿」

(2) 監査手続

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.30.【意見事項】 適時に納付命令の実施について

工事が完了し開課すべき金額が確定した後、適時に調定して納付命令を行うことが、債権の回収可能性低下の回避につながる。また恣意的な先延ばしは権利の濫用のおそれも生じるため、避けるべきである。

【現状】

当案件のような債務者の不法行為に起因する債権の回収については、債務者の納付意識の観点で、特に初度対応が重要だが、債務者への納付請求時期の判断を見誤り、先延ばしにすることが回収を困難にする。

本件の土砂崩落が起きたのが平成 18 年 7 月であり、緊急工事は翌月中に完了、埋塞土の撤去と護岸復旧工事が完了したのが平成 19 年度中 (追加の警報設置工事を除く) である。しかし債権として調定され債務者に納付命令を通知したが、平成 23 年 8 月の事である。

更にその後の滞納処分も先送りされた結果、第 1 回目の財産調査自体が平成 24 年 9 月と、緊急工完了からおよそ 5 年経ったことである。結果として僅かな預金等しか差押えが出来なかったことは、回収方法のみが問題があったとは言いがたい点もある。

納付請求を遅らせた理由は、異顧問弁護士のアドバイスを受けながら債権回収に向けて関係課で検討を重ねた結果、「債務者が当初は自ら森林部分の法面工事を実施する意思があり、納付命令を発するとこれを止めてしまう可能性があるから」という判断からであった。

しかしこの請求を遅らせた理由の合理性は不明瞭である。当初より果が現状復旧工事等の費用を河川法や民法第 704 条に基づき債務者に請求することは、平成 19 年 1 月付の通知書等で概算額より本人に既に通知していたところであり、これを改めて納入通知したところで本人の意思決定に大きく影響を与えるという理屈は考え辛い。実際、納付請求をする平成 23 年 8 月より以前の平成 21 年時点で本人の法面工事は途中で頓挫した状態となっており、少なくとも 2 年程度は無意味に請求を遅らせていたことになる。

性悪説に立てば、債単位の納付請求を通知されることを自覚している原因者が、滞納処分を回避するための策を事前に立てる十分な時間を与えたことになる。

【問題点及び改善策】

債権の遅滞決定及び納入請求は、金額が確定してから迅速に行うことが原則であると考えられる。下記のような弊害が生じるからである。①債務者の相続が発生したり、強制執行を回避する余裕を与えることにより、徴収できるはずの財産の徴収が困難となる。②適時に納付通知していれば発生していた可能性のある延滞金が、納入通知を恣意的に大きく先延ばしすることで発生しないこととなり、適時に納入通知した債務者との間に不公平が生じる。③恣意的に請求時期を先送りして時効を遅らせることは、時効制度の趣旨から権利濫用と捉えられかねず、債務者保護の制度趣旨から妥当とは言えない。

No.31.【指摘事項】 強制徴収公債権への迅速な財産調査・滞納処分について

強制徴収可能な公債権に対しては、実効性のある財産調査を行い、滞納処分を迅速かつ効果的に実施すべきである。

【現状】

本件債権は、河川法第67条にもとづく負担金35百万円が強制徴収可能な公債権であることから、地方税の滞納処分の例により、債務者の財産調査を実施し差押え等の滞納処分が可能な債権である（河川法第74条第3項）。

この点、県の対応の経緯を見ると複数の点で効果的な滞納処分に至っていない。

【問題点及び改善策】

1. 金融機関への強制執行が残高の差押えのみである。

金融機関への財産調査において、6か月以内の取引がある場合の内容の通知を依頼している。主要取引口座と思われる金融機関の取引明細において、事業収入もしくは給与収入と思われる特定の業者からの定期的な入金がある場合毎月40万円から120万円を超えるものまで発見されている。ただし即座に支出され常に残高が少ない状態となっている。

担当課はこの出金の行方に対しては、追加の手続きをして詳細の深掘りをしていない。平成24年9月から平成25年3月までの約半年の期間のみでも5,695千円の入金が確認されており、その行方を調査できていない事になる。結果的に差押えできたのは少額の預金残高のみとなった。

資金の移動状況から判断して、債務者の事業収入について強制執行を免れるための意図的な対策をされたことが推測される。

この点、強制徴収可能な公債権を含む案件中にかかる債権は、下記のような追加手続きをすることにより、有効な財産保全が可能であったと思われる。①上記の主要取引口座を定期的に調査して、その都度差押えを続ける。②上記の出金が銀行への振替であれば他口座の情報当該銀行に調査する。③本人の所在は明確であるため、出金が現金による引出しと見込まれる場合は捜索の方法を取る。④入金先と連絡を取り、情報提供を求め、売却債権もしくは給与である場合は差押え手続きを取る。⑤事業者の所得状況や債権債務状況を判断し、財産を捕拮するために官公署への協力要請をし、例えば税務署に帳簿書類の提供を依頼する。個人情報の開示もありすべてが実行可能とは言えないが、経緯対応記録上においては上記の対応をした形跡はない。

2. 不動産に関する財産調査が迅速になされていない。

不動産調査は、市町村への質問や登記簿の閲覧と比較的容易な手続きである。また本人の所在市町村以外に存在することが多々あるため、複数の市町村への調査が有効となる。

本人の住民票市町村以外に不動産の財産調査を実施したのが、本人が死亡した平成26年以降である。この結果判明した不動産は山林・原野であり、その後換価処分の検討をしたものの、相続放棄がされ相続人不在の現状では、換価処分したとしても相続財産管理人を選任す

る費用を超える見込みがないという結論を出した。これが令和2年になってからの事である。相続発生前であれば差押えによる換価をしての回収が可能であったと思われる。

3. 2回の財産調査後も滞納処分を実施していない。

平成23年9月の初回督促を経て、納付意思のない債務者について平成24年9月に第1回の財産調査を金融機関への取引調査し、平成25年に第2回の取引調査を実施している。

ただし初回の滞納処分は、平成26年4月に本人が死亡した翌年の平成27年9月になってのことである。財産調査後も差押えをしなかったのは、本人に作業命令をした森林法の命令書の期限が平成26年3月であることが理由とのことであるが、現実的に本人の復旧作業が平成21年頃から進んでいないことを考えるとこの理由は不合理である。そもそもコストをかけて財産調査をしたのは滞納処分为前提としたからのはずである。

上記の対応は、債務者本人の法面工事を自己で実施するという方針を重視したのかもれないが、結果として強制執行の遅延と不十分な預貯金の残高差押を続けた結果、債権をほぼ回収できない状況に至ったと言える。

No.32.【意見事項】債権放棄等及び不納欠損処理の実施について

債権管理審査部会で可決されたとおり、早急に債権放棄等の手続きをして不納欠損処理をするよう要望する。

【現状】

山梨県では私債権の債権放棄について、議決議を不要とする条例がないため、すべての債権放棄について審査部会を経た上で議決議が必要とされている（地方自治法第96条第1項第10号）。

本件債権については、令和3年度の債権管理審査部会で債権放棄の工程がなされ、回収の可能性を検討した結果、下記のとおり債権放棄の要件を満たしていることから、私債権分については債権放棄、公債権分については執行停止による即時消滅が妥当と判断している。

・唯一財産価値の可能性のある土地については、不動産調査の結果、相続財産管理人選任のコストを上回る蓋然性は低く、今後金融機関の預貯金調査で差押えができる可能性もほぼないと言える。

・相続人全員が相続放棄をしている。
・私債権の大半は消滅時効をまわしている。

ところが、結果として令和3年度において私債権の債権放棄については、議会の議決にも諮ることなく、公債権も含めて令和3年度の不納欠損処理を実行していない。審査部会という全庁的な審議機関で可決されたにもかかわらず、債権放棄等の手続きが実行に移されなかったことになる。

この点、公債権は令和4年5月が時効、私債権の一部の時効が令和5年度中であり、サブでの消滅時効が到来するまでは債権放棄をしない判断とした可能性がある。

ただし、時効到来前でも本件のように債務者が存在しない場合は債権放棄の要件を満たしており、これ以上回収可能性がないにもかかわらず消滅時効まで待つことは合理的でない。なお相継人がいないという点では、平成29年に全ての相継人が相継放棄している時点で既に債権放棄の要件が満たされていた。

【問題点及び改善策】

引き続き回収事務手続にかかるコストを考えれば、債権放棄を引き延ばすことは極めて非合理的である。ここでいうコストは調査の諸経費のみならず、担当職員他の業務に充てられたである人件費にかかる機会損失も含まれる。相継財産管理人の選任公告の確認作業等の定期的な作業を今後も継続する実効性はないと考える。

また、何より審査部会という全庁的な審議機関でコンセンサスを得たにもかかわらず、債権放棄の手続きが実行に移されなかったことが問題であり、早急に権利放棄等の手続の実行を要望する。なお、審査部会で可決された2件のうち、1件（他の県の所管）は議会で債権放棄の決議がされ不納欠損処理されており、当該債権のみが議会議審議を見送られた明確な理由が判明しない。

No.33.【意見事項】 徴収不能引当金の計上について

本件債権に関する評価性引当額である徴収不能引当金は、年度決算において債権金額全額を対象として計上するよう要望する。

【現状】

公会計制度に基づく財政状態を表示する貸借対照表においては、債権の回収可能性を評価して徴収不能引当金を計上する。山梨県では、総務省の統一した基準である地方公会計ペニ

ュアルにもとついて、債権全体に対して過去の不納欠損実績をもとに引当金を計上する処理としている。

ただし地方公会計ペニュアルによれば、個々の債権の事情に応じて、個別に徴収不能引当額を計上することが認められている。

【問題点及び改善策】

令和4年3月期においては、上述のとおり当該債権は債権放棄の要件を満たしており、債権管理審査部会において公債権私債権全額について不納欠損処理が妥当という結論となっている。つまり回収可能性はゼロという判断である。

上記を踏まえ、当該債権を「3.2 徴収不能引当金 No.83 【意見事項】 徴収不能引当金について」における引当金計上基準の見直し要望内容に当てはめた場合、年度末で債権が残る以上評価性引当額である徴収不能引当金を計上することとなるが、その計上額は個別評価として債権金額の全額を対象とすることが実態を反映した会計処理といえる。

No.34.【意見事項】 県の損失に係る開示について

本件債権の不納欠損処理にあたっては、不納欠損時点での概算の延滞金や遅延損害金の金額などを含めた県の損失についての開示に努めることが望まれる。

【現状】

上述のとおり、公債権・私債権ともに不納欠損処理が見込まれる現状である。この場合、債権が完納されなかったため、公債権の延滞金や私債権にかかる遅延損害金の金額は確定できないことになり、債権として測定されない。

延滞金や遅延損害金は、期限を遵守して納付している債務者との公平のために、これを徒過した者へ損害賠償金として請求するものであり、金額が確定せずとも、完納された際に将来的に債権として請求して回収することになる潜在的な債権の性質があると考ええる。

この観点から、不納欠損処理する場合は、本来回収すべきところを諦めた金額について、元金のみでなく延滞金や遅延損害金についても概算額で明示することが、特に本件債権の金額の重大性からも求められると考える。十分な説明をして県の損失となる金額について県民の納得を得る必要がある。

【問題点及び改善策】

納入期日から1年以上の年数が経過しており、延滞金や遅延損害金に相当の金額となるものと考えられるため、参考情報として、消滅する公債権の金額と併せて延滞金や遅延損害金の概算額などを含めた県の損失についての開示を努め、債権放棄の承認を議会で得ることが望まれる。

3.19. 林政部 林業振興課

・債権の名称

- ①林業・木材産業改善資金償還金
- ②林業構造改善事業補助金返還金

・債権管理上のリスク

- i 管理件数が少ないため表計算ソフトや紙ベースの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の交渉記録を残さないと所管課としての管理が不十分になる危険性がある。

・債権の管理目標

- i 債権の実在性（当該債権は調査後未納であり、時効期間が経過しておらず又は時効の援用が行われていないなど、法的に実在する。）
- ii 債権金額、件数等の管理における正確性（債権金額や件数の正確性を複数職員でチェックする体制を組んでいる。）
- iii 債権の権利の帰属の適正性（未収債権の債務者の承認の確認や破産事務への参加等を適切に実施している。）

・決算情報等
①林業・木材産業改善資金償還金
・年度推移情報

【償権（収入未済額）決算データの推移】

償権名称	区分	(単位:円)				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
林業・木材産業改善資金償還金	予算現額	23,298,867	23,298,867	22,403,867	94.9%	96.2%
	現在課税・課税分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	23,298,867	23,298,867	22,403,867	94.9%	96.2%
	繰上額	23,298,867	23,298,867	24,413,094	103.4%	104.8%
	現在課税・課税分	0	0	2,009,227	94.9%	96.2%
	滞納繰越分	23,298,867	23,298,867	22,403,867	94.4.1%	149.7%
	収入済額	320,000	885,000	1,325,000	414.1%	149.7%
	現在課税・課税分	0	0	0	414.1%	149.7%
	滞納繰越分	320,000	885,000	1,325,000	414.1%	149.7%
	選付未済残高	0	0	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0
	収入未済額	0	0	0	0	0
	現在課税・課税分	0	0	23,088,094	99.1%	103.1%
滞納繰越分	0	0	2,009,227	90.5%	94.1%	
収入済額	23,298,867	22,403,867	21,078,867	90.5%	1.6%	
取崩率	1.4%	3.8%	0.0%	4.1%	2.1%	
滞納繰越分	1.4%	3.8%	0.0%	4.0%	2.1%	
予算現額-収入済額	23,298,867	22,403,867	21,078,867	90.5%	94.1%	
現在課税・課税分	0	0	0	90.5%	94.1%	
滞納繰越分	23,298,867	22,403,867	21,078,867	90.5%	94.1%	

・債権年齢調へ

【償権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内部】

償権名称	滞納年齢	滞納件数 (件数)		滞納金額 (円, %)	
		件数	構成割合 (%)	滞納額	構成割合 (%)
林業・木材産業改善資金償還金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超	3	100.0%	23,088,094	100.0%
	合計	3	100.0%	23,088,094	100.0%

②林業構造改善事業補助金返還金
・年度推移情報

【償権（収入未済額）決算データの推移】

償権名称	区分	(単位:円)				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
林業構造改善事業補助金返還金	予算現額	14,958,656	14,958,656	14,958,656	100.0%	100.0%
	現在課税・課税分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	14,958,656	14,958,656	14,958,656	100.0%	100.0%
	繰上額	14,958,656	14,958,656	14,958,656	100.0%	100.0%
	現在課税・課税分	0	0	14,958,656	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	14,958,656	14,958,656	14,958,656	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	0	0	0
	現在課税・課税分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0
	選付未済残高	0	0	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0
	収入未済額	0	0	0	0	0
	現在課税・課税分	0	0	14,958,656	100.0%	100.0%
滞納繰越分	0	0	0	0	0	
収入済額	14,958,656	14,958,656	14,958,656	100.0%	0.0%	
取崩率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
予算現額-収入済額	14,958,656	14,958,656	14,958,656	100.0%	100.0%	
現在課税・課税分	0	0	0	100.0%	100.0%	
滞納繰越分	14,958,656	14,958,656	14,958,656	100.0%	100.0%	

・債権年齢調へ

【償権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内部】

償権名称	滞納年齢	滞納件数 (件数)		滞納金額 (円, %)	
		件数	構成割合 (%)	滞納額	構成割合 (%)
林業構造改善事業補助金返還金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超	1	100.0%	14,958,656	100.0%
	合計	1	100.0%	14,958,656	100.0%

1. 林業・木材産業改善資金償還金に係る未収償権について

(1) 概要

・林業・木材産業改善資金償還金に係る未収償権の基本情報について
林業・木材産業改善資金は林業及び木材産業の健全な発展を推進することを目的として林業従事者等に対して新たな事業の開始、新たな販売方式の導入等を行う場合に必要資金を貸付ける制度で、昭和51年から開始している制度である。従前埼玉県が直接事業者

に対して貸付ける直貸方式であったが、平成20年以降は転貸方式に移したため現在、平成20年前に係る既貸付分に係る債権管理を行っている。

(林業振興課提出資料参照)

・債権の名称

林業・木材産業改善資金償還金

・債権の性格

私債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則、山梨県林業・木材産業改善資金運営要領、山梨県債権回収及び処理マニュアル、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則

・債権管理システム等

電子システム台帳

・林業・木材産業改善資金増減状況

(単位：円)

区分	期中増加	期中減少	年度末貸付残高
平成30年度	24,750,000	17,293,000	112,104,000
令和元年度	22,200,000	13,210,000	121,094,000
令和2年度	29,700,000	16,091,000	134,703,000
令和3年度	0	17,874,000	116,829,000

(2) 監査手続

関連資料の入手・閲覧
担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項及び意見事項】

特記事項なし

2. 林業構造改善事業補助金返還金に係る未収債権について

(1) 概要

・林業構造改善事業補助金返還金に係る未収債権の基本情報について

林業構造改善事業補助金は、林業者等の自主性と創意工夫を活かしつつ、川上から川下に至る総合的な林業生産流通施策に係る事業を推進するために林業生産流通総合対策基本要綱に基づいて交付される補助金事業である。当該補助金については補助金の額の確定後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合（以下、返還条件を付した上で消費税相当額を含めて補助金の交付決定を行い、消費税相当額を含む額について補助金の額の確定を行うが、この仕入税額控除対象額が確定した段階でその額を返還させるものとしている。林業構造改善事業補助金返還金は当該仕入税額控除対象額の返還部分にかかる未収債権である。 (林業振興課提出資料参照)

・債権の名称

林業構造改善事業補助金返還金

・債権の性格

非強制徴収公債権

・根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等

山梨県分担金その他の歳入金の延滞金徴収条例、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則、山梨県債権回収及び処理マニュアル

・債権管理システム等

電子システム台帳

(2) 監査手続

関連資料の入手・閲覧
担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項及び意見事項】

特記事項なし

3.1.10. 林政部 県有林課/ 林政部 中北林務環境事務所

・債権の名称

恩賜県有財産土地貸付料 (中北林務環境事務所)
 建物強制収去費用にかかっている債権 (県有林課)
 なお土地貸付料については、担当ごとに下記2種類に分類している。

- 1-1 「清里の森」に関する土地貸付料
- 1-2 上記以外に関する土地貸付料

・債権管理上のリスク

(県有林課)

- i 管理件数が多いため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。

(中北林務環境事務所)

1-1

- i 管理件数が多いため表計算ソフトや紙ベースでの管理であるが、未収管理等、常に未収債権の状況を把握しておく必要がある。
- ii 債務者との連絡、催告等の業務において、所定様式の公証記録を残さないと所管課としての管理が不十分となる危険性がある。

1-2

- i 件数が多いため、債権管理システム等、ITの活用が不可欠であり、債権管理システムの仕組み等を熟知する必要がある。
- ii 福札的要素は高くないが、滞納者に対する督促等や法的措置には慎重を期する必要がある。

・債権の管理目標

(県有林課)

- i 債権金額、件数等の管理における正確性 (債権金額や件数の正確性を複数職員でチェックする体制を組んでいる。)
- ii 債権の権利の帰属の適正性 (未収債権の債務者の承認の確認や破産事務への参加等を適切に実施している。)
- iii 債権の評価 (回収可能性等) の妥当性 (債権の性質に応じて、財産調査や滞納処分等の強制徴収による回収可能性を適切に評価しているか。)

(中北林務環境事務所)

1-1

特になし

1-2

- i 債権の網羅的な管理等 (僅少な債権を督促・催告の対象から事実上除外するなどしておらず、網羅性にも留意している。)
- ii 債権金額、件数等の管理における正確性 (債権金額や件数の正確性を複数職員でチェックする体制を組んでいる。)
- iii 債権の期間 (事業年度) 帰属の正確性 (債権発生時ごすみややかに測定を実施し、債権の年度のずれなどが生じないよう特に留意する必要がある。)

・決算情報等

(県有林課)

・年度推移情報

【債権 (収入未済額) 決算データの推移】

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
清里の特別荘用地の 建物収去・土地明渡 請求訴訟に係る建物 強制収去費	予算現額	0	0	0		
	現年課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	繰上額	0	0	0		
	現年課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	収入済額	0	0	0		
	現年課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	運付未済額	0	0	0		
	現年課税・賦課分					
	滞納繰越分					
	運付未済残高	0	0	0		
	不納付・損額					
現年課税・賦課分						
滞納繰越分						
収入未済額	7,743,225	7,743,225	7,743,225	100.0%	100.0%	
現年課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	7,743,225	7,743,225	7,743,225	100.0%	100.0%	
収納率						
現年課税・賦課分						
滞納繰越分						
予算現額・収入済額	0	0	0			
現年課税・賦課分	0	0	0			
滞納繰越分	0	0	0			

・債権年消滅調べ

【債権（収入未済額） 滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内部】

債権名称	滞納年齢	滞納件数(件、%)		滞納金額(円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
清里の森別荘用地的建物 収去・土地明渡請求訴訟 に係る建物強制収去費	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
5年超	2	100.0%	7,743,225	100.0%	
合計		2	100.0%	7,743,225	100.0%

(中北林務環境事務所)

・年度推移情報

1-1

【債権（収入未済額）決算データの推移】

債権名称	区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		R3/R元	R3/R2
		件数	金額	件数	金額	件数	金額		
清里の森別荘土地 貸付料及び延滞違約 金	予算現額	196,521,290	201,152,741	196,114,406	99,588	97.0%			
	現在課税・賦課分	162,175,357	161,960,333	162,823,971	100.4%	100.5%			
	滞納繰越分	33,345,933	39,192,408	32,290,435	96.5%	82.4%			
	勘定額	196,521,290	201,152,741	196,114,406	99.5%	97.0%			
	現在課税・賦課分	162,175,357	161,960,333	162,823,971	100.4%	100.5%			
	滞納繰越分	33,345,933	39,192,408	32,290,435	96.5%	82.4%			
	収入済額	156,328,872	168,232,306	156,325,973	100.0%	92.9%			
	現在課税・賦課分	154,302,416	155,731,534	153,528,993	99.5%	88.6%			
	滞納繰越分	2,026,456	12,500,972	2,796,980	138.0%	22.4%			
	還付未済額	0	0	0					
	滞納繰越分								
還付未済残高									
不納欠損額									
現在課税・賦課分			158,600						
収入未済額				158,600					
現在課税・賦課分			32,920,435	38,788,433	99.0%	117.8%			
収入未済額				9,294,978	118.1%	149.2%			
現在課税・賦課分			7,872,941	6,228,999	79.6%	79.6%			
滞納繰越分			26,691,436	29,493,455	94.2%	110.5%			
収納率			80.0%	83.6%		0.2%			
現在課税・賦課分			94.3%	96.2%		-0.9%			
滞納繰越分			6.1%	31.9%		2.4%			
予算現額・収入済額			39,192,408	32,920,435	83.9%	84.2%			
現在課税・賦課分			7,872,941	6,228,999	79.6%	79.6%			
滞納繰越分			31,319,467	26,691,436	85.2%	85.2%			

債権名称	区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		R3/R元	R3/R2
		件数	金額	件数	金額	件数	金額		
民間保有財産土地貸 付料等	予算現額	270,787,046	269,860,544	297,524,538	87.7%	88.0%			
	現在課税・賦課分	266,160,999	265,234,497	232,652,786	87.4%	87.7%			
	滞納繰越分	4,626,047	4,626,047	4,871,752	105.3%	105.3%			
	勘定額	270,787,046	269,860,544	297,524,538	87.7%	88.0%			
	現在課税・賦課分	266,160,999	265,234,497	232,652,786	87.4%	87.7%			
	滞納繰越分	4,626,047	4,626,047	4,871,752	105.3%	105.3%			
	収入済額	266,160,999	265,234,497	231,998,676	87.2%	87.5%			
	現在課税・賦課分	266,160,999	265,234,497	231,998,676	87.2%	87.5%			
	還付未済額	0	0	0					
	滞納繰越分								
	還付未済残高								
不納欠損額									
現在課税・賦課分									
滞納繰越分									
収入未済額			4,626,047	5,525,862	119.5%	119.5%			
現在課税・賦課分			4,626,047	4,871,752	105.3%	105.3%			
滞納繰越分			0	654,110					
還付未済額									
滞納繰越分									
還付未済残高									
不納欠損額									
現在課税・賦課分			98.3%	97.7%		-0.6%			
滞納繰越分			100.0%	100.0%		-0.3%			
予算現額・収入済額			4,626,047	4,626,047	100.0%	100.0%			
現在課税・賦課分			4,626,047	4,871,752	105.3%	105.3%			
滞納繰越分			0	0					

・債権年齢別

1-1

【債権（収入未済額） 滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内部】

債権名称	滞納年齢	滞納件数(件、%)		滞納金額(円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
清里の森別荘土地貸付 料及び延滞違約金	0～1年以内	36	34.0%	9,294,978	24.0%
	1年超～2年以内	16	15.1%	4,581,678	11.8%
	2年超～3年以内	10	9.4%	2,568,212	6.6%
	3年超～4年以内	7	6.6%	2,043,911	5.3%
	4年超～5年以内	5	4.7%	483,795	1.2%
5年超	32	30.2%	19,815,859	51.1%	
合計		106	100.0%	38,788,433	100.0%

【債権（収入未済額）滞納に係る年齢（発生日度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
恩賜県有財産土地貸付料	0～1年以内	5	33.3%	654,110	11.8%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超	10	66.7%	4,871,752	88.2%
	合 計	15	100.0%	5,525,862	100.0%

1. 「清里の森」の土地貸付料等未収金および土地明渡請求訴訟に係る建物強制収去費未収金について

(1) 概要

「清里の森」は恩賜県有林の一部を賃貸借契約に基づき別荘地・保養所・ペンション等の敷地として貸し出す事業（昭和60年度から分譲開始）で、全体約200ヘクタールのうち分譲区画120ヘクタール、契約区画は令和4年9月1日時点で総区画数826区画のうち797区画（個人775区画、法人等16区画、ペンション6区画）となっている。

借地権を購入することになるため、建物は賃借人が建築する。なお別荘地管理は株式会社清里の森管理公社に委託している。

権利金は分譲時・再分譲時に徴収しており、権利金の納付をもって賃貸借契約となるため権利金の未納がない。土地貸付料は毎年1回納期限を設けて徴収しており、原則3年に1回改定する。

貸付料の滞納が長引き複数年の滞納になった債務者については督促記録調査を作成し、滞納が更に長引き訴訟の対象となるような案件については、より詳細な記録を長期滞納債権管理簿として作成している。

長期未納のため契約解除に至っている債務者が3件、うち裁判にもとづく建物の収去費用を請求している者が2件。（法人Bは建物が存在せず）

令和4年3月末時点の主な滞納総額

（単位：円）

債務者	土地使用料（解約後損害金含む）	遅延損害金（和解により確定）	建物収去費	合計
法人A	9,746,946	1,538,773	4,807,425	16,093,144
法人B	3,139,288	—	—	3,139,288
個人C	4,435,657	—	2,935,800	7,371,457

上記の県有林課・中北林務票境事務所の当該未収債権の大半を占めている。

・債権の性格
私債権

・所管課
中北林務票境事務所（管理・森林利用担当）

訴訟となった際の建物収去費用債権については、本庁の県有林課の所管となる。

・根拠法令、条文、要綱及びマニュアル等
地方自治法

山梨県恩賜県有財産管理条例

山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則

山梨県債権回収及び処理マニュアル

「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領

・債権管理システム等
紙台帳と電子システム台帳の併用

(2) 監査手続
・当該事案の関連資料の入手・閲覧
・担当者への質問の実施

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.35【意見事項】 契約継続時の連帯保証人について

既存の借地権者についても、今後の契約継続の過程で連帯保証人を付す事を随時促していくことが望まれる。

【現状】

長期滞納により訴訟提起がされた案件3件（法人A、法人B、個人C）いずれも、当初の賃貸借契約をした際、連帯保証人を付けていなかったことが回収を困難とした要因と言える。

法人Aについては元代表者が清算人となつて清算手続きが長期停止している状態であり、元代表者は資産を有している可能性があるが請求することは困難である。元代表は現在も別の法人経営に携わっており連帯保証人であれば回収可能性があり得た。

法人BはAの間連法人で、Aの別の間連法人の滞納を権利金収入により返済するため、Bが借地権を購入したものと考えられるが、権利譲渡を果が承認する際はA社代表者や別の間連法人との連帯保証契約を条件とすることも考えられた。

個人Cについては、資産家の夫を連帯保証人にしておけば実行請求ができた。なお夫の財産は債権者ではなく他の親族が相続したと推測される。

【問題点及び改善策】

清里の森の土地賃貸借について、現在は権利譲渡・再分譲時に連帯保証人を付けることを運用上の要件としているが、事業（分譲）開始時には連帯保証人を付けることを契約要件としていなかったため、相当数の契約者は連帯保証人がない状態である。

山梨県滞納債権処理方針において「連帯保証人の設定等を行うなど制度の見直し・強化を図ること」とされているとおり、今後は既存の借地人に対しても、契約更新のタイミング等で連帯保証人を付けることを交渉することにより、滞留債権の発生を未然防止することが望まれる。

なお契約更新にあたっては、私債権であり財産調査に制約が多いことを考慮して、個人情報提供に関する同意を書面で提出させることも未然防止策の一つとして有用となる。

No.36.【招商事項】 交渉記録等など延滞債権管理簿の情報アップロードについて

延滞債権管理簿の情報を最新の情報にアップデートするとともに、交渉記録をより詳細に記録することが望まれる。

【現状】

債権管理簿において、債務者の現住所が反映されていないもの、法人登記上の所在地と異なるもの、資産の状況等に消滅した資産の情報に記載されている債務者もいる。
また債権管理簿上の交渉の経緯で、架電による交渉記録が全くない者もいる。架電しても応答せずあるいは本人不在のため記載していないということである。これらの経緯も交渉の情報の一つであるため、架電した際の内容は記録しておくことで有用な情報たり得る。

【問題点及び改善策】

延滞債権管理簿は、延滞債権への対応が、適正に進展無く進められることを確認する手段であり、その後の意思決定に重要な資料となることから、交渉について網羅的に記載するとともに常に現状把握できるような情報更新をしておくことが望まれる。

No.37.【意見事項】 本人の所在等の随時確認について

債務者本人と接触できていないような高齢の債務者については、本人の所在や生存は戸籍の附票等を定期的に入手し随時確認することが望まれる。

【現状】

支払督促発送、架電、訪問によっても不在で本人と直接コンタクトできていない状態が3年近く続いている債務者がいる。令和元年の提訴の時点から本人の所在は確認できていないことになる。

【問題点及び改善策】

債務者が高齢となっており現実的に債権放棄も視野に入れる債務者について、本人との接触ができていない債務者については、戸籍の附票等を定期的に取得して、相続の発生に備え、相続人を特定して相続放棄をするかどうかの確認が重要である。

No.38.【招商事項】 債務名義を取得している債権についての債権回収手続きについて

債務名義を取得している長期滞留債権については、調査や強制執行を行い、有効性のある債権回収手続きを実施するべきである。